

令和7年 第2回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

令和 7 年第 2 回南会津町議会定例会会議録目次

第 1 日 6 月 1 3 日（金）

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	2
◎説明のための出席者	2
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎諸報告	4
◎議案第 7 1 号から議案第 8 3 号まで一括上程、説明	4
◎委員会提出議案第 3 号の上程、説明	9
◎議員提出議案第 1 号の上程、説明	10
◎請願の委員会付託	11
◎陳情の委員会付託	13
◎散会の宣告	13

第 2 日 6 月 1 8 日（水）

◎議事日程	15
◎本日の会議に付した事件	15
◎出席議員	15
◎欠席議員	15
◎説明のための出席者	15
◎事務局職員出席者	16
◎開議の宣告	17

◎議事日程の報告	1 7
◎一般質問	1 7
渡 部 裕 太 議員	1 7
湯 田 芳 博 議員	3 7
渡 部 訓 正 議員	5 3
湯 田 哲 議員	6 5
古 川 晃 議員	8 3
森 秀 一 議員	1 0 1
◎散会の宣告	1 1 1

第3日 6月19日（木）

◎議事日程	1 1 3
◎本日の会議に付した事件	1 1 3
◎出席議員	1 1 3
◎欠席議員	1 1 3
◎説明のための出席者	1 1 3
◎事務局職員出席者	1 1 4
◎開議の宣告	1 1 5
◎議事日程の報告	1 1 5
◎一般質問	1 1 5
芳 賀 正 義 議員	1 1 5
丸 山 陽 子 議員	1 2 5
酒 井 幸 司 議員	1 3 3
楠 正 次 議員	1 3 9
川 島 進 議員	1 5 0
◎散会の宣告	1 5 9

第4日 6月20日（金）

◎議事日程	1 6 1
◎本日の会議に付した事件	1 6 2

◎出席議員	1 6 2
◎欠席議員	1 6 2
◎説明のための出席者	1 6 3
◎事務局職員出席者	1 6 3
◎開議の宣告	1 6 4
◎議事日程の報告	1 6 4
◎発言の訂正	1 6 4
◎答弁の訂正	1 6 4
◎委員会提出議案第 3 号 南会津町議会の個人情報保護に関する条例の一部 を改正する条例の質疑、討論、採決	1 6 5
◎議案第 7 1 号 南会津町公の施設の指定管理期間、利用料金等の見直しに係 る関係条例の整理に関する条例の質疑、討論、採決	1 6 6
◎議案第 7 2 号 南会津町行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	1 7 1
◎議案第 7 3 号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	1 7 2
◎議案第 7 4 号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例の質疑、討論、採決	1 7 3
◎議案第 7 5 号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑、 討論、採決	1 7 6
◎議案第 7 6 号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業 町営 住宅松下団地 1 2 号棟 建築主体工事）の質疑、討論、採決	1 7 8
◎議案第 7 7 号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業 町営 住宅会下団地 1 号棟改修 建築主体工事）の質疑、討論、採 決	1 7 9
◎議案第 7 8 号 工事請負契約について（交通安全対策事業 町道永田・中荒 井線道路改良工事）の質疑、討論、採決	1 8 0
◎議案第 7 9 号 物品購入契約について（公立学校情報機器整備事業 G I G A スクール端末購入）の質疑、討論、採決	1 8 1

◎議案第 8 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（伊南大イチョウ公園） の質疑、討論、採決……………	1 8 4
◎報告第 3 号	令和 6 年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についての 質疑……………	1 8 5
◎報告第 4 号	令和 6 年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告につ いての質疑……………	1 8 5
◎議案第 8 1 号	令和 7 年度南会津町一般会計補正予算（第 2 号）の質疑、討 論、採決……………	1 8 5
◎議案第 8 2 号	令和 7 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） の質疑、討論、採決……………	1 9 2
◎議案第 8 3 号	令和 7 年度南会津町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の質 疑、討論、採決……………	1 9 3
◎令和 7 年請願第 3 号	「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被 災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出 を求める請願書の委員長報告、質疑、討論、採決……………	1 9 4
◎令和 7 年陳情第 1 号	「消費税 5 %への減税を求める意見書」の提出につい ての委員長報告、質疑、討論、採決……………	1 9 6
◎令和 7 年陳情第 2 号	「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出につい ての委員長報告、質疑、討論、採決……………	2 0 0
◎議員提出議案第 1 号	議員定数と議員報酬に関する特別委員会設置に関する 決議の質疑、討論、採決……………	2 0 4
◎議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員の選任について……………		2 0 5
◎日程の追加……………		2 0 6
◎委員会提出議案第 4 号	被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒 の十分な就学支援を求める意見書の提出についての 上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 0 7
◎議員派遣の件について……………		2 0 8
◎閉会中の継続調査について……………		2 0 9
◎閉会の宣告……………		2 0 9
◎署名議員……………		2 1 1

令和 7 年第 2 回南会津町議会定例会 第 1 日

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 7 年 6 月 1 3 日（金曜日）午前 1 0 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸報告

日程第 4 議案第 7 1 号から議案第 8 3 号まで一括上程

（提案理由の説明）

日程第 5 委員会提出議案第 3 号の上程

（趣旨説明）

日程第 6 議員提出議案第 1 号の上程

（趣旨説明）

日程第 7 請願の委員会付託

令和 7 年度請願第 3 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書

日程第 8 陳情の委員会付託

令和 7 年陳情第 1 号 「消費税 5 % への減税を求める意見書」の提出について

令和 7 年陳情第 2 号 「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16 名）

1 番	酒 井 幸 司	議員	2 番	芳 賀 正 義	議員
3 番	湯 田 剛 正	議員	4 番	星 和 孝	議員
5 番	古 川 晃	議員	6 番	渡 部 裕 太	議員
7 番	森 秀 一	議員	8 番	川 島 進	議員

9 番	湯 田 芳 博	議員	1 0 番	室 井 英 雄	議員
1 1 番	丸 山 陽 子	議員	1 2 番	楠 正 次	議員
1 3 番	湯 田 哲	議員	1 4 番	高 野 精 一	議員
1 5 番	渡 部 訓 正	議員	1 6 番	山 内 政	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡 部 正 義	町 長	二 瓶 勝 俊	副 町 長
川 島 敬 章	教 育 長	月 田 啓	総 務 課 長
星 良 栄	総 合 政 策 課 長	渡 部 さつき	税 務 課 長
鈴 木 秀 和	住 民 生 活 課 長	遠 藤 知 樹	健 康 福 祉 課 長
橘 昭	農 林 課 長	湯 田 賢 史	商 工 観 光 課 長
室 井 利 和	建 設 課 長	星 徹 也	環 境 水 道 課 長
馬 場 和 伸	会 計 室 長	星 貴 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長
星 博 文	学 校 教 育 課 長	廣 野 友 一 郎	生 涯 学 習 課 長
阿久津 勝 英	舘 岩 総 合 支 所 長	菅 家 康 夫	伊 南 総 合 支 所 長
平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

渡 辺 健 二	事 務 局 長	室 井 夏 雄	議 事 係 長
---------	---------	---------	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

ただいまから令和7年第2回南会津町議会定例会を開会します。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

_____ ◇ _____

◎開議の宣告

○山内 政議長 それでは本日の会議を開きます。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

_____ ◇ _____

◎会議録署名議員の指名

○山内 政議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番、川島進君及び10番、室井英雄君を指名します。

_____ ◇ _____

◎会期の決定

○山内 政議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

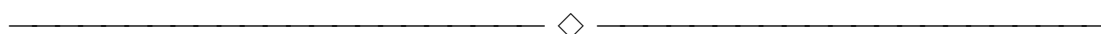
本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から6月20日までの8日間とし、明14日から17日まで休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月20日までの8日間とし、明14日から17日までを休会とすることに決定しました。



◎諸報告

○山内 政議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

令和7年第1回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告は、お手元に配付のとおりです。

次に、4月10日に招集されました令和7年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会及び5月23日に招集されました令和7年第3回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会の概要は、お手元に配付の報告書のとおりです。

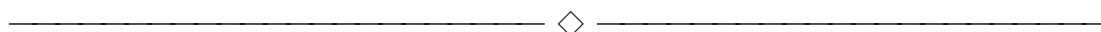
次に、監査委員から、本年4月末までの令和6年度及び令和7年度の例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので、報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

令和7年第1回南会津町議会定例会以後の行政報告は、お手元に配付の一般行政報告書のとおりです。

これで諸報告は終わりました。



◎議案第71号から議案第83号まで一括上程、説明

○山内 政議長 日程第4、議案第71号から議案第83号までを一括上程します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

令和7年第2回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多忙中のところご参集を賜り、誠にありがとうございます。

今期定例会に提出いたしました各議案等について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第71号 南会津町公の施設の指定管理期間、利用料金等の見直しに係る関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

現在、公の施設の指定管理期間は最長5年間と規定されておりますが、指定管理者においては長期的な営業戦略を立てることが難しく、利益を上げにくいといった側面を有しております。

このことから、本案は来年度に新たな指定管理期間を迎える施設を中心に、統一した指定管理期間を条例から撤廃し、指定管理施設が有する機能を効果的に活用することで施設利用者のサービス向上と継続的な運営が行えるよう規定の整備をするほか、近年の原油・物価高騰に長期的に対応する利用料金の改定及び消費税の変動を適切に価格転嫁できる規定の整備並びにその他の指定管理者制度規定に関しまして、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第72号 南会津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

現在、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年度末までに標準化基準に適合したシステムへの移行を進めている中で、住民基本台帳に記録されていない方への住民サービス適用漏れを防ぐため、住登外者宛名番号管理機能が庁内システムの共有機能として追加されます。

このことから、本案は当該機能を利用するため本条例へ規定を追加するほか、法令改正に伴う整備を含めた所要の改正をするものであります。

次に、議案第73号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

現在、選挙における投票立会人の報酬額は日額支給とされていますが、職務従事時間の長さから選任が年々困難になっております。

また、投票立会人の不測の事態により職務従事中に業務遂行が不可能となった際に報酬額の支給ができないといった問題もあることから、本案は時間単位での支給を可能とするため所要

の改正を行うものであります。

次に、議案第74号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、昨年12月の議会全員協議会で報告いたしました下水道使用料の賦課漏れについて、時効により多額の不納欠損が生じたことから、町長の給与について令和7年7月の給料月額を100分の20減額するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第75号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

主な改正内容であります。1点目は、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円から26万円に引き上げるものであります。

2点目が低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の被保険者数に乗ずる金額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の被保険者数に乗ずる金額を54万5,000円から56万円に引き上げるものであります。

次に、議案第76号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業 町営住宅松下団地12号棟 建築主体工事）をご説明申し上げます。

本案は、老朽化した町営住宅松下団地の建て替えを行うもので、去る5月15日に8社を指名し競争入札を実施しましたが、応札した3社が予定価格を超過したため、翌16日に再入札を実施した結果、6,402万円で株式会社大桃建設工業が落札しましたので、同社と請負契約を締結するものであります。

なお、工期は令和8年1月16日を見込んでおります。

次に、議案第77号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業 町営住宅会下団地1号棟改修 建築主体工事）をご説明申し上げます。

本案は、老朽化した町営住宅会下団地1号棟の住宅内部改修工事を行うもので、去る5月15日に8社を指名し、競争入札を実施した結果、5,830万円で株式会社大橋工務店が落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するものであります。

なお、工期は令和8年1月9日を見込んでおります。

次に、議案第78号 工事請負契約について（交通安全対策事業 町道永田・中荒井線道路改

良工事)をご説明申し上げます。

本案は、永田地区の町道永田中荒井線の道路改良工事を行うもので、去る5月22日に7社を指名し競争入札を実施しましたが、応札した3社が予定価格を超過したため、翌23日に再入札を実施した結果、6,985万円で久米工業株式会社が落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するものであります。

なお、工期は令和8年3月31日を見込んでおります。

次に、議案第79号 物品購入契約について（公立学校情報機器整備事業 G I G Aスクール端末購入）をご説明申し上げます。

本案は、G I G Aスクール構想第2期として端末機器864台を整備するもので、購入契約に当たっては福島県教育庁義務教育課が事務局を担っております、ふくしまG I G Aスクール推進協議会が福島県市町村G I G Aスクール端末整備に係る公募型プロポーザル審査会を経て決定した株式会社エフコムと4,628万4,480円で物品購入契約を締結するものであります。

本来であれば附属資料として入札執行調書を添付すべきところではありますが、県内市町村の共同事業であることから、当該資料を添付することができませんので、ご了承願います。

なお、納期は令和7年8月25日を見込んでおります。

次に、議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について（伊南大イチョウ公園）をご説明申し上げます。

本案は、古町地内に整備いたしました伊南大イチョウ公園につきまして、南会津町古町区を指定管理者として指定するものであります。なお、指定の期間は本年7月1日より令和12年3月31日までとするものであります。

次に、報告第3号 令和6年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書の報告をするものであります。

令和6年度予算から令和7年度予算に繰越しした事業は、光ケーブル設備改修事業のほか7事業で、繰越額の総額は3億1,189万7,000円であります。

次に、報告第4号 令和6年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越計算書の報告をするものであります。

対象となる事業は防災・安全交付金事業で、繰越額は5,100万円であります。

次に、議案第81号 令和7年度南会津町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億342万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ133億4,250万2,000円とするものであります。

補正予算の主な内容につきまして、歳入からご説明申し上げます。

第16款県支出金であります。令和7年2月以降の大雪により被災した農業者等に農業用施設の復旧費等を支援するため、大雪農業災害特別対策事業補助金を新たに計上するほか、参議院議員通常選挙事務委託金などの追加で、合わせて1,985万4,000円を追加補正するものであります。

第19款繰入金であります。5,200万円の追加補正で、雪害修繕工事等の財源の一部として、財政調整基金及び公共施設等整備基金から繰入れをするものであります。

第21款諸収入であります。この冬の雪害に対する建物共済保険金のほか、地域公共交通サービス利便性向上調査業務の採択に伴い、国土交通省が委託した団体からの補助金及びコミュニティ助成事業の補助金、合わせて3,157万3,000円の追加補正であります。

続いて、歳出について主な項目をご説明申し上げます。

第2款総務費であります。未契約だった町所有公用車のNHK受信料のほか、雪害による施設の修繕料、大橋区において集落活動に必要な備品等を整備するため、コミュニティ助成事業補助金、地域公共交通サービス利便性向上調査業務委託料など、合わせて2,126万1,000円を追加補正するものであります。

第3款民生費であります。窓明の湯のボイラー修繕料及び雪害を受けた高齢者生活福祉センター高夕の屋根修繕料、合わせて49万9,000円を追加補正する内容であります。

第6款農林水産業費は、この冬の豪雪により被害を受けた農業用施設について、農業者等の営農継続及び産地維持を図るため、農産物の生産に必要な施設の復旧費等を支援する大雪農業災害特別対策事業補助金など、合わせて3,452万2,000円を追加補正するものであります。

第7款商工費であります。たかつえスキー場リフト修繕工事請負費について、当初、スカイロード1のリフト握索機更新工事を予定しておりましたが、第3ペアリフト終点停留所の基礎部分がさびにより劣化が激しく、緊急性が高いため、予算の組替え及び不足する費用を追加して修繕工事を実施するほか、雪害等による修繕工事請負費など、合わせて4,855万9,000円を追加補正するものであります。

第8款土木費であります。唐沢トンネルの通信ケーブルの配管が雪害により脱落したため、修繕料45万1,000円を追加補正するものであります。

第10款教育費であります。633万7,000円の追加補正で、雪害を受けた教育施設の修繕料が主な内容であります。

第14款予備費であります。歳入歳出との関連で820万2,000円を減額補正する内容となっております。

以上、一般会計補正予算の内容であります。

次に、議案第82号 令和7年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,945万1,000円を追加補正し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,845万1,000円とするものであります。

主な補正の内容であります。歳入では国民健康保険税の本算定の結果を受けて、第1款国民健康保険税を1,945万1,000円追加補正し、歳出では第3款国民健康保険事業費納付金を今年度の確定に伴い、783万6,000円を追加補正するものであり、第7款予備費は歳入との関連で1,161万5,000円を追加補正する内容となっております。

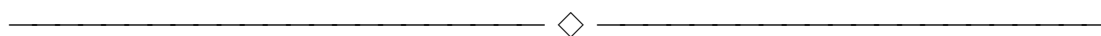
次に、議案第83号 令和7年度南会津町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、収益的収支を30万円追加補正し、収入の予定額を4億9,366万3,000円とし、収益的支出を124万5,000円追加補正し、支出の予定額を4億9,312万3,000円とするものであります。

その主な内容であります。南郷浄化センターの雪害修繕等を追加補正する内容となっております。

以上、本定例会に提出いたしました議案13件、報告2件についてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 これで提案理由の説明を終わります。



◎委員会提出議案第3号の上程、説明

○山内 政議長 日程第5、委員会提出議案第3号を上程します。

提出者の趣旨説明を求めます。

5番、議会運営委員長、古川晃君。

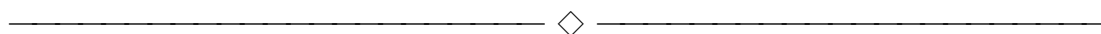
○5番 古川 晃議員 議会運営委員長の古川晃です。

委員会提出議案第3号 南会津町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、趣旨説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴う参照する同法律の条項番号の修正など、所要の改正を行うものです。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。よろしく願いいたします。

○山内 政議長 これで委員会提出議案の趣旨説明を終わります。



◎議員提出議案第1号の上程、説明

○山内 政議長 日程第6、議員提出議案第1号を上程します。

提出者より趣旨説明を求めます。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 議会運営委員長の古川晃です。

続きまして、議員提出議案第1号 議員定数と議員報酬に関する特別委員会設置に関する決議について、趣旨説明を申し上げます。

議員定数と議員報酬に関しましては、平成22年に制定しました南会津町議会基本条例に明記されているとおり、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮することが求められております。

本町議会は、次期町議会議員選挙1年前までに議員定数と議員報酬に関しての方向性を導き出すために、現在まで4年1期の中で議論を重ねてまいりました。議員定数と議員報酬を検討することは、どのような議会を目指すのか議会の在り方を考えることでもあります。

平成26年12月、平成28年3月及び令和3年6月に設置された議員定数と議員報酬に関する特別委員会では、その時々状況により様々な視点から検討が進められ、多くの論点を学びました。

今後の社会情勢の変化に対応できるようさらなる調査研究を進めることを目的に、委員定数を副議長ほか6名で構成する議員定数と議員報酬に関する特別委員会を設置するものです。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。
よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 これで議員提出議案の趣旨説明を終わります。



◎請願の委員会付託

○山内 政議長 日程第7、請願の委員会付託を行います。

本日までに請願1件を受理しております。

令和7年請願第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 議席番号5番の古川晃です。

令和7年請願第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書についての趣旨説明をいたします。

請願人の住所は、福島市上浜町10の38、氏名は、福島県教職員組合中央執行委員長、瀬戸禎子氏です。

請願の趣旨について申し上げます。

東日本大震災から14年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子供を対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和7年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、5億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学校に対する学用品等の援助や通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子供たちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和3年3月9日、「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針の

変更について」が閣議決定されました。その中で令和３年度から７年度までの５年間で新たな復興期間として「第２期復興・創生期間」と位置付け、令和３年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められています。子供の就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和６年４月１日時点で約３,０００人——これは自主避難を除いています——もの子供たちが県内外で避難生活を送っています。経済的な支援を必要とする子供たちは多く、子供たちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小するとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学に対し、いきとどいた支援が保障されるよう、下記事項について強く要請します。

つきましては、下記のとおり、令和８年度においても「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、被災児童生徒の就学支援に必要な財政措置を行うよう、関係諸機関に対し意見書の提出により要請することをお願いいたします。

請願事項。

１、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため令和８年度以降も全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出すること。

なお、提出先となる政府関係機関は、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣の４名です。

以上で、請願の趣旨説明を終わります。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

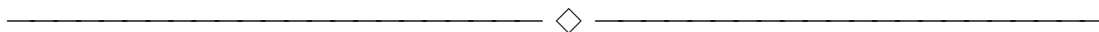
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

受理した請願については、お手元に配付の請願委員会付託一覧表のとおり、会議規則第92条第1項の規定によって、所管の常任委員会に付託します。

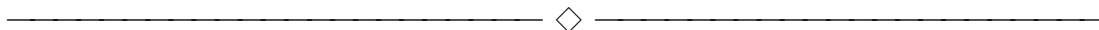


◎陳情の委員会付託

○山内 政議長 日程第8、陳情の委員会付託を行います。

本日までに陳情2件を受理しております。

令和7年度陳情第1号及び令和7年度陳情第2号は、お手元に配付の陳情委員会付託一覧表のとおり、会議規則第92条第1項及び第95条の規定によって、所管の常任委員会に付託いたします。



◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

上依の着衣を願います。

本日はこれにて散会します。

次の本会議は6月18日午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時38分

令和 7 年第 2 回南会津町議会定例会 第 2 日

議 事 日 程 （第 2 号）

令和 7 年 6 月 1 8 日（水曜日）午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

6 番 渡 部 裕 太 議員
9 番 湯 田 芳 博 議員
1 5 番 渡 部 訓 正 議員
1 3 番 湯 田 哲 議員
5 番 古 川 晃 議員
7 番 森 秀 一 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1 番	酒 井 幸 司	議員	2 番	芳 賀 正 義	議員
3 番	湯 田 剛 正	議員	4 番	星 和 孝	議員
5 番	古 川 晃	議員	6 番	渡 部 裕 太	議員
7 番	森 秀 一	議員	8 番	川 島 進	議員
9 番	湯 田 芳 博	議員	1 0 番	室 井 英 雄	議員
1 1 番	丸 山 陽 子	議員	1 2 番	楠 正 次	議員
1 3 番	湯 田 哲	議員	1 4 番	高 野 精 一	議員
1 5 番	渡 部 訓 正	議員	1 6 番	山 内 政	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡 部 正 義 町 長 二 瓶 勝 俊 副 町 長

川 島 敬 章	教 育 長	月 田 啓	総 務 課 長
星 良 栄	総 合 政 策 課 長	渡 部 さつき	税 務 課 長
鈴 木 秀 和	住 民 生 活 課 長	遠 藤 知 樹	健 康 福 祉 課 長
橘 昭	農 林 課 長	湯 田 賢 史	商 工 観 光 課 長
室 井 利 和	建 設 課 長	星 徹 也	環 境 水 道 課 長
馬 場 和 伸	会 計 室 長	星 貴 夫	農 業 委 員 会 長
星 博 文	学 校 教 育 課 長	廣 野 友 一 郎	生 涯 学 習 課 長
阿久津 勝 英	館 岩 総 合 支 所 長	菅 家 康 夫	伊 南 総 合 支 所 長
平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

渡 辺 健 二	事 務 局 長	室 井 夏 雄	議 事 係 長
---------	---------	---------	---------

開議 午前１０時００分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

————— ◇ —————

◎一般質問

○山内 政議長 日程第１、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書の規定によって、質問の回数が３回を超えることを許し、同規則第56条第１項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。

————— ◇ —————

◇ 渡 部 裕 太 議員

○山内 政議長 ６番、渡部裕太君の登壇を許します。

６番、渡部裕太君。

○６番 渡部裕太議員 皆さん、おはようございます。

本日、最初の登壇となります議席番号６番、渡部裕太です。

通告に従い、一般質問いたします。

私からの質問は大きく 2 点です。

1 点目、今後の観光振興の方向性は。

観光は裾野が広い分野であり、町としても観光誘客をはじめとして、関係・交流人口の拡大にとっても重要であります。見るだけの観光ではなく、地域を深く知ってもらい、再度来ていただけるような観光の在り方が必要であると考えます。

そこで、以下、質問いたします。

①地域資源を生かした体験型の観光に力を入れては。

②町の玄関口である駅の魅力化の重要性をどのように認識しているか。

③今後の町政運営における観光の位置づけは。

大きな 2 点目、高齢者の孤立防止対策は。

全国的に独り暮らしの世帯が増加する中、昨年に警察が取り扱った亡くなった方々 20 万 4,184 人のうち、独り暮らしで自宅で亡くなった方は、4 割近くである 7 万 6,020 人となっております。

年代別では、65 歳以上の高齢者が 5 万 8,044 人、これが 8 割近くを占めています。高齢化率の高い本町において、身近なところでも、高齢者の独り暮らしで孤立し、その結果、孤立死につながっている事例もございます。

今後、このような事態を少しでも減らすための対策が望まれます。関係機関や民間事業者と連携しながら、高齢者の孤立防止に取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、以下、質問いたします。

①町内における高齢者の独居世帯の数は。

②高齢者の独り暮らしの方が行政に求めるものは、どのようなものであると認識しているか。

③民生委員による見守り体制の現状と活動での課題は。

④孤独死を防ぐための支援体制づくりの強化が必要ではないでしょうか。

以上、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 おはようございます。

6 番、渡部裕太議員のご質問にお答えいたします。

初めに、今後の観光振興の方向性にはに関する 1 点目、地域資源を生かした体験型の観光に力を入れてはとのおただしをいただきました。

現在、町では、自然や歴史文化、食をテーマとした体験プログラムを企画し、観光客の誘客

に取り組んでおります。具体的には、藍染め体験やアロマ蒸留体験、そば打ち体験などがありますが、これらの体験プログラムは、単なる観光から町の魅力を体感し、町のファンになっていただけることを目的に行っているものであります。

また、体験プログラムを通して地域の人との交流や、さらには地域活性化の効果も考えられることから、今後も力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目、町の玄関口である駅の魅力化の重要性をどのように認識しているかとのおただしであります。首都圏からの玄関口である会津田島駅は、駅舎としての機能だけではなく、売店や食堂、会議室などの貸出しスペースがある会津田島ふれあいステーションプラザと隣接していることから、町民と観光客の双方が広く利用できる場所になっております。

さらには、昨年10月から会津田島駅が尾瀬方面への路線バスの発着所になったこともあり、新たな利用者も見込まれるなど、その役割は、今後一層大きくなるものと認識をしております。

また、この4月から、指定管理者が会津鉄道株式会社になったことから、同社が持っているノウハウやスキルによって、新しい魅力が利用者の皆様に提供されることを期待しているところであります。

次に、3点目、今後の町政運営における観光の位置づけはとのおただしであります。少子高齢化の進行による人口減少に伴い、町内の消費活動が縮小していく中、町外から人を呼びこむ観光事業は、町内の経済活動の活性化のみならず、人と人との交流を生み、観光サービスに関わる方々の活力になるものと認識をしております。

これらの取組は、議員おただしの交流人口から関係人口へとつながり、将来的には定住対策にも発展する可能性を秘めていることから、引き続き町の重点施策として取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高齢者の孤立防止対策に関する1点目、町内の高齢者の独居世帯数はとのおただしであります。令和7年4月1日現在の町の住民基本台帳データに基づいた65歳以上の単身世帯について申し上げます。

田島地域で1,401世帯、舘岩地区で242世帯、伊南地域で225世帯、南郷地域で328世帯、合計で2,196世帯となっております。

次に、2点目、高齢の独り暮らしの方が行政に求めるものは、どのようなことであると認識しているかとのおただしであります。親族や地域との関わりの状況、経済状況や健康状態など、それぞれが異なる環境の中で生活していることから、高齢者の独り暮らしの方が行政に求める具体的な内容は多種多様であると感じております。

基本的には、住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らしていけるということが、行政に求められているものの根幹にあるものと認識をしております。

次に、3点目、民生委員による見守り体制の現状と活動での課題はとのおたかしであります。が、民生委員の皆様には、それぞれの地域において、必要に応じた定期的な訪問による安否確認や行政への相談など、町民と行政の橋渡し役として活動していただいております。

訪問等により把握することができた問題や課題については、町や関係機関との連携により、適宜必要な対応を図るよう努めております。このような相談や対応を踏まえると、複雑・多様化した課題を抱える世帯が増加していると感じております。

また、民生委員の担い手確保が大きな課題であり、地区によっては人口減少と高齢化により、やむなく行政区長との兼務で活動をせざるを得ないケースが多いということも、非常に危惧しているところであります。

次に、4点目、孤独死を防ぐための支援体制づくりの強化が必要ではないかとおたかしですが、町では、医療・保健・福祉・介護が横断的に連携し、各分野において様々な施策を展開しておりますが、どの施策においても、その根幹となるものは、社会的孤立の防止を目的とするものと捉えております。

町が実施している主な施策といたしましては、民生委員による見守り活動のほか、社会福祉協議会への委託事業であります高齢者見守り支援事業、高齢者配食サービス事業、さらには緊急通報システム事業、介護保険事業による各種支援策などがございます。

複合的な課題を抱えるケースが年々増加しておりますので、人と人または人と社会のつながり、町民一人一人が生きがいや役割を持ち、相互に助け合いながら暮らしていくことのできる仕組みの充実を目指してまいります。

引き続き、本町の高齢者が住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 じゃ、まず大きな1点目から、順に再質問をさせていただきたいと思っています。

まず、答弁の中にありました、町のほうでは体験プログラムのほうを企画しているということですが、実際にこの企画に関しまして、ピンポイントで南会津町に来ていただくためのもの

なのか、それとも旅行会社のほうのツアーの一環として、ほかのところも含めての、南会津町も寄る一つの場所というような形での提案の仕方なのか、その点についてお伺いいたします。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

結論から申し上げますと、両方の取組だというふうに思っております。

株式会社みなみあいづでありますとか、あとは各種団体がございますので、観光物産協会もございます。そういったところを通して、まず全体に来ていただくような仕掛けづくり、さらには、先ほど町長答弁にもありましたとおり、藍染め体験やそば打ち体験等、ピンポイントをしっかりとアピールして来ていただくと、双方の取組なのかなというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 了解いたしました。

そのツアーに関して、参加状況というのは、おおむねどのようなものなのか。募集したところの定数は大体集まっているのか、その点に関してはいかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

ツアーの状況につきましての参加人数については、現在把握してございません。ただし、先ほど町長答弁にも入れさせていただいた各種体験プログラム、幾つか例を申し上げましたが、その人数のみ報告させていただきたいと思います。

まず、令和6年度の実績なんですが、藍染め体験は692人、アロマの体験につきましては200人、そば打ち体験は10人、あとは、こちらで持っているジップラインには461人、ワラビ取り体験は640人来ましたよという数字は把握してございます。

以上です。

○山内 政議長 6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 数値について、ご説明ありがとうございます。

体験された方々に対してアンケートですとか、そういったので、もう一度来てみたいですか、そういったところの後のアフターケアというか、意向調査みたいなものは行っているんでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

個別の先ほど申し上げたプログラムの感想、声というものは、町としては把握・集約はして
ございません。ただし、観光全体に対する感想ということで、昨年度に県の振興局が行った調
査がございまして、その中では、町に来て観光をやった方々のまた来たいという感想である
か、そういったもののデータは持っています。

以上です。

○山内 政議長 6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 先ほど、昨年度の人数のほうをご報告いただきましたが、それとい
うのは、やはり令和4年度、令和5年度、令和6年度と、人数的には増えてきているような感じ
なんでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

コロナ明けということもございまして、人数自体は徐々にではございますが、増えてきてい
るということを把握してございます。

○山内 政議長 6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 全体的なところを見ましても、物を買うというよりは、体験にお金を
使うというような傾向があるというような報告、また統計データもございます。

その中で、やはり南会津町、どちらかといいますと、見てもらう観光より、今後は星空に力
を入れたりですとか、体験型のほうで、ほかとの差別化をしていく必要があると思います。

そういった中で、例えば一例として、ふるさと納税の中の返礼品にも、会津鉄道運転体験、
こちらの一つ二つ、日数のほうが、やはり会津鉄道さんのほうの都合もあると思うんですが、
受付は終了ということで、結構需要があるというふうに私自身は感じているんですが、今後、
そういったふるさと納税の中に体験メニューを増やしていく、そうしたことで、まず来ていた
だくような関わりの取っかかりをつくるというようなことは、町のほうではどのように認識し
ているのでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

議員おただしのとおり、なるべく消費を増やしていくという視点から、観光地を巡るという
よりは、できるだけ滞在時間を長くしていくと。そのためにはやはり、ご提案のとおり、体験
であるとか交流というキーワードの取組が必要になってくるのかなというふうに思ってい
ます。

議員おただしのふるさと納税の体験型返礼品につきましては、まず令和6年度なんです、これは議員からございました会津鉄道の運転体験以外にも、シーズン券の返礼とかも含めて、全体で103件の申込みがございました。

そのうち、おただしの「列車でGO！」という企画なんです、会津線の運転体験1名様という体験プログラムの返礼品もございまして、そちらにつきましては、昨年度は5件の申込みがございました。こちら、1回当たり2件という枠組みの中で、会津鉄道さんと協議をしながら、調整をしながらやっているんですが、こちらは、まだまだ伸びていく可能性はあるというふうに思っています。

こういったふるさと納税の返礼品をさらに増やしていく、いろいろ実務的には企業登録等の必要もありますので、どんどん増やすことはできないんですが、ただ、可能性としては非常にございますので、こういったプログラムは今後、増やす方向で検討していければなというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今の答弁のほうからも、需要のある部分であるということは認識いたしました。

例えば南会津町に限っていいますと、文化観光という意味合いでは、会津田島祇園祭の花嫁行列、そういったものの募集を今しているところですが、それを返礼品のほうでも募集してみるとか、そういったことでより広く周知してもらう方法とか、そういったこともあると思いますので、今後、ぜひメニューの充実を図っていただきたいと思います。

そういった中で、1点、町長のほうでも力を入れているということで、星空観光のほうについてお尋ねしたいんですが、こちら、星空観光については、3年目終わって4年目ということになるかと思うんですが、ここに関して、実際の実績といいますか、どのぐらいの需要があって、町に宿泊してきていただいているとか、そのあたり、今現時点での事業を行って、どのような状態であるか、その点について、大まかにお尋ねいたします。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたしますが、星空の昨年の取組の細かい数字については、現在持ち合わせておりません。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 具体的な数値ではなく、結構需要があるものだと町として認識してい

るのか、募集をかけた際に結構申込みがあるですとか、そういったあたりの状況についてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

これまでも町長のほうで、必要性、さらには可能性については何度も、いろんな場で申し上げてきたとおりに思うんですが、星空については、まだまだ売れるというふうに思っています。宿泊施設を利用しながら、そのプログラムで体験しているというふうなお話も伺っているところです。

現在、町のほうで取り組んでいるのは、そういったガイドを行う人たちを育成する取組を行っておりますので、そういった星空を目当てにいらっしゃる方々が、宿泊施設でそのニーズに応えられるような、要望に応えられるような人材を、本年度も育成していきたいというふうに思っています。それが取組になってございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 加えて、私のほうからもお答え申し上げます。

具体的に星の郷ホテル、こちらに宿泊された方に、星空ガイドを含めてサービスを提供しております。非常に、その中身については好評を得ているということで、我々の地域が持っている星空という魅力、これについては実証されているのかなというふうに考えております。

議員から言われたように、今後さらに、そのほかの施設での星空をテーマとした誘客につながる商品化、これが今後の進めていく課題かなというふうに捉えているところです。

○山内 政議長 6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 星空で売っている地域、ほかにも結構ありますので、やはりまだまだアピールが足りないのかなと、正直、個人的には感じているところであります。ただ、まだこれから、ガイドの養成ですとか、力を入れていくということでもありますので、さらなるPRで、南会津町を星と結びつけるようなPRをぜひしていただきたいと感じております。

そういった中で、①の答弁の最後のほうにあったところなんですが、体験プログラムを通して地域の人との交流、地域の活性化ということで、地域の方々の交流に関しては、具体的にどのような形を想定しているのか。実際に来ていただいて交流が生まれているのか、そういったところに関してお聞かせいただきたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

交流を図るための体験型の事業というのは非常に重要ではございますが、現在、教育旅行をはじめ、その担い手、受入れ先が人手不足によって少なくなっている、その取組自体が縮小してきているという現実もございます。したがって、そういったものを今後増やしていくには、やはりもう一度担い手を増やしていくところから始めていく必要があるのかなというふうに思っております。

したがって、まず交流事業を行っていく、体験を行っていく、そこで南会津町のよさに気づいて、一人でも多く、今度は提供する側に来ていただく、ちょっと時間はかかりますが、そういう仕組みづくりをもう一度始めていく必要があるのかなというふうに思っております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 どこでも担い手不足問題というのが切り離せないような状況になってきていると思います。

ただそこで、やはり人がいないということだけではなく、じゃ何が課題となってやる人が少ないのかとか、そのあたりを本当、細かく詰めていかなくては、何もやらないと自然と担い手はいなくなっていくというのが当然だと思いますので、そのあたりも精査をしていただきたいと思いますと考えております。

次、②のほうに移らせていただきます。

駅の魅力化についてなんですが、駅が新体制になって、4月末のほうから大体2か月近くたちました。私も何回か駅のほうには訪れております。昨日も現地のほうに行ってまいりました。そういった中で、来ているお客さんと、あと施設を管理している方のお話も聞いてまいりました。

答弁の中で、指定管理者が替わったということで、新しい魅力が提供されることを期待しているということですが、実施2か月たって、利用者の声ですとか、管理者側からこういった課題があるよとか、ここはすごくよくなったとか、そういった声というのは届いているでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

議員も現場のほうでいろいろ聞き取りをされたので、我々の情報と、ある程度同じなのかなというふうに思っていますが、まずは売店、食堂については、利用実績が上がっているというふうに報告を受けております。いわゆる利用者が増えているという実情でございます。

さらには、いざ1か月、2か月ですかね、経過した中で、ご承知のとおり、観光案内所とい

うのは現在設けてごさいません。現在やっている業務の中で、観光案内をしっかりとやっているというような報告も受けております。

ただ、いろいろ売店等を、いろんなほかのサービスをやりながら、いらっしゃった方々に案内をしているということでございますので、そこについては、やはりいろいろ問合せもありますので、そこはちょっと大変だというふうな報告は受けております。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今、観光案内所という話も出ましたが、やはり昨日も実際に来られたお客さんのほうで、観光案内所はないのかというようなことを尋ねている方がいらっしゃいました。

利用人数が少なくて設置しないとか、そういった意向も分かるんですが、やはりなくすよりも別な形で、今答弁にもあったように、ほかの業務と併せて観光案内も行っているということですが、やはり来たお客さんにとっては、それらしき案内所っぽいようなものが見当たらないと、どうしたものかというような声も聞かれます。

そして、もう一点、尾瀬行きのバスの発着が田島駅になったということで、私もバスの乗り場とかには行ってはいるんですが、お客さんのほうで乗り場が分かりづらいというようなことで、会津バスの時刻表があるんですが、そこを細かく見ないと、尾瀬行きとか、そういったことが記載がありません。

そういったところを管理しているところと協議した上で、もう少し分かりやすい表示の仕方、利用される方、見ている限りだと、ほぼ高齢者の方が中心ですので、そういったところに親切丁寧な表示等が必要なのではないかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

まず、1点目の観光案内所の、いわゆる常設についてのおただしなのかなというふうに思っているんですが、まず、こちらは前提に、当初赤字で経営ができないということから、指定管理者が替わったというところをしっかりと押さえておかなくはいけないのかなというふうに思っています。

その赤字の一端が、まず収入を上げられない。観光案内所に人を常設するというのは、どうしてもやはり施設を管理する以上、どうしても赤字の原因になってしまいますので、まず会津鉄道株式会社さんにつきましては、案内業務をほかのスタッフでカバーすることによって、施

設を存続するための収支改善を図っていくという提案の下、指定管理を受けてございますので、まずそこは、現在の指定管理者の運営方法、経営方法を、しっかり今後も見えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

その上で、案内業務なんですけど、確かに議員さんおただしのとおり、今まで来られていた方は、あそこになくなったのというふうな問合せはあるそうです。ですので、そういった固定客、さらには利用される年配の方々に親切な案内、ガイドというのは、今後町も入って、どういう在り方が望ましいのかを検討していきたいというふうに思っております。

あともう一点が、やはり駅構内の表示の問題、これも議員からおただしのとおり、今後改善できるところは、しっかり現在の管理者に伝えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 私もまた、戻して観光案内所を設置してくれとか、そういった意見ではなく、やはりコーナーでもいいので、売場の中に観光案内をしてくれるらしい雰囲気があることが大事じゃないかというふうに考えております。そういったところも、ほかの方も質問を今後されると思いますので、検討課題として言っておきたいと思います。

尾瀬のバスに関してなんですけど、実際に駅の売場と、あと近隣の店舗さんに話を聞きますと、尾瀬行きのバスの発着によって、お客さんがやはり多く来ているのは分かるということなんですけど、乗り継ぎの問題で、私も時刻表のほうを調べたんですけど、ほとんど来る場合、帰る場合、大体が電車とバスの乗り継ぎが、15分程度ぐらいのものが多いです。短いところだと11分ぐらいしか、乗換えの時間がないというような状況です。

そういった中で、やはり来られるお客さんが近くの店舗を利用する時間がないですとか、売店でお土産をゆっくり買っている時間がないなんていう声も、ちょっと現場のほうで聞かれました。

その辺なかなか、交通機関との協議等あると思うんですけど、せっかく来ていただくので、利用されやすいような、もう少し時間に余裕を持って、1本送らせればいいのか、そういう問題になるのかもしれないですけど、現状、やはり乗り継ぎがタイトな状況にはなっているので、その点、今後、交通機関と協議をしていただきたいと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

観光客だけの路線バスではない、生活バス路線なので、町も欠損部分について、檜枝岐村と

折半をしながら出している、住民の方が利用するのが一番の目的でございます。そういったことを考えると、鉄道との乗り継ぎ時間は、やっぱり無視することはできないと思うんですね。

一方、収入を上げるために、バス路線に対する町からの損失補填の金額を少なくするためには、観光客に乗ってもらおうという2つの側面がありますので、この辺をどういうふうに折り合いをつけるのかというのが課題だと思います。

バス運行しています会津バスさん、それから鉄道を運行しています会津鉄道、この辺と、その辺の課題を、議会でもそういう提案があったということを踏まえて、表示のことを含めまして、会津鉄道との話合い、または会津バスとの話合いの中で、ちょっと議論していきたいと思っています。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今町長おっしゃったことが、もっともだなと私も感じております。観光だけではなく、もちろん路線バス、地域の方々の足としての意味合いもあるので、どちらかに振れるということは、なかなか厳しいのかなと思います。

そういった中でも、やはり一番ベストなところを探っていくということが必要だと思うので、多少の調整で中身も変わってくるかもしれないですし、それこそ短時間でも利用しやすい売場ですとか、そういった方向を考えることも可能かと思います。

売場に関してなんですが、先ほど商工観光課長のほうからも答弁ありましたように、売上げのほうは伸びているというところで、前に比べれば大分シンプルになって、見やすい売場になったかとは思いますが、ただその一方で、少し殺風景な感じもしないではないといいますか、やはりちょっと売場というと、わくわくするような感じじゃないと、購買意欲がそそられないというところもあります。

今、売場、昨日行ってきまして、日本酒の売場を真ん中に持ってきて、G I 取得もありますので、やはりメインのお土産物として出しているのは分かります。さらに、G I 取得したということ、日本酒を売りにしているということを前面に出すためにも、もっと魅力的な売場の方法もあるのかなと思っております。

隣の新潟県、そこも日本酒、もちろん力を入れていますが、駅前ですとか、数百種類飲めるような日本酒の自販機があったりですとか、100種類ぐらいですね。数百種類のというのはちょっと間違いでした。そういった、ぱっと見ただけでわくわくするような仕掛けが必要なのかなとも思っております。

今後、駅の改修計画等もあるんですが、その計画について、どのようなことに重きを置いて

改修を計画しているのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

まず、売場の特色なんですけども、議員おただしのとおり、もっともっと、やっぱり見せ方が大事なのかなというふうに思っています。私も直近ですと、浪江の道の駅に寄る機会がありまして、やはりあそこも日本酒の見せ方が非常にうまいなというふうに思っていて、そんな感想を持ちながら帰ってきたところでございます。

現在、ご承知のとおり、売場を担当されている方というのは、今まで道の駅であるとか、いろんな経験をされている方ですので、おのずと収支を改善していく、売上げを上げていく、さらにはサービスを向上していくという意識の下、議員おっしゃったような改善が今後図られていくのかなというふうに期待しているところでございます。

その上で、おただしの今後の改修なんですけど、当初予算にも上げさせていただきましたとおり、大規模改修を予定してございます。今年度はその実施設計でございますが、実施設計をするに当たって、やはりサービスの向上、利便の向上、さらにはそれぞれの職員が、駅のスタッフ、関係者が利用しやすい施設を今詰めているところでございまして、そういった利用者目線、さらには働く方々の目線を大事にしながら、本年度、実施設計に入っていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 加えて、私のほうからもお答え申し上げます。

大規模改修の一つの視点としては、2階部分にエスカレーター、エレベーターがないので、バリアフリー化をやっぱりやらなくちゃいけないかな、高齢者でも2階に上がってお食事を楽しめる、そういうふうな今までにないサービスの提供というものは、やらなくてはいけないかなと。

これがどのぐらいの経費かかるのか、その辺も含めて、施設の改修のほうを検討していきたいと、このように考えているところです。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 計画の方向性についてご答弁いただきました。

エスカレーターとか、そういったバリアフリーに関することも検討しているということですが、やはり金額的に、かなり大きな数字になってくるのかなと正直思います。そういった場合

に、それを別な形で、例えば食事に関しては、厨房を造る自体はかなり費用かかってしまうので、上で作ったものを下で提供できないかとか、そういったほうが金額的にはかからないのかなと思います。そういったところを、別な売場のほうの設備の充実ですとか、そういったところに使うというようなことも考えられると思います。

駅の改修計画については、会津鉄道さんのほうも、こういうふうにしたいですとか要望を出して、町と協議するような機会はあるのでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

今年度の計画、当初予算に盛り込むに当たりまして、事前に会津鉄道株式会社さんとは協議を重ねてまいりました。さらに、これから発注するわけなんですけど、そこに向かって、再度確認をしながら、先ほど申し上げた視点で意見を取り入れながら、最終的な発注に動いていけるような調整はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 駅というのはあるないで、かなり大きな違いになってきます。そういった視点でいうと、駅というのは町としてお金をかけるべきところ、削るべきところ、かけるべきところあると思うんですが、駅に関しては投資をしていくところだと私は考えております。

ぜひ今回の改修計画の中で、より魅力的な駅となるように、様々な方向性からも検討を加えて進めていただきたいと思いますと考えております。

次に、③のほうの再質問に移らせていただきます。

町政運営における観光の位置づけということで、少し大きな視点からの質問とさせていただきます。ここにおいて、今、町有の観光施設の問題も町から方針のほうが出されて、議員のほうからも意見があったところではあります。

そこに関して、観光の振興ということで、南会津町は合併して20年たちますが、それぞれの地域ごとにまた観光振興を行っていくのかとか、それとも観光の役割をどこかに集約してとか、そういった大きな視点で、観光はどの程度まで重点を置いてやっていくのか。

例えば南会津町において、ここの地域を観光に重点を置きますよとか、そういったところの方針は、町としてはどのような考えでいるのでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

やっぱり、それぞれの地域に観光文化、資源がございます。一つの地域に寄せると、どこか特化するということは、得策ではないのかなというふうに思います。

それぞれ持ち合わせている観光資源に、どういうふうに形を、施策を投じて、お客様においでいただいて消費をしていただくかというところに絞って、やっぱり今後、やらなくてはならないというふうに思っております。

今回のスキー場を含めた観光施設の評価の在り方、それから、町としての方針案を示しましたが、単なる町の公費の削減ではなくて、そこに来ている効果というものをしっかり見てくれるというような大きな声が、今回の方針の見直しの一つの方向性に、私はなったというふうに理解しておりますので、さらに町の魅力をしっかり磨き上げて、訪れる人に満足の上げられる観光体験、そういったものに仕組みをつくっていかねばならないと、このように考えているところであります。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 それぞれの地域での観光振興をしていくというような中身だったかと思うんですが、各町有施設において、設置目的というのをそれぞれ明確にして再定義する必要も、施設によってはあるかと思います。やはりそれぞれ、この施設はこのためにありますよということも、町民の方々がそれぞれ再認識した上で、じゃここの施設を残すために何をやるか、そういった議論が必要になってくるかと思います。

例えば、さっきの全員協議会の中であった町有施設、観光施設の方針の中、一例挙げまして、だいくらスキー場の方針の中に、会津田島駅からも近いため、やり方次第では鉄道利用者の受入れ拡大も可能と考えるというような記載が今回追加されました。

その記載の方法全般についてなんですが、一応町の方針ということではあるんですが、可能と考えるですとか、ちょっとそういったような記載が目立ちます。方針であれば本来、こうしていきますよ、そういうような町主導の意気込みが欲しいと個人的には感じております。どこかちょっと、他人事のように感じなくもないかなと思っております。

そういったところを含めて、今後各施設において、観光施設において、町が主導で施策を行っていく方法なのか、それとも官民連携をした組織が主導で、提案を受けて、町は、じゃそういったことをやっていきましょうという受け身なスタイルなのか、そこについてちょっとはつきりしたいなと思い、質問させていただきます。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

今後立ち上げる官民連携の組織なのか、町が主導なのかというのは、私は双方なのかなというふうに思っています。

まず、今回の出させていただいた方針なんですが、前提として、公費をいかに、公費負担をいかに削減していくかというような下で方針が示されておりますので、そういった一つ一つのビジョンでありますとか、さらには観光ビジョン、観光行政をどうしていくかという大きな方向性が、確かに内容が少なかったのは、それは今回の方針の性質上、やむを得なかったのかなというふうに思っております。

一方で、タウンミーティングをはじめ、前回の全協でも、そこに対する御指摘はありましたので、明確なビジョン、方向性、さらには個々の観光施設が、どういう趣旨の下、今後どういう方向性に向かっていくかというのは、今回の指定管理の公募の中、さらには議員おただしの官民連携組織の中で、町民の意見も交えながら、もともとは三セク、さらにはスキー場というのは、雇用対策というふうな位置づけもあったんですが、そういったものも大分変わっておりますので、繰り返しになりますが、現在どういう位置づけで、どのような運営をしていくかというのは、町、さらには官民連携の中で、意見、アイデアも出していただきながら、明確なビジョンは出していきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 答弁いただきまして、双方のところだということで、どちらかが主体的にということでは現状はないというような話は了解いたしました。

今後、確かに流れ的なものもあるので、どちらかが出過ぎてもうまくいかない可能性含めて、今後、やはり組織が立ち上がってから、そのあたりの検討を重要視していかなくてはいけないと感じております。

もう一点、答弁の中にありました交流人口、関係人口、そちらが定住対策にもつながるというような答弁ございましたが、そのあたり、つなげていくための何か策を講じるとか、そのあたりまで考えているのでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

まずは、現在、いろんな関係人口を高めるために取り組んでいる既存の事業を、しっかり行っていくというのが大事なのかなというふうに思っています。

本町では、南会津町ふるさとサポーターというのも実施してございますので、そういったも

のをしっかり周知しながら、まずは観光という入口から交流に持っていく、そこから、町長答弁にもありましたとおり、ファンを増やしながら町への興味を高めて、そこから、ここはちょっとハードルが高くなるんですが、住んでみたい、暮らしてみたいというふうな取組を進めていきたい。その一つが、先ほど申し上げたふるさとサポーターというふうな取組を、さらに拡大していく必要があるのかなというふうに思っています。

さらには、一つの事例といたしまして、議員もご承知のとおり、水引集落ですね。ワークショップを行いながら、NPOと地元の団体が一緒になりながら、関係人口を高めるような取組もしておりますので、そういった事例も踏まえながら、今後交流人口を増やす、さらには、住んでみたいと思われるような取組を広げていきたいというふうに思っております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 いきなり定住までというのは、やはりハードルはかなり高いのかなと私も感じております。

そういった意味でいえば、定期的に来てもらえるということだと、だんだん2拠点居住とか、そういった国のほうで推進している事業もございますので、そちらのほうも、積極的に定住、まず定住とまではいなくても、定期的に来ていただけると、そういったような環境を増やしていくのが大事ななと感じております。

次、大きな2番目のほうの再質問に移らせていただきます。

高齢者の独居世帯の数ということでお聞きしました。トータル2,196世帯ということで、お一人なのでこの人数分ということになります。人口でいうと、大体人口の17%ほどになるかと思います。結構数字としては、独りで住んでいる65歳以上の方が人口の17%もいるというのは、大きな数字かなと感じております。

そういった中で、やはり私は身近なところでも、そういった孤独死の事例がありましたので、今回質問をさせていただきました。

もちろん行政側としても、いろいろな対策をしていることは私も承知しております。そういった中で、どうしても行政の目が届かないところというのも出てくるのは、しょうがないといえましょうがないということで、済ませてしまうとは思いますが、やはりそういったことは、行政以外のところに助けを借りて、穴を埋められるんじゃないかというような取組をしている自治体もございます。

実際に、答弁のほうにもありましたように、配食サービス、そういったものも行っています。ただ、祝日、年末年始はやっていないと。そういったときに、実際私の体験したところ

も、ちょうどお正月の時期の出来事でした。そういったところを、例えば行政側がサービスを提供できないところを民間の方を使ってやっていただくとか、そのあたりの連携が今後強まっていけば、取りこぼしが少なくなるというふうに考えるんですが、その点の視点の考え方はいかがでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 答えいたします。

当然、行政の目だけではカバーし切れないというふうなものがございまして、その目から外れてしまったり、休みの日に亡くなられる方というのは出てしまうと思っております。

一番は、地域の目、隣近所の目だと思っております。人と人とのつながりの中で見守っていく、日頃からそれぞれが見守っていく、それが一番重要じゃないかなというふうに考えております。

もう一方で、民間企業という点では、もしかすると新聞取っておられる方であれば、新聞がたまっていたらば、何かあるんじゃないかなとかという連絡がもらえるような体制も、ちょっと考えられるのかなと思っておりますが、やはり一番は地域の目だというふうに考えております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 確かに今答弁ありましたように、地域の目というのが非常に、一番身近ですので、行き届きやすい視点だとは考えております。ほかの自治体でも、隣近所、生存確認をするのに毎朝お花を出して、夜は家の中に入れるとか、そういった簡単に始められるところからやっているところもございます。

そういった中で、民生委員の方の質問もさせていただきましたが、実際に見回り活動をしていらっしゃるわけですが、そもそも民生委員の方の担い手がないということで、それが一番の課題であるというような答弁内容でありましたが、実際に民生委員の方が続けづらいというか、やりたがらない、何かそこに関しての理由というのは、現在民生委員をやられている方からとかの話は上がっているのでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 答えいたします。

具体的な意見については、私は把握してございませんが、予想するに、今現役で仕事をしている方が多い、ある程度の年齢になっても多いということがあって、活動しにくいんじゃないかなというふうに思っております。これが一番ではないのかなというふうに考えております。

○山内 政議長 6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 現役で働いている方が多いというなお話でした。そういったことであると、なかなか正直、活動はしづらいのかなと思っております。

逆に、活動しやすい人が誰かという、やはりリタイアされた方とか、そういった方であれば、時間の都合とかもつきやすいのかなと思います。ただ、そういった方たちがあまりやっていないという現状は、何か理由があるのか。

そもそも民生委員というものの役割、どのようなことをやっているのかというのを知っていただくための行動というか、何か町のほうでは行っていることはありますか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 民生委員という仕事の内容を知っていただくというような周知は特に行ってございませんが、リタイアされた方についても、民生委員という役割が重いのではないかなというふうには予想しております。

○山内 政議長 6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 今答弁にあった役割が重いということ、具体的にどういったところが重いと感じられるのか、その点について、詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

私も過去に民生委員の業務を担当したことがあります。それらを踏まえて、当時を振り返ってみますと、やっぱり相談案件が困難なケースが非常に多い。こんなことまで民生委員に相談来るのか、これを役所につないでも、うまく解決できないというような問題があります。健康上の問題だったり、家庭環境の問題だったり、場合によっては相続の問題だったり。

さらには、独り暮らし高齢者に今、アイネットという見守りシステムがありますが、安否確認してくださいと現場に行ったら、お亡くなりになっていたというふうなことで、民生委員の仕事って、死亡に立ち会うような重い仕事なのかというふうに言われたことを思い出します。

やはり我々が求めているもの以上に、お客さんのほうから、高齢者の方からいただく相談案件と自分たちができる内容と、そこに乖離があるのかなというのが、民生委員の重さとして、私は感じたところです。

○山内 政議長 6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 内容について説明いただきまして、やはり役割、どのようなことをやっているのかというのがまず分からないと、そもそもやってくれと言われたときに返答のしよ

うがないと思います。

私の調べた範囲で、やはりほかの自治体でも、民生委員の成り手不足というのは結構深刻化しているところが多いようです。そういったところで何をやっているかという、やはり業務の内容をまず知ってもらうイベントを開催する。民生委員というのはこういうお仕事ですよというような中身を知ってもらうようなイベントを開催するところから始めて、確かに仕事の内容に対して、無償ボランティアですので、交通費とかは出たとしても、基本的には無償でやるというようなところが、どうなんだというような議論もあるかと思うんですが、まずそういったことで、成り手不足の解消のために業務を知ってもらうというような取組が必要なのではないかと思います、その点、町は、今後そういったことに取り組んでいくような必要性というのは感じているでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 答えいたします。

イベントになるかどうかは、まだ具体的なものは持っておりませんが、知っていただくという活動は必要なのかなというふうに思っておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

○山内 政議長 6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 やはり 1 人の負担が多過ぎると、なかなかやることができないというようなところが、民生委員以外でもあるかと思います。そういった場合に、一人一人の負担を減らす、数を増やすということになるんですが、そういったところで制限付で、例えば 1 人当たりこの程度までとか、そういった負担を軽くするような方向性であれば、少しやるハードルというのが低くなるのかなともちょっと考えております。そのあたり、今後の検討課題として、これから重要になってくると思うので、ぜひ検討のほうを進めていっていただきたいと思います。

また、負担を減らすという視点でいえば、ほかの関係団体との協力ということも考えられます。私も実際に消防団のほうで、高齢者の見回りというのを年に 2 回ほど実施しております。ただその際には、飴と、あとは、基本的には火の用心ですね、その火気の取扱いに注意してくださいというようなご案内で回っていますが、その際にちょっと近況を聞くですとか、何か困っていることはないかとか、そういったところを上のほうまで報告で上げる。そんなに手間ではないと、正直個人的には思っています。

そういったところまで、少しずつですけれども、消防団ですとか関係機関がちょっとずつ関

わっていくと、民生委員一人一人の負担も減るのではないかなと思うんですが、そういった関わる関係機関、そういったところを少し増やしていく。そういったことは、町としてはどのように検討しているでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 答えいたします。

議員おっしゃられるように、民生委員だけですとか消防団だけですとかというふうなところに、負担が1か所にいってしまくと、やはり受けたい気持ちがあっても受けにくくなってしまいうというのは私も感じておりますので、いろんな目を使って、複数の目、具体的に今はないですけれども、複数の目を使って見守っていく、そういう体制をつくっていくというのは、必要だというふうに考えております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今後、高齢の方の人数も、現時点で結構、割合としては多い状況ですので、必要とされる方に必要なサービスが届くような行政の在り方であってほしいと思っております。

高齢者の方々が、答弁のほうにもありましたが、住み慣れた場所で安心して住み続けられる、それを実現できるような行政のこれからの対応であってほしいと期待を申し上げて、私の一般質問を終了いたします。

○山内 政議長 以上で、6番、渡部裕太君の一般質問を終わります。

————— ◇ —————

◇ 湯 田 芳 博 議員

○山内 政議長 次に、9番、湯田芳博君の登壇を許します。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 議場にお集まりの皆様、おはようございます。

議席番号9番、湯田芳博であります。

昨今の国内情勢をおもんばかるに、あまりにも近視眼で利己的な言質と熟慮に欠ける決定行為を繰り返し、自らの本質的な役割・使命とは何か、これを見失っているのでは、そのような疑念を持たざるを得ない思いであります。顕在する事象、つまりは時流に心奪われ、潜在する根本を見落としているものと言わざるを得ないのであります。

政治と行政は一体であり、政策決定は極めて重要なことと肝に銘じ、一般質問を行います。

初めに、中山間地域における規模拡大の農地整備がもたらす経営の継承・承継及び集落の変容見通しについてであります。

その1つ目、優良農地（水田）であります。これを形成するために行う農地整備事業の客土に、町内の工事現場で発生する土を考えているとのことでした。この適応する土壌の条件をお示しいただきたいというふうに思います。

2つ目、新たな農業構造は農地を集約し、規模拡大を図り、生産性を向上させると、令和7年3月議会定例会での答弁がございました。

私は、生産性と同時に、収益性を論じなければならないものと考えます。生産性を上げるための投資として機械・機材費、そして運搬や調製など、経費と生産コストを試算すべきと思いますが、本町における生産コストの把握状況及び経営分析内容等がございましたら、お示しをいただきたい。

3つ目、中山間地域で行う規模拡大による生産性を目指す農地整備事業に期待する収益的安定性と経営の継承・承継は、どのように確保されていくのか。また、当該事業を実施する集落は、今後どのように変容していくか、将来予測をご明示いただきたい。

次に、町が必要な業務処理を遂行するための職員採用に当たり、正規の職員、これについては再任用を含みます、それと会計年度任用職員を配置区分する合理性についてであります。

令和7年3月議会定例会における一般質問に対する答弁を基に、以下に関する事項の見解を求めます。

1つ目、正職員は政策立案や高度な政策判断を要する業務に就くため、行政事務に対する知識・経験を積み、長期にわたって従事する者と位置づけている、このような答弁がございましたが、高度な政策判断の具体例を示していただきたい。

2つ目、必要な職員を確保する観点から、各年度の業務量や業務内容、退職職員数などを踏まえ、不足する人員について、短期の雇用を原則として会計年度任用職員を雇用するとの答弁でありましたが、恒常化する短期雇用者を正規の職員として採用しない理由をお示しいただきたい。

3つ目、再任用職員については、専門員の職名で任用するとのことですが、複層化が進む制度変更や多様化するシステム機能に対応する能力の観点から見て、再任用職員が業務執行上、支障となる可能性はないのか、これについて伺います。

次に、快適な住民生活を持続させるために、必要とされる公共事業の施工に必要な財源の確

保と事業者における施工能力の実態についてであります。

その1つ目、都市計画マスタープランで示された公共施設及び生活インフラの改修・更新をこれまでどおり実施するのに、必要な財源が不足するとのことですが、このような結果を招いた原因を明らかにし、今後の政策展開で配慮すべき重要事項をお示しいただきたい。

2つ目、上下水道の埋設管に破損等のおそれはないか、点検状況を明らかにし、改善策をお示してください。

3つ目、除雪事業を実施する事業体等の出動実態は、適時適切に検証されているものと思いますが、実態の現状を説明し、改善すべき案件があれば、その対応策を明示願いたい。

以上、当該質問は全て、町長に答弁を求めるものであります。

なお、答弁内容によっては、与えられた時間内において再質問をすることといたします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 9番、湯田芳博議員のご質問にお答えいたします。

初めに、中山間地域における規模拡大の農地整備がもたらす経営の継承・承継及び集落の変容見通しはの1点目、優良農地を形成するために行う農地整備事業の客土に、町内の工事現場で発生する土を考えているとのことでしたが、適応土壌の条件を示せというおただしをいただきました。

農地整備事業において、客土材に適用できる土壌の条件といたしましては、石れき含有量の少ない土壌とされており、現地にて石れきの有無や作付に支障となるような雑物などが含まれていないかを確認し、客土材として選定していると伺っております。

次に、2点目、生産性と同時に収益性を論じなければならないものと考えられることから、生産性を上げるための投資として、機械・機材費や運搬から調製等、生産コストの状況把握及び経営分析内容を示せというおただしをいただきました。

農地整備事業では、水田の一枚一枚に隣接する用水路、排水路、農道を配置し、区画を大きく整形することで大型機械の導入や機械の効率的な稼働が可能となるとともに、大切な資源である水の合理的な管理ができ、労働時間が大幅に短縮されます。また、小規模に分散している農地が集団化され、農作業が効率的に行えるようになります。

さらに、農地を貸し出すなど農地の流動化や農作業の受委託を進めることで、農業機械の効率的な稼働が可能となる連担的作業条件が形成されます。このことにより、機械的な作業の分断が解消され、生産性の向上が図られるとともに、労働時間の短縮、担い手の経営規模の拡大、労働経費及び機械経費等、生産コスト低減の効果が期待できます。

本町における生産コスト、米の作付規模60キログラム当たりの生産費につきましては、作付面積0.5ヘクタール未満での生産費であります。1万9,835円と試算しております。また、本町の平均作付面積は2.2ヘクタールであり、生産費は1万5,134円と試算しております。

なお、水稻は、作付規模により生産コストが減少していく典型的な作物であります。また、経営分析内容につきましては、本町の農業収入は、令和5年度においては平均で約370万円、令和6年度においては平均で460万円と把握しているところであります。

次に、3点目、中山間地域で行う規模拡大による生産性向上を目指す農地整備事業に期待する収益的安定性と経営の継承・承継はどのように確保されているのか、また、当該事業を実施する集落は今後どのように変容していくのか、将来予測を示せとのおただしをいただきました。

農地整備事業の実施により、大区画化や担い手への農地の集積・集約化による生産コストの低減と品質向上が図られます。また、排水路の整備、暗渠排水、客土を行うことで、水田が水稻だけではなく畑作にも利用できるようになることから、花卉等の高収益作物の導入が可能となり、安定した収益の確保につながります。

経営の継承・承継につきましては、次世代への技術継承や設備投資の支援を行うことで、持続可能な農業経営の継承・承継が確保されと考えております。

整備後は、収益の安定化や経営の継承・承継が図られ、農地整備事業を契機として、地域農業の担い手育成と担い手への農地利用集積、新規就農者の受入れを推進することにより、生産性の向上など農地整備事業の効果が発揮され、水田農業の体質強化が図られます。また、農業における多面的機能の発揮により、安全・安心な地域コミュニティづくりが形成されていくものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、町が事務処理を遂行するための職員採用に当たり、正規職員（再任用職員を含む）と、それから会計年度任用職員を配置区分する合理性はの1点目、正職員は政策立案や高度な政策判断を要する業務に就くため、行政事務に対する知識・経験を積み、長期にわたって従事する者と位置づけると答弁されたが、高度な政策判断の具体例を示せというおただしをいただきました。

具体例といたしましては、行政執行において実施の有無を検討する場合の政策立案、例えば公共施設や事務事業の統廃合、各種計画や方針の策定、法令整備などが挙げられます。

最終的に町長として、私が政策決定いたしますが、その決定をする際の判断材料として、長期にわたる幅広い行政事務に従事することで得られた知識と経験から、町民の意見集約や予算の具現化を図り、政策立案していくのが正職員であると、このように考えております。

一方で、会計年度任用職員は、原則1会計年度を区切りとして雇用しており、その多くが保育士や学校における支援員といった専門性・特殊性のある職種であるほか、窓口業務や国・県の補助事業の実施に伴う申請受付事務といった実働的な業務に対して、各年度の業務量や内容などから判断し、雇用しているところであります。

次に、2点目、必要な職員を確保する観点から、各年度の業務量や業務内容、退職職員数などを踏まえ、不足する人員について、短期の雇用を原則として会計年度任用職員を雇用するとの答弁でしたが、恒常化する短期雇用者を正規の職員として採用しない理由を示せというおただしをいただきました。

町職員の採用につきましては、これまで大学卒程度、資格免許職、高校卒程度といった枠で試験を実施してきましたが、令和6年度の職員採用試験から新たに社会人枠を設け、会計年度任用職員も採用試験を受けられるようにしており、過去2年間の試験において、正職員を希望する現職の会計年度任用職員も受験しているところであります。

町といたしましては、多様化する住民サービスに対応するため、不足する人員の確保と合わせ、これまで会計年度任用職員で補っていた専門的な職種の採用についても、今後検討していく考えであります。

次に、3点目、再任用職員については専門員の職名で任用するとのことですが、複層化が進む制度変更や多様化するシステム機能に対応する能力の観点から見て、再任用職員が業務執行上の支障となる可能性はないかというおただしをいただきました。

近年では、特に多様化するシステムへの対応として、再任用職員に限らず、町職員の多くが苦慮しているところであります。これらに対応するため、庁内の若手職員を中心としたITリーダー職員によるITリーダーミーティングを開催し、DXの推進やITに関する各課の課題などについては、協議の場を設けているところであります。

今後も、住民サービスの低下を招かないよう、職員間の連携を深めながら業務を執行してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、快適な住民生活を持続させるために必要とされる公共事業の施工に必要な財源の確保と事業者における施工能力の実態はに関する1点目、都市計画マスタープランで示された公共施設及び生活インフラ改修・更新をこれまでどおり実施するのに必要な財源が不足するとのことですが、このような結果を招いた原因を明らかにし、今度の政策展開で配慮すべき重要事項を示せというおただしをいただきました。

本町では、類似団体と比較しても多くの公共施設を保有しており、全国的にも合併した自治

体は、人口規模と比較して公共施設が多い傾向にあります。施設の維持管理や老朽化による修繕・改修に係るコストが、町の財政運営において将来的に大きな負担になると認識しており、今後の政策展開においては、公共施設や生活インフラの改修・更新の案件があった際には、南会津町公共施設等総合管理計画に基づき、その必要性和効果を見極めながら、施設の規模縮小や統廃合について検討してまいりたいと考えております。

2点目、上下水道の埋設管に関する破損等のおそれはないか、点検状況を明らかにし、改善策を示せというおただしをいただきました。

下水道管につきましては、下水道法に基づき腐食のおそれの大きい下水道管について、5年に1回以上の点検が義務づけられており、これまで実施した点検の結果、埋設管の異常は確認されておりません。

なお、異常が確認された場合、さらに詳細な調査を実施し、修繕方法について検討していくことになります。

水道管につきましては、埋設管に対する点検基準がないため、義務的な点検は実施していませんが、漏水調査により漏水箇所を特定し、修繕を行っているところであります。また、漏水が多発する路線や区域においては、管路の布設替えにより対応しているところであります。

次に、3点目、除雪事業を実施する事業者の出動実態は、適時適切に検証されているものと思うが、実態の現状を説明し、改善すべき案件があれば対応策を示せというおただしをいただきました。

町の除雪の出動基準は、午前2時以降の時点で前日の午前7時の雪尺を基準に、15センチメートル以上の積雪深があった場合、または15センチメートル以上の積雪が予想される場合に、委託事業者の判断による自主出動とされており、通勤・通学の時間帯である午前7時までに除雪作業が完了するよう実施しているところであります。

出動状況の把握につきましては、貸付け・借り上げ車両ともにGPSトラッカーを搭載しており、役場内のパソコン上で車両の軌跡や作業時間について適宜確認をしているところであります。

また、昨シーズンに改善を図った一例といたしましては、短時間に大雪の降雪があり、午前7時までに除雪作業が完了せず、通勤・通学や通院などに支障があったとの苦情が寄せられたことから、GPSトラッカーの情報により当日の状況を確認し、受託事業者に対し、出動時間を早めてもらうなどの対応を依頼した事例がありました。

今後も現場の実態を踏まえ、適時改善を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思いま

す。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 今の答弁をそれぞれ聞いていますけど、実感が伝わってこないというのが第一印象なんですね。

そこで、再質問をしながらその真意を探り、本質に近づいていきたいと、こう考えておりますが、まず客土については、これは県の事業なので、答弁にも伺っておりますという記述をしたと思うんですけども、客土というのは、いわゆる工事を作業する、どのくらい前から客土の用意を始めているのか。もし県のほうで示している基準みたいなものがありましたら、お聞かせください。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

こちらの事業につきましては、具体的にいつからというところの部分については把握してございませんけれども、まずは残土を確保しているところがありますので、その残土の部分で、客土として使えるかどうかという判断をさせていただいております。

町長答弁のように、残土におきましても、石れき、要は小さい石とかということで、作物を作るのに支障となる転石、石の部分が含まれていないかどうかというところを含めたところで、そういった残土の部分を県のほうに情報提供させていただいて、そこで客土として使えるかどうかという判断をさせていただいているところです。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 そうしますと、いわゆる町内の工事現場から出る残土があるわけですが、残土を整理・処理するその段階で、いわゆる農地整備事業に使える土壌と使えない土壌を振り分けしていると、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 議員おただしのとおりでございます。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 現在その残土を、県側に聞いているかどうか分かりませんが、どのぐらいの客土として使える残土が今、ボリュームとしてストックされているか把握していますか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

客土につきましては、田んぼにつきましては15センチ、畑につきましては20センチという客土の厚さを確保するような形にしております。

こちらにつきましては、年度の事業計画、要は区画工事の面積がありますので、そちらの部分を勘案しながら、その都度判断しているところでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 聞いていると、抽象的で非常に納得できないんですね。

つまり、これだけの事業をやるのであれば、総量としてどのくらいの客土が必要で、その客土については、町内でこのくらいの量を確保する予定です、あるいはそれは、これから工事現場がこのくらいあるので、その工事現場の状況を見ながら振り分けをしていますと。その上で足りない分は、町外から持ち込むのかどうか分かりませんが、そういった、少し県のほうに問いただしてほしいんですが、もう少し具体的に動きましょうよ。

抽象的に幾らと、何かこの時間で、非常に自己満足の時間になっているような気がしてならないので、そこはもう少し具体的に今後詰めていただければと思います。

そこで、次の質問にいきますが、つまり中山間地域として位置づけられた、いわゆる南会津町に規模拡大を図るというんですが、中山間地域として最も大事なものは何だとお考えですか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

中山間地域における農業の展開につきましては、やはり農業者のほうで風土と地形を生かした特色ある作物を作り、そこでなりわいの部分を確立するということだと思っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そのとおりですね。やっぱりなりわいをしっかり継続するというか、持続するということですね。

そのためには、集落の働きというのは、これまで大きな役割を果たしてきたと思うんですよ。私のところに届いているいろんな意見もありますが、要は自分の田んぼが、土地が図面上にはあるんですけど、実態としてなくなる人もいます。この方のいわゆる相続というか、跡継ぎの人に聞いてみると、実態のない財産は私たちにはあまり、活用するとか、あるいは水管理をするとか、そういうことの認識はないんですというふうに言っているんですが、農地整備事業をやることによって、どのくらいの方々が地図上の所有権を取得することになるか把握していますか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

現在、議員のおただしの部分については承知をしております。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 これは前にも言いましたけど、県の事業だから正しい、国の事業だから間違いないということは、私は一応そこには、一定の理解はできると思うんですね。ただ、我が町、我が地域にそれが適合するかどうかというのは別問題だと、こういうふうに思うんですね。

せんだって、私は青森のほうに用事があって行ってきましたが、これは農地整備事業とは関係ない事業で行ってまいりましたが、そこでは、その地域がいわゆる我が町に当てはまるかどうかは私は分かりませんが、私のほうでは、平野部の、いわゆる中山間地域と言われる以外のところでは農地整備事業で拡張を図りますが、中山間地域の中では、やはり兼業農業で集落の力をできるだけ守っていくんですと、こういう話があったんですね。

私、田部地区のほうにも行ってまいりましたが、もう自分で農作業はやらなくていいという認識が結構あります。そうすると、共同事業でやった水管理、水路の管理、これらはよそごとになってきているんですね。

今はまだ時間がたっていないからいいんですが、集落内のいわゆる共助、共に助け合うという、そういう実態が少しずつ変わって行って、拡大で生産性を上げるというのも一つの方法かもしれませんが、実は根っこには、そういう大事な重要な問題が潜んでいるということをご理解いただきたいというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

議員おただしのように、農地の保全につきましては、農業者のみが保全することよりも、地域全体で水管理でありますとか除草作業という部分についても、地域の力で支え合っていくということが大事だと思っております。

その点におきましては、国の制度におきまして、中山間直接支払事業でありますとか多面的支払事業というような形で、集落ぐるみでそういった農地の保全活動をするときに活動する措置がありますので、そちらの部分について展開していくというところの部分で、側面の支援をさせていただければと思います。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これ経験しないと、なかなか具体的な言葉が出てこないんでしょうけど、全部、国とか県とか示している農地の整備事業に関する文言をただ言っているだけにしか私は聞こえないですね。国や県はそれしかできないんですよ。全国一律に制度を設計して、あるいは、県は県で県内全体に共通の条件を付すと。

だけど、市町村は違うんですよ。市町村は、その市町村が実態に即した方法を採用していかなくちゃいけない、あるいは採用できるような制度がなかったら、制度をつくり上げていかなくちゃならない。

ですから、今の答弁については全く納得できないんですが、これで時間割くわけにもいかなないので、次の問題にいきますが、つまり大型化していくことによって、私、収益性というのを何度も聞いて回りました。今、米の値段が上がっていて、これが生産者に反映されれば、また大きく変わってくるんでしょうけれども、実は圃場が大型化することによって、機械も、あるいは調製する、そういう役割の設備も全部変わってくるんですよ。

これを半額補助すると言っていますよ、国もそう言っていますけど、でも、半額は自分で負担しなきゃならない。じゃ、これを負担しながら何とかやっていけるんですかと、何とかやっていけるんですが、実は家族には給料払っていませんと。家族でも労働者に給料を払わない経営なんていうのはあり得ないので、だから、これが本当に、いわゆる営みとして、そこで生活する農業者に貢献すると私は考えられないんですが、そういう情報は入っていませんか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

ただいまの議員の質問についても、これまで過去、定例会において問題提起を受けております。その際にも、我々としても、調査でき得る分については調査させていただいたところでございます。

そういった点でいきますと、税情報でいきますと、農業収入がありまして、そちらから所得というふうにしますと、どうしてもやっぱり赤字経営については、所得としては計上できないという形がありまして、その人数等も把握をさせていただいているところでございます。

もう一点、水稻につきましては、やはり米の出来高に応じて、要は米の取れる量に応じてお金が発生するということになりますので、どうしても春先から秋坂にかけては、これまでの蓄えで経営をさせていただいております、ようやく米が売れることによって収入を得るという形の部分で、どうしても秋になると収入が出てくるような作物体系になっておりますので、そういった点からいけば、経営の支払いの部分については、そういったところの部分について

もあるのかなというふうに推測されますけども、基本的には今のご質問については、過去の判断については、なかなか把握できないところでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 それでは、ちょっと具体的にお聞きますけども、生産法人を一つの例に出しますが、生産法人の中で、町でつかんでいる部分でよろしいんですけれども、いわゆる生産費ですね、生産高じゃなくて生産費。生産費に係る経費の内訳、例えば機械代とか肥料代とか、そういったものの情報が届いている範囲でお答えできますか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

一例でご答弁させていただきますが、労働費として、5町歩から10町程度の作付でいきますと、60キロ当たり、労働費については2,881円、あとは、物材費としましては7,740円というような形でなっております。この物材費につきましては、種苗代から機械の経費も含まれている数字でございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 今ご提示いただいた数字が、経営全体に換算していくというか、モデルとしてやった場合に、どのくらいの例えばウエート、生産額に対してどのくらいのウエートになるか、もし分かれば教えてください。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 すみません、そこまでについては把握しておりません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私が言いたいのは、いわゆる担当者あるいは担当課の方々の整理的な業務執行については、何ら異存を申し上げる気はないんですね。

ただ、一つ考えてみてください。それによって影響を受ける、いわゆる最終需給者というか、最終の事業者というか、そういう方々がいるわけですね。その方々は千差万別で、いろいろな形態がありますが、そこをトータル的に捉えて、部分的に、国の事業だから、それだけお金が国から出るんだからやりましょうよという、その部分的な最適性はいいんですけど、全体的にトータルとして最適性があるのかどうなのか、ここを考えないと、後で大きな禍根を残すことに私はなるんだろうと思うんですね。

この責任は、いずれ何年か後に出てきます。そのときにまた、いや、その原因は農地整備にあったわけじゃないといって別な理由になる、そして説明をするのかもしれませんが、私は今、

自分がいろんな情報を重ね合わせながら考えると、この事業については、我が町のような中山間地域では決して適当とは言えない、このことを申し上げて、次の質問に移ります。

職員採用なんですが、これはぜひ町長に答弁をお願いしたいんですけれども、今、行政上執行していく上で必要な会計年度任用職員も含めて、この人件費というか、これは当然必要な人件費なんだろうけど、これは町のコスト管理に入れるべきでないと私は思うんですが、どう思いますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 非常に大きな視点の質問だと思いますが、やはり行政経費の中で配慮しなくてはならない一つの例だというふうに私は思います。本来であれば、そこまで全てカバーできればいいんですが、行財政運営の硬直化につながるという側面があることはご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 理解できないんですね。これは町長の責任ではないんですけど、結局国が、いわゆる行政の制度をつくり、そして行政の大枠を進めるわけですよ。そのために必要な自治体というのがあって、県もそうでしょうけど、いわゆる基礎自治体、これらを回していくのに必要な人員配置というんですかね、これはやっぱり国が責任を持つべきですよ。

私は町長に、これをやれということを言うんじゃないくて、全国町村会がある。そういう団体を通して、恒常化していけば、それはその年に特別に必要なものが出てくるというのは別として、恒常化していく会計年度任用職員がいるとすれば、これは交付税措置するのか、あるいは別にするのか分かりませんが、国が責任を持つべきですよ。いわゆる市町村の首長に責任を持たせる問題ではないと、私はそう思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 我々としては、与えられた歳入予算の中での振り分けというところは、非常に重要視しなくてはならないというのが私の考え方です。

議員が言われたように、そういった実情があるということを国に訴えることは必要かもしれませんが、現実を見ながら、やっぱり運営していかなければならないというふうに私は感じているところです。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 既存のルールというか、仕組みの中で物事を進めるということになれば、当然今の答弁にはなるんですが、働く側とすれば、やっぱり労働の条件といいますか、労

働の原則というのは、これは上位法律としてあるわけですから、労働のいわゆる３原則というのを、ちょっと分かったら教えていただきたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えします。

労働の３原則といいますのは、労働対価の原則と、あと生活保障の原則、さらには市場価格の原則というふうなことが、一般的に言われていると思っております。

○山内 政議長 ９番、湯田芳博君。

○９番 湯田芳博議員 そのとおりですね。

働く側、いわゆる、それでいい、その条件でいいということで来ている方もおられると思うんですけども、その前に、やっぱり働く方は生活保障、つまり働いた分、労働対価として得たいというのが、これは大きな意味での総意だと思うんですね。それを、今ある規則だからやむを得ない、いわゆる財政上の問題があるというふうにするのは、私は人権上、大きな問題があるというふうに思うんですね。

そこで、正職員として、結局採用の仕方を、これまでの社会活動といいますか、社会の、いわゆるそういう人たちまで、今度該当にすることなんですけど、もし希望があれば、会計年度任用職員を正規の職員とするという、そういう枠組みはつくれないでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 答えいたします。

社会人枠の採用につきまして、この２年間やっております、令和８年度の採用に向けて、今、募集要項をつくっているところでございます。今予定しておりますのは、今までは社会人採用の年齢だけを挙げていったんですが、来年度はその中に、官公庁における職務経験、それを一つの基準に入れまして、その採用枠を一つ、今回増やしていきたいと考えております。

また年代も、今まで４５歳までだったんですが、そこを少し幅広く５０歳まで募集に挙げていきたいと、そのような考えでございますので、そういった方の門戸は広げているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 ９番、湯田芳博君。

○９番 湯田芳博議員 そうですね、一度に画期的な変更というのは難しいと思うんですけども、要は、これ、いろんな社会活動の中で考えなきゃならないと思うんですけど、決まりがあるからそれに当てはめていくというのは、ある種、非常に大事な部分なんですね。そうでない

と、トラブルが発生する可能性がある。

しかし一方で、その規制というか、その枠組みは、いつ誰がどのように考えてつくったものなのか。つまり、社会性はどうだったんだろう、その時代はどういう課題があり、どういう人事採用の側面があったのかとか、そここのところを考えないといけないと思うんですね。

つまり、人はたくさんいて、そこから選定しなきゃならなかった時代なのか、あるいは今、人手不足で、人がほとんどいなくて、なかなか難しいという状況なのか、そういう中で、町の生活者として、今どういう実態にあるのか。

つまり、本当は正職員として、もっと勉強して知識をつけて、そして働きたいんだけど、その道の道が閉ざされているんだというのか、いやいや、私は家庭生活の環境の中から今の実態でいいんだというのか、ここのところは、いわゆる生活保障の問題でも変わってくるわけですから、これらについて精査をするということでございますので、ぜひ今後、自分たちが、ある意味で権限があり、財政的なお金も回せる立場にいる人が考えるものと、そうではなくて、受け身で生活をしていく、受け身で人生を送っていかなくちゃならないという立場のことも、これから考えていく必要があるんじゃないかなというふうに申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

都市計画マスタープランであります、確かに合併によって公共施設が増えたというのは、これは大きな合併の、ある意味では負の遺産になってきていると思うんですけども、そういう中で、適正化計画もつくったんですけど、新たに施設を造ったところもありますよね。それは必要だから造ったんだと思うんですね、必要だから。

でもこれは、後で別な質問で取り上げたいと思いますけれども、そういう状況の中で、これまでどおりのいわゆる行政サービス、これは変わって、私はいいと思うんです。ある種、時代が変わっています。

しかし、生活上の最低水準を確保するためのインフラ整備、これについては、やはりしっかりと担保していかなきゃいけないと思うので、その中で、建設事業者を中心に体力が弱ってきていると、こういう話が私のほうに届いているんですが、町のほうに具体的に建設業界のほうから要望等が上がっていることがあれば、お聞かせください。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

まず、職種ごとといいますか、そちらにおいてご説明させていただきたいと思います。

まず、建築関係でございますが、そちらにつきましては、やはりどうしても資材高騰があっ

て、さらには燃料等の高騰もございまして、建物の建設コストを上げざるを得ない、さらには1年中仕事がない、こういったいろいろな要望がございます。

土木関係につきましては、今現在、特に大きな要望はございませんが、仕事につきましては、今現在、業者さんにお伺いしたところによりますと、ある程度仕事の量も、昨年度の繰越しも含めまして、確保できているというふうな状況をお伺いしてございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のところに全体的なお話として届いていることを少し紹介したいと思えます。

特に土木業界ですけれども、やっぱり将来を見据えると、このまま仕事が確保できるか心配だと。町も仕事の確保、それから国・県の事業を含めて、この地域で予算を確保するために積極的に動いてくださいというようなことは、何度か業界の団体の方から直接お話をいただきまして、それについては県当局にお話をしたり、私なりに動いているつもりであります。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 町の敷居が高いのかどうか、それは分かりませんが、私のところには、かなり具体的に細かい悩みというか、それが届いているんですね。

例えば、その一つとしてあるんですが、なぜ入札に応札しないのか、いわゆる辞退をするのか。一つにですよ、これが全てではないですよ。設計・積算ソフトは、ほぼほぼ同じものが用意されているので、これは設計、いわゆる入札のための設計というのは、そんなにできないわけではないんだと。しかし、その設計・積算する人がいないんだと、それで時間がかかるんだと、こういう話が来ているんですね。

例えば設計・積算ソフトを用意して、積算に時間をかけて、人をあれしてやっても、はっきり言って安さ競争が続けば、それに応札することは不可能だろうと。地域性のことも言っていますが、こういう中身があるんですね。

つまり、建設会社という一つの枠はあるんですが、その中で働く人の、労働者のつまり技術力とか、技術に応じた、業務に応じた職種のバランスが取れた雇用になっていないという、こういう話は来ていないということによろしいんですね。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

やはり人手不足、こちらにつきましては、業界全体として、人手がないというふうにはお伺いしてございます。

さらには積算につきましては、積算のできる会社、できない会社というのも実際はあるかもしれませんが、能力的には今現在、県の単価、施工歩掛かり、こちらにつきましても、ほぼほぼ公表になってございます。積算はできる体制にはなっているというふうに認識してございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 ほぼほぼ積算できるという体制が取られているという理解でよろしいんですね。

私のところに届いているのは、その時間さえ取れないんだという内容が、だから、やっぱり役場は敷居が高いんじゃないのかな。私のところに来ているのと、ちょっと違うニュアンスなので。

なぜそれが、どちらが本当かというのをきちっと探らないと、今町長の答弁にもありましたけど、発注しようとして工事やっても、町内に業者がいなくなりますよ。

私、実は昨日も呼ばれて、午後から行ってきたんですが、そこで働く人にとっては、ものすごく不安なんですというんですね。なぜ不安だか分かりますか、簡単なんですよ、入札して落札しないと仕事が決まらないんです。計画が立てられないんですよ。

一応、事業計画みたいなものは、あそこ、ここには情報は入ってくるんだけど、誰が応札するか分からないですよ。しかも、西部ではすごく競争して、私も入札結果を見せてもらったんですけど、いわゆる何億円でしたらう、3,700万円くらいの差が出てくるといって、5億円くらいの仕事でしたからね。そういうことになってくると、体力的に持たないんですね。

そういうことが、例えばですが、執行者を指名する執行部側でつかんでいるか、つかんでいないかによっては、やっぱり対応が変わると思うんですね。2回も3回も辞退する業者、これって必ず指名願を出しているはずですよ。にもかかわらず、応札に応じない、いわゆる入札に応じない、応札しない。

これが除雪のほう、実は除雪をしている人たちは、ふだんそういう土木事業をしている業者なんです、これが人がいないので、1回しか掃いていくことできませんというんです、除雪のところ、路線を。今までは2回やっていたんですね。そうすると、やり方というのは、私よく、詳しくは分かりませんが、2回することによって、やっぱりかなり、脇に寄せたものが整理されるらしいんですけど、そうすると、そこに苦情がいくと。

こういうことも寄せられているので、やっぱり中身をもう少し知った上で、そして、その状況に応じた対策を講じるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

建築・建設業者や業界については、この地方の産業、生活を支える大切な事業体だと思っております。

今、議員からいろいろご指摘をいただきましたが、我々として、それぞれの情報把握に努めて、何ができるのか検討しなければならない、そういうふうに感じたところであります。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 決められたといいますか、枠の中で業務執行しなきゃならない執行部のつらさも十分分かりますが、私は、時代が変わっていく、あるいはそして、その時代の変わり方が非常に速い。そしてしかも、その内容が大きく、私たちの予想を大きく上回る内容で変わっていく。

そんなときは、やはり私は、県や国がきちっと自治体の状況を把握して対応してくれる、そのことが大事だと思いますので、ぜひこの問題を含めまして、いわゆる自分のところで処理可能な問題と、そうでないものがあると思うので、国や県の指導を仰ぎながらも、やっぱり要求といいますか、要望といいますか、これらはしっかりと続けていってほしい、このことを申し上げて、一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、9番、湯田芳博君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

なお、再開は午後1時とします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

————— ◇ —————

◇ 渡 部 訓 正 議員

○山内 政議長 15番、渡部訓正君の登壇を許します。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 15番、渡部訓正です。

これから一般質問をさせていただきます。

質問事項については、3点にわたって申し上げたいと思います。

まず、1点目、祇園会館の活用は。

祇園会館が令和7年3月末で廃止となりました。廃止されて2か月が経過しましたが、放置されたままの状況となっています。このまま放置されたままの状況が続けば、施設の傷みがひどくなることが危惧されます。

私はこれまで、国道121号線バイパス沿線の今後は交通量も増えていく、バイパス沿線には町を代表する交流施設や歴史的構造物があります。加えて、当沿線には商業施設も新たに建設され、町のにぎわいが生まれる地域となると申し上げてきました。祇園会館が廃止される前に、今後の活用に向けて早急に検討を行い、活用を図っていくべきと申し上げてきましたが、2か月経過後も動きはありません。

以下、質問をします。

①令和6年3月定例会の一般質問で、当施設の廃止後の利活用について、丁寧な議論をして決定すべきではと申し上げました。廃止後の活用については、現時点では具体的な議論は進んでいないとの答弁でした。現時点ではどうですか。

②当施設は外部・内部ともに、損傷程度は軽微な状態にあるのではと思いますが、どうですか。

③町財政の現状から、管理している各種施設の今後の維持経費は最小限に抑えることを最優先課題としていくことが求められていると思います。施設利用の在り方について検討していくことが必要と思いますが、どうですか。

大きな2点目、祇園公園のリフレッシュ工事は。

祇園公園のリフレッシュ工事の実施については、これまでも一般質問で申し上げてきました。公園施設は、建設後かなりの年数が経過し、樹木が大きくなり、公園内が薄暗くなっています。公園内のリフレッシュ工事が必要と思いますが、町の考えはどうですか。

3点目、観光案内所の設置は。

会津田島駅構内は、指定管理者の交代に伴い、駅構内の改修工事が行われましたが、駅構内に町内などの観光案内所がなくなってしまいました。会津田島駅は、関東方面・若松方面からの乗り降りの交流拠点であり、町内観光・郡内観光、そしてインバウンド観光の窓口にもなる

と思います。駅構内に町内観光などの案内所を設けるべきではないでしょうか。

以上３点について質問をします。

以上、壇上からの質問は終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 15番、渡部訓正議員のご質問にお答えいたします。

初めに、祇園会館の活用はに関する１点目、令和６年３月定例議会の一般質問で、廃止後の活用については、現時点では具体的な議論は進んでいないとの答弁でした。現時点ではどうですかというおただしをいただきました。

現在、当該施設について関心を持つ事業者と協議をしているところであります。しかしながら、具体的な内容については、まだ公表できる段階には至っておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

次に、２点目、当該施設は内部・外部ともに、損傷程度は軽微な状態にあるのではと思いますが、どうですかというおただしでございます。

外部については、外壁の一部が破損、内部については空調設備付近の天井の染みを確認しており、いずれも損傷程度は軽微なものというふうに認識をしております。一方、冷暖房設備に関しましては、故障により使用できず、全面的な入替え工事の必要性が生じております。

次に、３点目、町財政の現状から、管理している各種施設の今後の維持経費は最小限に抑えることを最優先課題としていくことが求められていると思います。施設利用の在り方について検討していくことが必要と思いますが、どうですかと、このようなおただしをいただきました。

将来における財政負担を軽減するためには、各施設の維持管理費を最小限に抑えることが喫緊の課題であると認識をしております。

これまで町では、南会津町公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点から、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進めたところであります。今後の施設利用の在り方につきましては、同計画のアクションプランに当たる個別施設計画の第１期が令和８年度をもって期間満了となることから、次期計画策定に向け、新たなニーズや社会情勢の変化も踏まえながら検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、祇園公園内のリフレッシュ工事が必要と思いますが、町の考えはどうですかとのおただしございました。

令和５年第１回定例議会の一般質問でも答弁申し上げましたが、現時点においてリフレッシュ工事を行う予定は持っておりません。現在の指定管理の範囲内で、公園内の安全対策と環境

保全対策を講じてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、会津田島駅構内に町内観光などの案内所を設けるべきではないでしょうかとのおたなしでございました。

本年4月より、会津鉄道株式会社が会津田島ふれあいステーションプラザの指定管理者となりましたが、観光案内業務については、1階の売店や2階のはいっと食堂の従業員が行っていると聞いております。

駅構内への観光案内所につきましては、現在の指定管理者の取組を見ながら、その必要性について要望があれば、指定管理者と協議してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 じゃ、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の祇園会館の活用はの中で、まず最初の町長答弁の中で、まだ公表できる段階にはないんだというような話ですが、一応基本的な考え方なんですが、この建物自体はこのまま存続をさせる方向なのか、それとも、当然取壊しの関係もあり、それらがまだ決まっていないということなのか、それはどのように考えているのか、まだ決まっていないんでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 先ほど第1答弁の中で、まだ公表できる段階にはないというお答えを申し上げましたが、現在話を進めている中では、あの軀体をそのまま残したままで、内部を改装しながら使うことについて、提案があれば求めたいというようなことで、我々としては、人の集まりが生まれるような、そういう施設にしたいということでお話をしているところでございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 いや、本当に壊すとなると億単位の経費が、現実的には、建物自体はしっかりするのではないかと私もずっと考えていまして、それは町長の今の答弁、よかったなというふうに思っています。

じゃ、2点目の再質問です。

祇園会館は、駐車場やトイレなども完備されています。また、会津田島駅からも近く、徒歩でも10分程度の距離にあるのではないかというふうに思います。

祇園会館の活用については、町民の方々も大分関心があり、建物の活用方法について、意見

が私のところにも出されています。一応ちょっと、その内容の意見を2点ほど紹介させていただきます。

まず1点は、町中心部にあるので、資料館として資材保管などに利用して、併せて写真や絵画などの展示場というのが、御蔵入交流館というふうな形に今なっているんだけど、やっぱりどうだべと。そして、逆に古今にある資料館も、ちょっとあそこでは遠いんだよね、町うちの中でというような意見があります、まず1点。

2点目は、祇園祭でお党屋組の方は、料理などをそれぞれのお党屋組さんで準備しているが、実際大変なんだと。祇園会館の施設を利用して、そこで料理などを作ってはどうかというような意見もあります。

これについて、私がちょっとコメントは、ざっくばらんに言って、自分でも分からない内容もございますから、それらについては一応、今後検討するに当たって、町のほうではどのような考え、それはそういう意見について、多分私だけじゃなく、町執行部にも一定程度は入っているという先ほどの話ありましたから、入っているのではないのかなというふうに思うんですが、それらについてはどうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答えを申し上げます。

いずれ2つの項目、今、通告がない中でいただきました。初めて聞く話でございます。

基本的には今、水面下で動いています、人の集まりの施設ということで動いておりまして、それがかなわなかったときの次の候補にはなるかもしれません。ただ、現時点で資料館として、町が公共施設を存続して、設置条例をつくってということになるのかもしれませんが、現時点では私は、その構想は持ってございません。

それから、お党屋組の活用ということで、お祭りの維持が非常に大変であるという状況は私も理解をしております。その場所を、お党屋組の集まったり、それからお祭りの出発・終点にするというのは、方法論としては考えられるのかなというふうに感じておりますが、以前、我々執行部の中で、2つの件について内部協議したことはありませんので、私の今の考え方ということで収めていただきたいと思います。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応、町長の真摯な答弁というか、いただいて、ありがとうございます。

やはり、こういった町の、町民の意見がいろいろ出ていると思うんです。確かにそこで町と

して、その対応で今動いている中身についても、多分議論があるんじゃないかというふうに思っていますので、ぜひ町民からそういった意見を吸い上げるような、やっぱりそういった中で今回の方向性を出していってもらいたい。そのことが、やはり祇園会館という、みんなが思っている思い入れというのが、そこに反映されてくる内容もあるんじゃないか。これは私自身の考えですが、ぜひそのところは、町執行部として考えていただければというふうに思いますが、どうでしょう。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

住民の方への合意形成という話、当然必要だと思いますけども、これが一定のルールに基づいてというか、期間を設けてということになると、やっぱり相当の期間を要するかなというのは私の懸念として感じました。

議員がご指摘のように、あの空いている施設をいつまで空き家にしておくんだという議論は当然でございます。町としては、なるべく早く人が集うための施設としての活用というところを考えておりまして、その方向性がある程度出た段階で、議会のほうに説明をし、町民の皆さんにお知らせをして進めていきたい。改めてどうしましょうかというスタンスは、ちょっと今は考えていないところであります。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 ぜひそういうふうな形で、いろいろ方向性を出していくときというのは、ちょっと大変な課題でもあるだろうというふうにも考えますので、検討のほう、よろしくをお願いします。

一応あと、やっぱり町民の方の意見もできるだけ聞くような方向で、ぜひそれを、わざわざというか、タウンミーティングとか、そこまでの中身でもないだろうというふうには考えますが、今回、だいくらスキー場、未来につなぐ会の協力も得て、一応話をこれから活用し、だいくらスキー場の振興をやっていくんだと、図っていくんだというような形で、今、具体的な議論もされているように聞いております。

ぜひそういう意味で、何回も繰り返すような形になるんですが、町民意見を聞きながらやっぱり検討されるように、こういう問題についてはお願いしたいというふうに考えますが、それについてはどうでしょう。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 議員の一つの考え方ということで、この場は受け止めさせていただきたいと

思います。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 じゃ、1点目の課題というか、質問事項については終わらせていただきます。

次に、2点目についてでございます。

今は、先ほどの町長答弁では、祇園公園は対応しないというふうな話なんですけど、実際にできた当時というのが、平成18年当時というか、合併した当時だと思うんですが、そこからほとんどあの状態が動いていないんですよ。

どうですか。担当部署、課長もいると思うんですが、現場に行ったとき、あそこに今度、中、公園をゆっくりちょっと回ってみようか、前はできた当時は、結構、田出宇賀、熊野神社に行った方が、やっぱりあっちのほうを回って、そして動線として、祇園会館のほうまで一応回っていたというのが結構あったやに聞いているんです。ただ、最近はほとんど、回っているというか、入っている人はいないんですよ。

それは何なのかといたら、やっぱり本当にイメージが薄暗いんですよ。そういう状態の中で、一応リフレッシュ工事はやらなくてもいいんだという結論が、あれだけの面積的にもそんなに大した面積ではないと思う。ただやっぱり、本当にリフレッシュをして、そして歩きやすいような、そういうような形に持っていくというのは、全体的に、先ほど来も出ていますように、祇園会館も違う活用方法も検討しているんだということであれば、なおさらこれを何もやらないということじゃなく、ちょっと検討してみて、考えてみるというのは必要なんじゃないでしょうか、どうですか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

担当課長としてどうかというご質問でしたので、私の主観で申し上げますと、先日もこちらの公園を見てまいりました。池の周りを歩く感じでは、私は十分な整備が行き届いているというふうに感じてございます。

ただ、その外側ですね、ちょっと高いところとかあるんですけども、そこは議員おたのしみとおり、ちょっと暗かったりとか、ご指摘のとおりなのかなというふうに思っております。

あと一点、どうしても公園周辺、境界部分ですね、建物、祇園会館との境界部分でありますとか、後ろに農地とかございますが、そちらは過去、土砂が流出して、のり面工事をやって、一度きれいにした過去もあるんですけども、そういった手を加えたときと比べると、境界部

分はちょっと草が生い茂って、茂みがあって、入りづらさがあるのかなというふうには感じているところです。

いずれにしても、町長答弁、さらには過去にも答弁させていただいたとおり、現行の指定管理で管理をしていくのが適正な管理なのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 最後の適正な管理ではないんですよ、今の状態では。

やっぱりあそこに、本当に例えば神社、熊野神社とか田出宇賀神社に来た方が、ちょっと回ってみると思うような形で、これ実は、できた当時の、今の祇園公園ができた当時の写真が、アヤメがちょうど池の中に大分ありまして、それ私、写真を撮って、今日こうやって出すようにして、今の状態のがなと、あとはできた当時の状態を比較して見てもらおうと、逆に一目瞭然だったかなと。

それ私、今回やらなかったんですが、やっぱりそういうだけの、公園というのは、それなりに木は大きくなっていくんですよ。だから、山の間伐事業と同じように、一定程度の抜き刈りをしながら、そして光を適宜に当てていくということで、やっぱり健全な山だったり、健全な公園に育つんではないかなというふうに思う。

ぜひそういうところは、皆さんも多分、ちょっとした自分の庭なんか持っている方は、やっぱり古くなると、そういうのもちゃんとおろ抜いていかないと、なかなか維持管理が大変だというふうになろうかと思しますので、これ以上言っても多分、答弁が変わるということはないと思いますが、ぜひ今後、また出る可能性というのはあると思いますので、私はやっぱりあれ、なくすることはもったいないと思う。あれだけの大きな木が生えていますし、だからそれを、3本あるところ2本、1本おろ抜いて光を入れるとか、そういうような形に持っていくというのは大事なことはないかなというふうに考えています。

ぜひそのところも検討の素地に、頑なに何もしないんだよなんていうことはしないで、ぜひ検討を今後の課題としてお願いしたい、これは答弁ないと思いますから、もしあればお願いしたいんですが、ないでしょう。

○山内 政議長 答弁求めてください。

○15番 渡部訓正議員 じゃ、あればお願いします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

今、議員から、強い思いでいただきました。

一つは、隣接する神社の意見もちょっと聞いてみたいと思いますし、それから祇園会館の使い道がどうなるのかというのも、今後の一つ、判断材料になってくるのかなと思います。

リフレッシュ工事というふうな名称だったものですから、私のイメージとしては、大がかりな土木工事に入るのかなというイメージでしたが、間伐等の通常の管理行為の中であれば、それは可能性はあるのかなというふうに思います。

いずれにしても、来ていただくお客様に、気分よかったな、いいところだなと言ってもらえるような公園管理は、我々の責務かというふうに感じておるところです。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応、祇園公園のリフレッシュ工事というのは、確かに公園内の、やっぱり光を入れないで薄暗くなっているということで、多分私の考えている考えは、執行部のほうには理解をしていただいていたんじゃないかと思ったんですが、今町長の話から、ちょっと理解が十分じゃなかったということもございますが、今後もちっとそういうのを、毎年木は大きくなっていきますから、見ながら、私もちゃんと現地を見ていきたいというふうに思います。

一応、2番目については以上で終わらせていただきます。

次に、3点目、観光案内所の設置はということでございます。

これ、会津鉄道が今回指定管理になって、そして、食堂もはいつとさんが入って、そして、下の店というか売店も、すごく広々とした形で造ったという形はあるんですが、やっぱり会津田島駅から全く案内がなくなるというのは、どうなんだろうかね、皆さんの本当にPRが、少なくとも会津高原尾瀬口駅というのが滝原にある。それは今、食堂部門も全てなくなっちゃいましたし、そして、本当に使っているというか降りている人も、田島まで来て、そして田島から尾瀬に行くとか、そういうバスの形もありますし、やっぱりこのまま、観光案内所をそのままなくしちゃったら、本当に田島の駅構内の、本当に私は危機感を持っているんですよ。

会津田島駅は、指定管理者が交代して、構内の改修工事が行われて、4月26日にグランドオープンということでオープンされて、そして、売店とか2階の食堂が新たにオープンして、今、結構利用客も多いというふうに聞いています。しかし、先ほど、今ほど申し上げたように、駅構内の観光案内所がなくなってしまったというところに、町の本当に町長をはじめ、全く危機意識も持たないでいるというのは、どういう感覚でいるのかな、やっぱりこれ、本当にこのままでいいんですか。

繰り返しますけど、冒頭で申し上げましたように、会津田島駅は関東方面、そして若松方面からの乗り降りの交流拠点であるわけですね。そうすると、本当に町を代表する看板施設というか、ここの案内の、例えば鳴山城とか、そういった町うちの施設、あと駒止湿原とか、そして、郡内観光といえば尾瀬のほうとか、あとはインバウンドの窓口が、これから一応出てくるのではないかなというふうに思うんです。そのときに観光案内がなくなっちゃって、じゃ、どこを基本にしながら南会津町を訴えていくんですか。残りのところでPRしていけば大丈夫だというふうに考えているんでしょう。

ちょっとそれらについて、答弁をお願いしたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

午前中の6番議員の中でも少し触れたところではあるんですが、まずは案内について、現在指定管理で会津鉄道株式会社さんにやっていただいております。案内業務と案内所を置くというところは、私は整理して、今後議論していかなければいけないのかなというふうに思っております。

まず、利用者にとしっかりと町の観光を案内する、町をPRする案内業務は、6番議員からもご指摘ありましたとおり、表示をもう少し分かりやすくして、案内はここですよというふうな表示を工夫するべきだというふうに思っております。その上で、議員のおただしのとおり、常駐した案内所に人を置くというのは、これはもう少し丁寧に検証していかなければいけないというふうに思っております。

指定管理の、今回指定管理者が替わりました。その前提というのが、経営ができなくなって指定管理を辞退する、そこに代わって、今回、会津鉄道株式会社さんが手を挙げてくださいました。取締役会に会津鉄道さんが出された資料では、施設の存続に向けて、ピンチをチャンスに変えるために我々はやるんだというふうな経営方針を出した上で、取締役会で承認を得て、本町の指定管理の指定を受けたところでございます。

その管理者が、人を置いて施設が赤字になる前に、まずは業務体系、さらには人の配置を見直して、施設をしっかりと立て直す、その上でサービスを維持していくというような運営方針でやっておりますので、まずはそこはしっかりと我々も認めた上で、今後の運営を注視しなくちゃいけないのかなというふうに思っております。

ただ一方で、先ほども申し上げましたとおり、収入がないところに人を置くというのは非常に難しい問題がございます。

先日の観光物産協会総会の中では、これは全員が出席した中で、事務局のほうからの案というふうな形で発言があったんですけども、場合によっては観光物産協会がそこに入ることも考えていますというような発言がございましたので、なおこの場で紹介させていただきますが、場合によっては、どうしても常駐の観光案内所が必要であれば、経費がかからないようなやり方で、今ほかにある機能をそこに移すというのも、選択肢の一つなのかなというふうに思っています。

いかに案内所を必要な方々に、それにニーズに応えられるような機能、配置をどう置いていくかというのは、今後検証が必要だというふうに思っております。場合によっては、時代は省人化、人を置かない方向にも流れているのも、観光産業の中では常識になりつつありまして、ICTに置き換わる面もありますので、人を置かずに、そういったものでサービスを変えていくというような方向もありますので、今ほど申し上げたような形で今後検討していければというふうに思っています。

以上です。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 今回のがな、こういうような形が、一応グランドオープンを4月26日にスタートするというような形が、やっぱりその感覚が、私は分からないというのがあるんですよ。

株式会社みなみあいづがあそこをやっているときに、あれだけ観光の関係でスタッフそろえていたんじゃないですか。入口のところの今、食堂に上がるところの下、一番左側と言ったほうがいいのかどうか、そういうような配置でやっていましたよね。それらは今回、そういうのが赤字になって見直したから、そんな観光施設の観光案内所というのは要らないというところまで、方向性が出されたというふうに理解すべきなんですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

まず、株式会社みなみあいづが観光部門をあそこに置いて、非常に大きなマイナスを出していたと。それが指定管理者として、ステーションプラザから撤退する一つの要因だったと思います。それは売店も食堂も含めて、なかなか採算ベースに乗らない。まして観光部門については、人を置いてやっているんだけど収入が入ってこないというのが、株式会社みなみあいづの施設撤退の大きな理由だったと思います。

それらを含めて、我々としては、駅舎と連動したサービスの提供ということで、会津鉄道に

お話を持ちかけて、受けていただいた。なおかつ、2階の食堂の部分については、今まで祇園会館で郷土色豊かな食を提供していたはもっとさんに入っていた。非常に我々としては、うまい落としどころで整理できたのかなというふうに思っております。

一方、観光案内施設、そこについては、弱くなったというような指摘は受けますが、議員としては、その分の人件費を町が負担してでも、そこに人員を配置すべきだと、そのようにお考えでしょうか。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応私は、このやり方が、今ほど課長からも発言ありましたが、そういうやり方というのはいろいろあるだろうとは思いますが、だから、ここまで、こういうふうにすべきだというのははっきりした中身までは、ざっくりばらんに言って持ってはいません。

ただ、駅構内に町内観光なり郡内観光を行う、やっぱりそういった観光案内所がなくなるとするのは、だから、残し方はいろいろあるかとは思いますが、その検討はちゃんとすべきではないのかなというふうには考えます。

ただ、こういうふうにすればうまくいきますよというところまでは、私自身はそこまでは持ってはいません。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

今、商工観光課長からお話し申し上げましたが、少しずつ動きが出ている、また、会津鉄道でスタートしたばかりだということでございますので、そういった動きをしっかりと我々の中で見定めながら、どういう形がいいのか、今議員から、町民の方の声も踏まえてということでございますので、引き続きこれは検討課題とさせていただきたいと思っております。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 私、やっぱり本町のPRというのが、まず四季折々の自然のすばらしさ、関心が高まっている星空観察、そして田島祇園祭、そしてそばまつり、そして町内観光などなどというのがあるんじゃないかというふうに考えます。これらの宣伝方法は、検討してどのようにやるのかというのは、私もそこまでの知恵は持っていないので、ただそれらについて、全くPRをしないでもいいのかというふうになると、そうではないんじゃないか。やっぱり駅構内に町内観光なり郡内観光、それは桧枝岐村さんなんかに協力をもらせることでもあるんじゃないかというふうに思うんですが、一応こういうものは、そういう意味で観光案内所というのは、設けることが重要なんではないかというふうに考えているということを申し上げ

げさせてもらいたいと思います。

一応最後に、私のちゃんとした自分の考え方、中途半端な考え方というふうにご指摘を受けるかもしれませんが、それは私も勉強させてもらいながら、意見なりを申し上げていきたいと思います。

以上、まだ時間は残っていますが、私の今日準備した質問なり考え方については、以上を申し上げて終わらせてもらいます。もし町長のほうなりから意見がございましたら、お願いします。

○山内 政議長 意見じゃなくて答弁ですね。

○15番 渡部訓正議員 失礼しました。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 何点か貴重なご意見をいただいたと思っております。町としてすぐできること、経費かからないでできること、そういったところを含めて、費用対効果、やっぱり今後の公共施設の管理の在り方としては、なくしちゃいけない視点だと思いますので、今議員からいただいた、いろんな例示されたものを受け止めて行政運営に努めていきたいと、このように思います。

○15番 渡部訓正議員 私の質問については以上で終わります。

○山内 政議長 以上で、15番、渡部訓正君の一般質問を終わります。

————— ◇ —————

◇ 湯 田 哲 議員

○山内 政議長 次に、13番、湯田哲君の登壇を許します。

13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 議席番号13番、登壇順序に従い、一般質問を開始します。

大きく4つあります。

まず1つ目、4スキー場存続への「官民連携の組織」の大きな期待と成果を果たすには。

最終版「町有観光施設の今後の方針」が完成した。町の方針、施設修繕費等の公費負担を削減しながら継続とあり、その方針理由の説明の最後に、スキー場の存続に向け、来場者の増加や公費負担の軽減などを目指し、指定管理者や関係者らと協力し官民連携の組織を設置し、改善策を検討していくとあります。

1、現時点での官民連携の組織は、どのような人材が構成する予定か。

2、この組織の現時点でのタイムスケジュールは。

3、町長は、ここまでタウンミーティングで様々な意見を聞く中で、収入増加や経費削減について、まだ努力すれば改善できる余地があるのではと考えていると述べています。町民の一人一人が持っている人的ネットワークや能力・技能を有する多くの方々が、スキー場存続に協力してくれることを実感したからだと思います。町長が期待している町民パワーとは。

4、官民連携の組織は、この4スキー場存続に向け特化した組織であると認識している。しかし、スキー場存続に限らず、多くの町の施策の経費節減が求められている現状において、この組織は同じく有効であり、大きな効果を上げると考えます。他の町の施策でも実施する考えは。

大きな2番です。冬季オリンピック新競技「スキーモ」（山岳スキー）でスキー場の活性化は。

2026年開催の冬季オリンピックミラノ・コルティナダンペッツォ2026冬季大会に、新たにスキーモ（山岳スキー）競技、Ski Mountaineeringが追加されます。日本では、2005年に第1回全国大会が開催され、20年ほどの歴史があり、山岳スキーと呼ばれるこの競技は、山岳豊富な本町では、4スキー場を含め多くの山岳があり、競技に適した場所があると考えます。

1、本町のスキーモの愛好者、競技者の状況は。

2、山岳スキーでは、未圧雪などのコースを使用することから、ゲレンデの一部をスキーモのコースに当てること、スキーモを楽しむ方々の来場が期待できます。その競技では、圧雪しない未整備のゲレンデも使用することから、経費削減にもつながります。スキーモとして魅力あるスキー場として情報を発信し、スキーモ愛好者の誘客につなげ、スキー場の活性化につなげてはと考えます。町の考えは。

3、針生地区での水力発電調査結果は。

昨年9月議会の針生地区の水力発電への調査に関する質問の答弁では、株式会社グリーン電力エンジニアリングによる調査は、令和7年5月頃までに調査を行った後、結果を分析した上で、発電事業を実施するか判断すると述べています。先月までの調査となっていますが、水力発電事業への投資、採算性と水量との関係は、発電事業の専門である会社にとって、調査直後だとしても、そのデータから、水力発電を実施するしないの方向性は既に出ていると考えます。針生地区での水力発電調査の結果は。

4、児童生徒がもっと理科や科学に親しむ場所として、空き店舗を活用したみんなの理科室（仮称）をつくっては。

文部科学省の教育審議会では、国際的に見ると、我が国の児童生徒の理科の学習に対する意欲は低い状況が見られるとあります。理科への興味が薄い中、理科の学習が大切だという意識はあまり高くないのが現状です。

1、児童生徒の理科室の利用状況は。

2、児童生徒の限られた授業時間、カリキュラムの変化によって、以前より実験の数は減少していると予想します。小中学校それぞれの代表的な幾つかの実験は。

3、文部科学省では、実験を行うことにより科学的に調べる態度や能力を育てるとともに、科学的認識の定着を図り、科学的な見方や考え方を養うとあります。放課後や休日にもっと理科を学びたいという児童生徒のために、児童生徒にもっと理科や科学に親しむ場所として、空き店舗を活用したみんなの理科室（仮称）をつくってはと考えますが、町の考えは、教育長の考えは。

4、そこで使われる実験器具や装置は、児童生徒の減少で、既に各学校にある、小中学校ありますが、理科室には、使われずの実験器具を利用するか、あるいは田島高校、南会津高校の統合により、旧南会津高校の理科室にあった実験器具や装置は、現在の南会津高校の理科室に運ばれています。旧田島高校ですね。つまり、2つの学校の理科室の器具や装置が存在し、高校生の生徒数も減少している中で、それらが有効に使われることはありません。英語や数学で中高一貫教育が実施されている中、理科においても同じく県立高校の理科室の分室として、高校生はもちろん、地元の児童生徒もそこで実験を通じて理科を学び、科学に親しむ機会になればと考えます。町の考えは。

5、4のみんなの理科室（仮称）を実施するに当たり、その実験や指導や計画に当たる人材は、退職された先生方、あるいは会社や企業で技術者、製造・設計などの仕事をし、退職された方々をお願いしてはと考えます。町の考えは。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 13番、湯田哲議員のご質問にお答えいたします。

初めに、4 スキー場存続への「官民連携の組織」の大きな期待と成果を果たすにはに関する1点目、現時点で官民連携の組織は、どのような人材で構成する予定かとのおたがしでございました。

現時点では、町と指定管理者、各スキー場に関係する団体、その他地域の団体を予定してお

りますが、具体的なメンバー構成については、各スキー場ごとに違ってくるものと考えております。

次に、2点目、この組織の現時点でのタイムスケジュールはとのおただしをいただきました。

組織の組成につきましては、既に南郷スキー場が、町や指定管理者を含めた13団体で構成する組織を設置しているほか、だいくらスキー場につきましても、これまでに複数回、関係団体と情報交換を行っており、今回の方針公表後に、速やかに組織を立ち上げる予定となっております。また、たかつえスキー場、高畑スキー場につきましては、現在設置の検討をしている段階であります。

なお、4スキー場とも、今年度中にはスキー場の存続に向けた方策を整理し、具現化できるものについては速やかに実行に移してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、3点目、町長が期待している町民パワーとはとのおただしでございました。

人口減少や少子化の進展により、今のままのやり方で町内全てのスキー場の運営を将来にわたって継続することは、非常に困難なものがあると思います。また、観光施設に限らず、山積する諸課題に対しても、行政だけで対応していくことは不可能であるとも考えております。そのような中、今年2月にお示した町有観光施設の今後の方針案に対し、町民の皆様、特に若い人たちが、スキー場を存続させ、町を元気にしようと行動を起こされたことは、とても心強く感じております。

議員おただしのとおり、町民一人一人が持っている人的ネットワークや能力・技能をフルに活用していただき、町民と行政が一体となってまちづくりに取り組むことにより、誰もが住み続けたいと思う、夢と希望と活力に満ちた南会津町が実現できるものと考えております。

4点目、官民連携の組織をスキー場以外の町の施策でも実施する考えはとのおただしでございました。

官民連携の組織は、スキー場の振興だけでなく、各種施策を推進するに当たって有効な手法であり、チームビルディングツーリズム事業や、今年から始める南会津高校を核とした地域人材育成事業など、官民連携で取り組んでいる事業はたくさんございます。今後も、町民の皆さんと連携しながら、協働でまちづくりを進める中で、必要に応じ官民連携の組織を設置していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、冬季オリンピック新競技スキーモでスキー場の活性化はというおただしの1点目ですが、本町のスキーモの愛好者、競技者の状況はとのおただしをいただきました。

本町におけるスキーモの愛好者や競技者について、数字的なものは現時点で把握しておりません。

次に、2点目、スキーモとしての魅力あるスキー場として情報を発信し、スキーモ愛好者の誘客につなげ、スキー場の活性化につなげてはとのおただしをいただきました。

日本山岳スポーツクライミング協会によりますと、日本の競技人口は150人から200人とされており、オリンピック競技にもなることから、今後の発展に大きな可能性があるものと感じております。しかしながら、先ほど答弁しましたとおり、本町における競技者数などは把握しておらず、また、誘客のための地域やノウハウも各スキー場で持ち合わせていないことから、スキー場活性化のための誘客については慎重に検討していきたいと考えております。

一方で、議員おただしの未整備のグレンデの使用に関しましては、現在、各スキー場でも検討しているバックカントリースキーでも取り入れられる考え方もあることから、実現に向けた協議を各スキー場と進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、針生地区での水力発電調査結果はとのおただしでございますが、令和6年第3回定例会において、株式会社グリーン電力エンジニアリングにより河川の流量調査が実施されており、令和5年5月頃までに調査を行った後、結果を分析した上で、同社が発電事業を実施するか判断すると答弁しておりましたが、冬期間、河川への立入りができないなどの影響により、現在も流量調査が継続されております。発電事業の実施につきましては、今年度末頃までに判断すると伺っており、同社に対し町への報告をお願いしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、私、町長に答弁を求められた事項につきましてお答え申し上げました。具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 私からは、児童生徒がもっと理科や科学に親しむ場所として、空き店舗を活用したみんなの理科室（仮称）をつくってはについてお答えいたします。

1点目、児童生徒の理科室の利用状況はとのおただしであります。小学校においては、教科としての理科は3学年以上となりますので、理科室を使用する児童生徒は主に小学校3学年以上となります。

なお、昨年度の標準時数に対する理科室の利用時数実績は、小学校70.8%、中学校69.5%となっております。

次に、2点目、小中学校それぞれの代表的な幾つかの実験はとのおただしであります。小

学校の代表的な実験としましては、3 学年では電池と豆電球を使った電気の通り方の実験、4 学年では空気と水の性質を調べる実験、5 学年では振り子の決まりを調べる実験、6 学年では水溶液の性質や働きを調べる実験などがあります。

また、中学校の代表的な実験としましては、1 学年では二酸化炭素と酸素の性質を調べる実験、2 学年では直列回路、並列回路を調べる実験、3 学年では電流が流れる水溶液を調べる実験などがあります。

次に、3 点目、放課後や休日にもっと理科を学びたいという児童生徒のために、児童生徒にもっと理科や科学に親しむ場所として、空き店舗を活用したみんなの理科室（仮称）をつくる考えは。

4 点目、英語や数学で中高一貫教育が実施される中、理科においても同じく県立高校の理科室の分室として、高校生はもちろん地元の児童生徒も、そこで実験を通じて理科を学び、科学に親しむ機会になればと考えます。町の考えは。

5 点目、みんなの理科室（仮称）を実施するに当たり、その実験や指導や計画に当たる人材は、退職された先生方、会社や企業で技術者、製造・設計などの仕事をし、退職された方々をお願いしてはと考えます。町の考えはとのおただしについては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

ご提案のみんなの理科室（仮称）のような学校外の学習環境の整備につきましては、子供たちが放課後や休日に理科や科学に主体的に触れ合うことができる地域の学びの場を創出するという取組であると受け止めております。

現在、各学校では、学習指導要領に基づき、理科室を活用した観察・実験等の授業を適切に計画し、限られた授業時数の中で必要な学習内容を確実に実施しているところでございます。また、理科室では、塩酸やアルコールランプを使用するなど、危険を伴う実験が多く、実験中の事故防止といった安全管理対策が最も重要視されており、室内の適正な換気や薬品管理はもちろんのこと、指導者の高い専門的な知識が求められています。

このため、空き店舗を用いた学びの場を想定した場合、何よりも安全管理に配慮した施設・設備の問題をはじめ、組織体制、運営体制、予算など、恒常的に続けるためには、現時点では慎重な対応が必要と考えております。

まずは地域の実情やニーズを慎重に見極めながら、中央公民館事業や文化協会事業との連携など、生涯学習の観点からも、今後の在り方について情報収集を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 それでは、再問させていただきます。

官民連携の組織、度々、もちろんこれまでも、議会始まって幾つか出てきたと思うんですけども、あと先日、この質問の後に、全員協議会のほうでこの説明があった中で、ここの組織の構成員はということで、町長答弁の中には、だいくらスキー場を未来につなぐ会という単語は出てきませんでしたけど、先日の説明会では、商工観光課長のほうからその名前が出たりして、答弁書に書かれなかったのがちょっと残念な部分はあったんですけど、これに関しては何か意図があったんでしょうか。既に明言している全員協議会であった部分と今回の答弁書になかったのは、どういう意味があるんでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

全員協議会の前にこの答弁書を作成しておりましたので、ご理解願いたいと思います。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 分かりました。申し訳ない。嫌な質問ではなく、それは理解しているし、当然そのようになると思う、その言葉が出ると僕は確信して、質問はしていました。

既に、ここの中で、4スキー場それぞれがというのもちっと気にはなりました。南郷は既に13団体が始まって、既に何年か前からやっているの、その運動の成果であって、南郷スキー場は残ったんだというような説明もあったことがあって、彼らは多分、数年前から足並みをそろえながら、スキー場存続のために動いていて、だいくらというのは12月の例の8日、あの中で僕も初めて、本当に失礼ですけど、ああいうときに聞いたときに、大ショックを受けた人間の1人ですけども、そこから署名運動とか、若い子たちが、若いここの中核になる人たちが動き始まって、すごい署名運動になって、その動きというのは圧倒されるものがあったし、ポスターを作ったり、QRコードでやったり、スキー場に行くと、それが必ず目に触れるようになって、それは動いていました。

その意味で、今回は、僕はそこにちょっとスポットを当てて、今回質問している部分があるんです。その部分で再問させていただきますが、この部分で組織、高畑については動きは、僕は聞くんじゃないくて、この動きは多分4スキー場それぞれに、だいくらの動き自体の動きのアイデアとか知恵を出す部分で、今既に動いているそうですね。6月までに活動していますよと

というような声を聞いていました。

新規ユーザー獲得に向けてとか顧客満足アップについては、町民に愛されるスキー場にするには、経営効率のアップについてとかというアイデア出しを既に行っているし、時期についても既に動き始まっている、官民の民の部分では既に動き始まっているという、多分12月のスタート段階で既に始まっているんでしょうね、官民の民の部分で。

あと、パブリックコメントのときに町長が聞いた、いろんなアイデアがあるんだ、町民がいろいろアイデアを出して、継続のために知恵出しをし、アイデアを提案してきたものを聞きながら、多分力強い、ここにも書いてあります、町長答弁の中には、力強く感じたということを書いてありますけども、その意味では、町長はもっと具体的に期待するもの、町民パワーと前後しちゃいますけれど、それに関してさらに感想というか、その動きに対して、どういうふうに考えていますでしょうか、詳しく。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 昨年12月の閉鎖という2文字がマスコミ先行で流れまして、関係する皆さんには不安で、非常にご心配をかけたなというふうに今思っているところであります。それが、つなぐ会の皆さんの行動で、単に町を批判するだけではなく、自分たちも頑張るから一緒に頑張ろうやというような励ましの言葉があったということは、非常にすばらしい中身だったと思っております。

今年の4月になってから、署名簿を提出いただきましたし、メッセージノート9冊、これ全部、私、流して読んでみました。やはり、だいくらスキー場の雪質のすばらしさだったり、それからアプローチ、ほかから来るときの、要するに峠越えのない立地のよさ、スキー場とグレンデの近さ、さらには食堂のおいしさとかスタッフの親切さ、そういったところの記述が、これはメッセージノートだったんですが、町外の方から、それも複数来ている方から非常に高い評価を受けているというのは、私としては、そのメッセージノートを見て初めて感じたところであります。

また、署名いただきました、その中身の一つ一つ流して読んでみましたが、その中には町職員も署名していた方がいらっしゃいますし、それからOBの方も名前を連ねていたということは、職場・職域にかかわらず、自分たちの意思を表示したものというふうに私は受け止めたところであります。非常に大きな声として、それは民意として受け取る必要があったということでありまして、町として、まだまだやれるところ、やらなくちゃいけないところ、それから指定管理者がやれること、やらなくちゃいけないことは多々あったというふうに認識をしております。

ます。そういう意味で、非常に力強い応援をいただいたというのが私の感想であります。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 まさに町長が繰り返し、その部分では僕も耳にしていますし、今回も聞けることができて安心しましたし、さらに力強く感じますね。町長がそう思っていること自体、それに関しても本当に、大丈夫なんじゃないかという確信にもなる答弁だったと僕は思います。

これ順番とか何かで、3番目とかいろいろあります。町民パワーについて、3点目に入っちゃいますけども、先ほど町長答弁の中には、人的ネットワークで、その部分に、町民と行政が一丸となってまちづくりに取り組むことにより、誰もが住み続けたいと思う、夢と希望と活力に満ちたというふうに書いてありました。

この部分に関しては、この動きが多分ほかの部分で、後のほうの5番のほうかな、それにも絡んじゃって、全体で質問しちゃって申し訳ないんですが、その部分でいうと、僕はこの動きが、多分成功事例に僕は確信しています。4スキー場は残っていく。

あんまり関心ない人は、えっ、そんなこと選んじゃってなんて、耳に、僕は聞くことはあるけど、この部分は、この4スキー場は残ると僕は確信していますし、今回の動きが、こんなにやっぱり知恵出したり、町民が立ち上がれば、こんなの簡単にクリアできるということを実証してくれる。

それで、僕は、これがほかの政策の中でも、やはりいろんな町が抱えているもので、僕が思うのは、行政マンというか、町の職員がその対策を割と考えて、議会に上がってくるというプロセス、割と行政マンというか、その中でやっているような、僕は感じ、受けちゃうんですよね。何だったら、その前の段階でSOSして、地元の人とか地区の人とか、あるいはそれにたけた人に振ってほしいというのがすごくあるんですよ。その部分に関して、ぜひこれがいい成功事例になると思うので、先ほどでは、大いにこういう部分を使っていきたいと町長は言っていました。

これに関して、ほかの施策で使う部分に、もう少し具体的に、どのような抱負策というか、民のほうのパワーを吸い上げるのか。その辺の、今のところでは具体的には案はないかもしれませんが、吸い上げる方法、あるいはどんな、流れとして、町民の意見を吸い上げ、協力を得ながら進めるか、その辺の具体的な案、現時点であれば、聞かせていただきたい。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 先ほど答弁の中でお話ししましたように、チームビルディングツールズムと、

今先行している事業、それから、今年度の予算立てをした南会津高校の魅力化と人材育成に関する事業、こういったところが官民連携の一つの動きかなと。

これ以外にもあるのかもしれませんが。困難なケースで、町民の方と一緒に進めなくてはいけないというものがあれば、今回のケースをいい事例として、我々は積極的に用いるべきだというふうに思っております。

それから、私が就任してから、動く町長室という取組をしております、若いお父さん、お母さん方との意見交換を令和4年度からやっております。この中で、やはり子育て世代からの意見という形で、保育料の減額だとか、学校給食の負担軽減だとか、それから、若いお母さんが子育てで1回休んだ後、仕事を得る仕組み、こういった提案もいただいて、私としては取り組める部分は取り組んできたつもりであります。

やっぱり住民参加のまちづくりという基本姿勢に立って、引き続き行政運営に当たっていきたいと、このように考えているところであります。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 そうですね、ようこそ町長室とか、意見を吸い上げるモーションとか、それはもちろん認識しております。

ぜひこの成功事例を、もちろん成功事例、この後に成功の日がやってくると僕は思っていますけど、同時に、今進めているほかの施策の中で、答弁の中には入れていくということになっていますので、それをぜひ、民のほうのアイデア、あるいはマンパワーですか、それを使ってほしいなと思います。これに関しては、これで終わります。

2つ目の質問にいきたいと思います。

これはちょっと、何を言っているんだと言われるかもしれませんが、スキーモ、僕もこれ、実は2月だったか、ちょっとNHKの番組見ていたら、こんな競技あるんだと驚きました。今答弁にありました200人、150人、少ないじゃないかと思ったけど、何か女性の方に特集を当てて、オリンピックに出るための今トレーニングをしているという、多分つらいんですよね。めちゃくちゃ、クロカンとかの問題じゃなくて、山岳スキーとか救助のための部分だから、体力の限界ぐらいの部分で動くから、誰も、失礼、スキーモをやっている人たちに、すごいハードなので、伸びが鈍いのは確かかなと、はたで感じたぐらい大変そうでした。

ただ一つ気になったのは、その中で言っていたのは、世界大会で40番か50番にならないと出られないということなので、国から1人出ればいいなんていうあれではないみたいで、そのために一生懸命、まだ世界中のレベルではまだまだみたいなことをやっていたけど、多分来

年、イタリアのミラノ本土でやるのでは、間違いなく参加できるんだと思いますけどね。

これに関しては深くは聞きませんが、これに対する認識、これに関して、山の多い、先ほどバックカントリーのほうの話が出ているということですが、これは具体的にはもう少し、バックカントリーとこれとは同じなんですね。バックカントリーもやっぱり自然の山岳を使っている部分なので、それに関してのバックカントリーについての進み具合、これに関して、まだ中途みたいですし、結構ニュースでは、遭難した、遭難したとかと、僕はあんまりいいイメージは持っていないので、その部分に関してはちょっと、どんな話が進んでいるか聞かせていただきたい。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

議員ご提案のスキーモについては、冬のトレイルランニングと言われているぐらいなので、どちらかというところ、そこに山があるから、ゲレンデがあるから登りたくなるという競技、議員おたのしみとお感じしております。

一方の、今回町長答弁いたしましたバックカントリーというのは、ありのままの地形を滑り降りるという種目になりますので、規模的には通常ですと、この南会津エリアですと、やはり会津駒ケ岳がメインになってございます。訪れる大半の方々が、会津駒ケ岳を利用しながらバックカントリーをやっていると。ただ、競技人口、さらには市場がどんどん広がっておりますので、各スキー場もできるところから、そういった方々に滑ってもらうようなゲレンデを設定しようという動きが広がっております。

本当に大きなスキー場ですと、あえて未圧雪部分ですね、オフピステ部分を使って滑走させることが多いんですが、本町の4スキー場については、割と整備が行き届いているゲレンデが多いので、あえて整備が行き届いているゲレンデを圧雪しないことによってバックカントリーを体験させるというような取組が、具体的な例を申し上げますと、先シーズン、これはだいたいスキー場を未来につなぐ会からの提案で、だいたいスキー場で2月か3月に試験的に行う計画がございました。ただ、天候の関係でできなかったんですが、やはりそういったメンバーからのアイデア、さらにはスキー場も新たな取組として、ゲレンデが圧雪されていない、新雪がたまったところを滑らせるような取組は、少しずつ広がっているというふうに把握しているところでございます。

以上でございます。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 質問の中で、僕も未圧雪ということだったので、確かに高畑なんていうと広過ぎちゃって、それこそ圧雪できない部分なんて、もっと多いような気がするから、スキーマンなんかにもいいのかなとか思ったりしますが、今課長言われたとおりに、バックカントリーだと未圧雪で新雪がよく、自然体験の部分でいうと、本当に冬を楽しむスポーツなんでしょうけど、その辺に関しては進んでいることなので、多分スキーマよりはるかに、既にニュースでやるぐらい人口も増えているので、そちらのほうがお勧めかと思います。

スキーマというスポーツがあることと、あとこれが、やっている、テレビの中で見ていたら、やはり青春をかけて彼女がやっているスキーマで、滑り止めをスキーにやって、それをすぐ外していくようなモーションがありましたけど、それこそ雪をこきながら上がる、今課長が言われました山に登る、自然でそれぞれ競うわけですから、本当に山岳救助みたいなときに使うリアルタイムの競技みたいなので、すごくその辺では伸びてもいいような気がしますけども、これに関しては提案というか、あるということと、バックカントリーという一つの、また未圧雪とか経費削減になりますしね。未圧雪であれば、あのゲレンデ一面、全部大丈夫だとか、あるいは林間コースを使うのも多分可能だと思いますので、この件に関してはこれで終わりたいと思います。

3番目に移りたいと思います。

これに関しては、やはり同じような形で、まだ冬の部分の理由づけがありました。昭和6年に田島水力発電所、昭和6年ですかね、昭和6年に針生の水力発電所が380キロワットでできたのが始まりでした。その歴史をちょっと皆さんに紹介したいのは、言いたいのは、昭和6年に380キロワットで、うちの前、僕の自宅の、畑でしたけども、今は道路になっていますけど、その前がちょうど落下点という水槽だったんですね。だからそこが、僕は執着があるんですね、生まれたときからあった。水槽があって、とてつもなく水がどーっと流れてきて、それが落ちていく、55.8メートルの落差で落ちていくんです。

僕はこの質問について、執着あるというのは、昭和26年に東北電力に継承されるんですね。それで、昭和32年、僕が生まれた年に、500キロワットにグレードアップするんですよね、発電機を。そのとき、僕はゼロ歳でしょうから、小学校の頃、あそこで映画会とか何かやっていましたから、発電所。階段で58メートル落ちるんだね、下りていくと階段が続いています。1メートル20ぐらいの鉄管が下まで落ちています。そういうところで育っているので、電気好きになった自分も、これは余談になりますが、多分それを見ながら生きたので、電気が得意だったのか分かんけど、電気好きになったりコンピューター好きになったのは、その発電所が

あったからだと僕は確信しているんですけど。

何をここで言いたいかというと、ここの調査は慎重になっているのも確かだし、1円ももうけなきゃならないわけだから、すごくその調査に関しては慎重であるのも確かなんです。でも、多分この企業がここまで2年間やって、冬ができないという理由づけがあって、多分、こんなこと言うと怒られるかもしれないけど、駄目なんでしょうね。悩んでいるなら、多分可能性は低いと思います。ただ紹介として、55.8メートルじゃなくても途中で落とせば、もっと規模の小さいものができたりしますから、多分10億円近く、5億円か8億円かかかると思うんですけども、今の時代で水力とか再生可能エネルギーの時代においては、僕はあそこ、針生ご存じでしょうけど、地形がこちらの七ヶ岳の部分から、黒岩、だいくらスキー場の後ろ、そして駒止湿原の扇形に行くと、あれ30キロ平方の扇状のじょうごなんですね。降ればそこに集まってきて、発電所のダムで上がって流れていくんですよ。昭和6年の人たちがそういうのを造ったということが、僕は当時の人たちに敬意を表するぐらい、それは余談に聞こえますね、皆さん。

そういう発電所なので、採算性は、別に500キロワットのを造ってくれとか造るとかの話じゃなくて、下郷町にある2つの200キロワット、多分あれ1億円近く、ワンセットで上げていると思うんですけども、そういう規模の部分の縮小もあれば、言わせていただきますれば、その部分でいえば、僕は可能性は十分あると思っています。

これに関して、今、調査という答弁であり、冬の部分もありましたけど、もう少し具体的に延びている理由自体、あるいは調査を慎重にやっている部分、もう少し触れて、会社のほうでどんな話だったんでしょうか。まだ調査途中で、夏までかかるということを言っていますけど、これに関して何か詳しい調査の中身、もうちょっとありますか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 お答えいたします。

冬期間の調査につきましては、一番の要因は大雪、降雪が理由と伺っています。もともとこの会社は、地元の企業に調査を委託契約して、調査を実施する予定だったと伺っております。それがかなわず、調整がかなわず、直営でもって調査をすることになったんですが、職員が町外の人で、それで針生まで来て、そこから除雪をしていない林道へ行って、それから沢沿いに山を下って、これは大変な危険を伴うということで、冬期間の調査は断念したようです。

以上です。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 分かりました。物理的というか、人的な部分もあったり、様々な調

査に困難だったということ、また確かに昨年、今シーズンかな、めちゃめちゃ大雪だったので、分かりました。

答えも出るでしょうけど、すごく期待しているわけじゃないので、ただ、そういうものがあるので、僕は本当は地元の誰かさんが、本当はやってみたいなと思いますけども、その辺は難しいとは思いますが、大分町にも、僕も十何年この質問ばかりやっている、時々やりながら言わせていただいているわけだけど、町でやったらいいんじゃないかとかと言いながら、何寝言言っているんだと思われるかもしれませんが、町長に関して、この発電所に対する考えはどんな考えですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

町が公費を投じて発電事業をやる考えはございません。民間でやってみたいということであれば、全面的にバックアップしたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 産建で高知県梶原町に行って、あそこの風力かな、あそこは風力だったり水力だったりする、町全体で今から30年ぐらい前からスタートしている自治体で、梶原町の研修、見てきました。プロペラ2基、風力で、日本で一番風が強いところで、風力で2,000万円ぐらいで基金を受けて、町民のために、あれは町ですね、水力発電所もやったりいろいろやって、それはボスの考えだったり、そういう意味では環境が整っていたんでしょうけど、そういうのも紹介して、ぜひ本当は、町がやらないのはもちろん理解していますけども、そういう町も世の中にはあります。そして、それが基金で使われて、再生可能への普及に使われていたような経緯もあったみたいでした。これは大丈夫です。調査結果は後で夏、あるいは秋にでも出ると思いますので、そのとき聞きたいと思います。

それでは、4番目に移りたいと思います。

みんなの理科室、名前が何でみんなの理科室になったか、ちょっと教育長笑っていますね。これは、町の理科室とかいろいろありますけども、これに関して、すごく僕は思い入れありますね。僕はなぜかという、この質問している理由というのは、ここにできない理由、幾つかありました。危険だ、塩酸使うよ、アルコールランプ使う、危ないじゃないかとある。実験で、そればかりじゃないですよ。先ほど実験で幾つか挙げていただきました。いろんな実験、懐かしいです。どんなことやったかなみたいな、3年生のときどうだったか分からない、忘れち

やった。

だけど、これって、僕は子供に対しては、すごいインパクトあると思うんですよ。この答弁じゃない、教育長の考えている部分、実験の大切さというのは、どんなふうに捉えていますか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 科学的事象ですね、私たちの身の回りには、当然いろんな驚き、発見があるわけで、その中で、学校の中では仮説実験授業というスタイルで、現象があったら課題を見つけて、そこに仮説を立てて実験・考察するという一連の流れがありますけども、そういった全て自分の考え、自然現象を、こうではないかなと、そういった仮説を立てるということは非常に大事なことで、それを実験を通して、観察を通して検証して、自然現象を理解していく。そういった意味では、非常に実験の意義って大きいなと思っています。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 今回この部分で、一つ、理科室の器具の話を僕はしていますね。南会津高校にあった理科室のものはどこにいったのかと、僕は捨てちゃったのかなと思ったら、使えるものは使って、古いものは処分しましたよということで、先日久々に、僕は母校なので、南会津高校に行ってきた、幸いにも見せてくれました、理科室見てきました。それを見に行ったんじゃないです、僕は理科室を見に行った。みんなの理科室の質問しなきゃならなかったから、理科室を見せてくれました、教頭先生が案内してくれました。校長先生も挨拶してくれましたけど。

生物室が1階にあって、2階が化学室、上が物理室です。この部屋の1.5倍ぐらいの教室が、そのまま理科室ですね。うれしくてうれしくて仕方がない、実験機がウインドーに、実験の格納のあれに入っていますよ。それは本当に、僕なんかは大好きな、生物はちょっと苦手だったので、生物もしっかりあって、化学の化学室があって、物理室が3階にまたあるということ自体が、これってすごいなと再確認したんですよ。あんな学校で理科やったら、ノーベル賞もらっちゃうんじゃないかと僕は思っているんですよ。本当に思っています。

それが何が必要かという、高校生になったら若干遅くて、この時代の小中学生のときのショックが青色ダイオードを作っちゃうと思うんですよ。僕はこれは確信しています。これが、高校生で目覚める科学者もいらっしゃるけど、やっぱりちっちゃいときにその部分に出会って、鉱石の美しさとか、何か石に走る人もいれば、実験に走って、化学の薬品が好きでならないような子が生まれたりするんだけど、こういうのに出会う機会として、僕はみんなの理科室を提案しているんですね。これに関して、僕はすごく大切だと思います。

この中で、ニーズなんていう言葉を使っているのは、僕はすごいがっかり。ニーズなんかどうでもいい、ニーズなんか、少なくともそこに行って、お父さん、あそこに行って何か見たいけどとか、今回この実験するんだけど、行っていいかなみたいなのを僕は予想しているんですけど、ここでもしあったとすれば、教育長、どんな影響があると思いますか。もしあったとすれば、セッティングされて、そこに理科室があって、休日とか放課後とか何かあったとき、それに行って、それはもちろん先生がプランされた実験を、行き当たりばったりじゃなくて。それを見た少年は、どんなふうに感じるでしょう。あるいはやって、同じくやったら、どう感じると思いますか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 まさに驚き、発見というんですかね、そういった子供たちが当然生まれてくるとは思いますけども、そこにプラス、自然現象から発見、そこから自らの視野が広がって、例えば、それこそ星空といたら天体に行くでしょうし、あとは、化学だったら化学のほうに進むでしょうし、車好きだったら車のほうとか、そんなふうにはキャリア教育までも発展しますし、自分の生き方にまで広がっていく、そんな子供が育つんじゃないかなと思っています。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 僕は文科省を見ていると、やっぱり3年生では自然観察とか、だんだんレベル上がっていく、これは当たり前なんですけど、僕はそのときに、理科室で6年生の授業なんか見たり中学3年生の授業を見ると、これがまた大切と僕は思っているんです。難しい実験を見ているだけで、何が何だか分からないんですけど、その子がそっちのほうに、飛び級じゃないけど、行くんですよ。ちっちゃいけど、中学3年生が高校か大学の勉強まで始まる小学3年生がいらっしゃったり、こういうのがやっぱり輝く子でいいんですよ、本当に1人、2人、一握りで全然十分だけど、そのためには学校の授業じゃ駄目じゃないですか。全体でやっているから、そんなことって起きないから、こういう出会い、知性というか真実に会えるチャンス空き店舗を使ってやったらなという。

ましてや、道具が南会津高校に来ている、山のようにフラスコとかビーカーとか、いろんな実験器具が山積みで、所狭しとほかを邪魔していますよね、既にある器械のところに置かれているんだから。多分使わないで終わるんだと思うんですけど、そういうのを活用したら有効なんじゃないかと。あれ多分、捨てることになるでしょうね。少子化の中で、使う実験だって、フラスコも200個も要らないものね、生徒数少ないんだから。と思ったりするので、それを使ったりしたらどうかと思っているんですよ。

もう一つ、ここで聞きたかったのは、これをやるやらないではなくて、僕が言いたかったのは、みんなの理科室（仮称）なんですけど、この部分に関しては、やはり先生方が、一貫教育とうたっていますよね。高校生なんかもそこに入って、お兄ちゃんが手伝ってくれたりするから、中高一貫としては算数、英語等ばかりじゃなくて、そういう考えも、県立だから我々の言う権利は、小中が町の教育長の範囲なんだけど、その部分で投げかけたりしながら、中高でそういう部分で、例えば高校の理科室に小学生を招待して、僕なんか起電機というか、エレキテルなんか大好きな人間だったものだから、ああいうものに触れ合う、そういうのを提案して、子供たちを、高校の3つの理科室見せてあげたほうがいいね。と僕は思うぐらい、今しゃべっていて気がついたけど、そういうのをやったらどうかなと思いますけど、教育長、どう思いますか。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 みんなの理科室、大変すばらしい提案だと私は思っています。これは全国的に見ても、例えばサイエンスクラブなんていうの、これ都会のほうですか、14教室ですか、そんなことを民間で立ち上げてやっていますけども、そんなふうに、ちょっと整理しますけども、中高一貫というか、そういうものは、あくまでも学校教育の中のカテゴリーの中でやっています。

みんなの理科室といった場合には、社会教育の分野になってくると思いますので、そういった意味で、社会教育の一環、つまり生涯学習ということで申し上げたんですけども、中央公民館等々でも、なぜ挙げたかと申しますと、既に議員もご存じのとおり、例えば中央公民館ですと、たじまkidsクラブという中で星空観察会をやったり、また西部、舘岩のほうでは、どきどきわくわく実験室なんていう、社会教育指導員の方がホームページから引き出して、自分なりにアレンジして実験なんかもやられているんですね。

子供向けにそんな実験もやっていますので、学校教育の中と社会教育の中、これからはやっぱりそういった社会教育の中で、こういった施設、みんなの理科室、こういったものが構想できれば、すばらしい町になるんじゃないかなと、条件がそろえばの話なんですけども。

以上です。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 僕は授業の初めの1番の中で触れた、どのぐらいやりますかというのに、70%前後、69.何%、70%、安心しました。つまり、理科室の中でやっている授業が7割いたので、いつもの教室じゃなくて、理科室に子供たちを連れて行って、その中で理科室の

理科という感覚を、これ大切なんです。背中に理科室の器具がないと駄目なんです。これがあって初めて、理科モードになるはずなんです。だから、ならば、その7割をぜひ80にしたいけど、移動に時間かかるから教室でやっても全然問題ないし、iPad、タブレットで授業するから、別に理解室で全部やれなんて思っていないんですけど。

ただ、その部分でいうと、ちょっと寂しかったのが、実は小学校も見てきました。小学校を見せてもらったら、安全のためにとって、ショーケースに器具がほとんど収まっていて、あれっ、これ理科室かなと思うぐらいのところがあって、実験器具が何か危険防止にきれいに収まり過ぎて、理科室の感覚、僕たちが木の棚に入っていたガラス越しの見ていた理科室じゃなかったのがちょっと残念なんですけど、これに関しては、教育長、理解していますか。理解というか、認識していますか。たまたまその学校がそうだったのかしら。

○山内 政議長 13番に申し上げますが、通告に従って質問してください。通告にはありません。

答えますか、大丈夫ですか。

じゃ答弁、教育長。

○川島敬章教育長 まず、理科室の使用頻度ですけども、昔は学級担任が理科をやっていたんですけども、今は教科担任制というのを導入しておりまして、つまり小学校5・6年生は、理科専門でやっている先生を配置してあるわけですね、町内。なので、結構、実験をやる場合には準備がかかりますよね。そういったためにも、専科でやってもらっているんで、当然理科室で待機しているという、理科室を使うと、そういう頻度が高くなっているということだと思います。

あと、整然としているというのは、やっぱり先ほど言ったように、管理上いろいろ問題ありまして、アルコールランプ、例えば10個という備品台帳があります。そうすると、9個しかない場合には、その1個どうなったんですかということになりますし、当然薬品なんかも、薬品庫の中に施錠して管理しているものですから、例えば劇薬がなくなった場合に、大変な事件になってしまいますので、そういった管理状態は私も十分承知しております。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 ここで世間話をしに来たわけではないので、ただ、僕の言わんとしているみんなの理科室、そんなのがあったり、今言いました、学校じゃなくて、我々、退職なされた先生方とか、そういう方がそういう教室を開いたり、じゃ実験器具、県のほうに問い合わせ、これ、どっちみち使わないんだったらどうかなとかという打診をしながら、そういう

アプローチをするのも、民間の力で本当はやってもいいはずなのかなと、僕は確かに言いながら、この質問させてもらったんだけど、町の考えをちょっと知りたかったものだから質問させていただきました。

ぜひ子供たちに、その体験がスマホをなでているよりは、目の前で、酸素の中で、フラスコの中でぶわっと燃える、あんなのを見てると、ちょっと酸素って危ないんじゃないみたいな感覚、ぜひその辺の実験を見せてあげたい、それは低学年から見せてあげてほしいなど、それを要望して終わりたいと思います。

以上です。終わります。

○山内 政議長 以上で、13番、湯田哲君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は午後2時45分とします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時45分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

————— ◇ —————

◇ 古川 晃 議員

○山内 政議長 5番、古川晃君の登壇を許します。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 議席番号5番、古川晃です。

通告に従い、一般質問を行います。

今回、私の質問事項は3つです。

まず、質問事項1、祇園会館廃止後、祇園祭を知る手だては。

会津田島祇園会館の廃止に当たり、観光客が会津田島祇園祭、以下祇園祭としますが、これを知る場や機会の確保が課題となってきました。これまでの町長答弁では、屋台格納庫、正式には現在、屋台格納施設とありますが、その活用を代案として挙げていましたが、実際にはそ

の役割を十分には果たせていない現状にあると思います。

そこで、2点質問します。

①祇園祭を知る場としての屋台格納施設を観光客に公開するための条件・環境整備の予定は。

②日常的に来町する観光客に、町なかを周遊しながら祇園祭について知ってもらい、祇園祭誘客へつなげるための構想は。

以上、町長に答弁を求めます。

次に、質問事項2、ふくしまディステーションキャンペーンへ本町の取組は。

来年度のふくしまディステーションキャンペーン、以下、ちょっと言いづらいので、ふくしまDCと略させていただきますが、これに向けて、現在プレキャンペーンが実施されています。しかし、ふくしまDCのホームページでは、南会津町の情報が他自治体に比較して少ない印象があります。

そこで、2点質問します。

①ふくしまDCに向けて、本町の取組の実態と課題は。

②ふくしまDCに向けて、本町の今後の構想は。

以上、町長に答弁を求めます。

最後に、質問事項3、町の事業承継支援体制は。

少子高齢化の影響は、町内中小企業・小規模事業者の事業承継を困難にし、今後、休廃業・解散に至る事業者の増加が懸念されます。

そこで、3点質問します。

①町内事業者の事業承継の現状について、町長の認識は。

②町が行う事業承継支援の実態と課題は。

③町の事業承継支援体制を強化する考えは。

以上、町長に答弁を求めます。

これで壇上からの質問を終えますが、与えられた時間の範囲で再質問させていただきます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 5番、古川晃議員のご質問にお答えいたします。

初めに、祇園会館廃止後、祇園祭を知る手だてには関する1点目、祇園祭を知る場としての屋台格納庫を観光客に公開するための条件・環境整備の予定はとのおたかしでございました。

現在、屋台格納施設につきましては、各施設管理者が月に数回開放しているほか、町内のイベント等の際には随時開放し、観光客に公開しているところであります。しかしながら、屋台

格納施設の常時開放につきましては、各屋台関係者から、セキュリティ面での不安や格納庫シャッターの開閉に要する人員確保の問題から常時開放できないといった声があり、実現には至っておりません。

2点目、日常的に来町する観光客に、町なかを周遊しながら祇園祭について知ってもらい、祇園祭誘客へつなぐための構想はとのおただしでございますが、町では、田島まちなかエリアプラットフォームとの連携により作成した観光QRガイドにおいて、町なかを周遊しながら会津田島祇園祭を感じることができる散策ルートを構築いたしました。また、まちの案内人の会では、観光客が会津田島祇園祭についての知識と理解を深めていただくようなガイドプログラムを設定し、常時観光案内を行っております。このように、行政と町民が一体となって、デジタルと人の両面で、会津田島祇園祭の魅力を伝えるための環境整備を進めてきたところであります。

今後の構想といたしましては、観光QRガイドには、会津田島祇園祭に特化した祇園祭モードを新たに追加するほか、観光案内プログラムの充実を図るなど、関係機関とアイデアを出し合い実行することで、会津田島祇園祭の誘客につなげていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、ふくしまDCへ本町の取組はに関する1点目、ふくしまDCに向けて、本町の取組の実態と課題は、そして、2点目、ふくしまDCに向けて本町の今後の構想はとのおただしをいただきましたが、関連がありますので、一括してお答えを申し上げます。

今年度は、ふくしまDCを成功に導くためのプレDCとして、PR活動や受入れ体制準備が進められております。本町におきましては、JR路線がないという地理的な制約から、このキャンペーンの効果を懸念する声もあります。このようなことから、全国に向けた情報発信の機会を逸することなく、会津管内17市町村などで構成する極上の会津プロジェクト協議会の中で、観光分野の事業者と連携しながら、誘客に向けた様々な取組を進めていきたいと考えております。

また、今年度から、新たに須賀川市と広域連携を進めており、新白河駅をはじめ県南地方のルートから本町に足を伸ばしてもらえる取組につきましても検討しているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、町の事業承継支援体制はに関する1点目、町内事業者の事業承継の現状についての町長の認識はとのおただしであります。近年では、町内の事業者から町に対し、高齢化や経営悪化を理由とした事業の廃業や継承の相談が寄せられております。

令和5年11月に福島県事業承継・引継ぎ支援センターが実施した町内事業者を対象としたアンケート結果によると、後継者が決まっていないと回答した事業者は66.2%でありました。また、向こう10年のうちに廃業を検討していると回答した事業者は27.7%となっており、そのうち約3割の事業者は後継者がいないことを理由としていることから、町内事業者の後継者不足は深刻な課題であると認識をしております。

2点目、町が行う事業承継支援の実態と課題は、そして、3点目の町の事業承継支援体制を強化する考えはとのおたかしであります、関連がありますので、一括してお答えを申し上げます。

事業承継における主な課題といたしましては、後継者不足のほか、資金の確保、経営のノウハウや技術・知識の伝承が十分に行われていない点が挙げられます。これらの課題に対し、町では南会津町ビジネスチャレンジ支援事業補助金により、地域経済を支える中小企業や商店などが次世代に円滑に事業を引き継ぐための金銭的な支援のほか、国が設置する公的相談窓口である事業承継・引継ぎ支援センターへの橋渡し役として、専門的な知識と経験を有するコーディネーターやアドバイザーから経営指導が受けられるよう支援をしております。また、町商工会や町内金融機関のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構とも情報共有を行い、事業者が抱える承継に関する課題について、連携して対応しております。

今後とも、町内事業者の実態把握に努め、事業承継支援体制の充実・強化に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは、最初の祇園会館廃止後の祇園祭を知る手だてはというところで、再質問をさせていただきます。

これまでは、祇園会館があるときには、その展示とかパンフレットを見て、お客さんがすごいお祭りだねということで、いつかは本当のお祭りを見に行きたい、そういう声がよく聞かれて、祇園祭に再びやってくる、そういうつながり、流れができていたというふうに思います。

このような中で、祇園会館廃止のテーマが出てきて、議会の中で町長は、4つの屋台格納施設が展示されて、本物の屋台を通年で見るができる環境が整うなど、当初の目的が達成されたということで、祇園会館廃止の理由を説明していたわけです。

さらに遡って、祇園会館の廃止を関係者に説明して、理解が得られたというふうに議会に説

明があったのは、令和元年11月29日かと思われます。これは、令和3年12月議会の一般質問にあった当時大宅町長の答弁が、それを根拠にすると、こういうことになるかと思うんですが、当時の大宅町長の言葉だと、格納庫を造って本物の屋台を常時展示することで、今までの祇園会館が果たしてきたことをもっと効果的、もっと住民や地域に密着した形で、施設として、案内にしても活用にしても、できるようになるというような説明をしていたわけなんですね。

私は、この南会津町が祇園祭の町として観光客から慕われるようになる、そのためには、やっぱり日頃から本物の屋台に触れ合うチャンス、祇園会館にあったようないろんな展示物、そういうものもあればいいと思うんですが、そういう環境を整えることというのが非常に重要だというふうに思っているんです。

ただ、先ほど町長からあった答弁では、いろんな困難があり、常時屋台格納施設を開放することは非常に難しいと、できないといった声があり、実現には至っていませんというような回答だったんですけども、これはこれまでの町長答弁との整合性という部分からして、いかななものかなというふうに思うんですが、かなり後退したような表現というか、実際そうになってしまっているのかなと思うんですが、この辺についていかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

大宅町政時代の話も含めてお話をいただきました。行政の継続性という点からすれば、非常に重い議会答弁であったと思うし、それを引き継いだ我々の立場としても、屋台格納庫の効果的な開放というか、そこを利用した祇園祭の紹介というのは、これまでも実施してきたと、このように思いますけども、それがいろいろな障壁の中で、我々が思っていた成果までは至っていないというような、当初の思いと途中経過と今現時点の話については、私はそのように受け止めているところであります。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 だから、やむを得ないのかなというような回答だったのかなと思うんですけど、屋台格納施設の公開のための条件整備、これが遅れれば遅れるほど、結局、観光客に祇園祭の魅力を発信できない、空白期間が長くなるということなんですよ。これは町にとって、非常に大きな損失だというふうに考えなければならないと思います。

一旦離れてしまったお客様、どういうふうに再び呼び戻してくるか、これはまた大変な作業になりますので、先ほど答弁にありましたが、各施設管理者が月に数回開放するという答弁ですね。これでは、いつこの屋台が開いているのかというのが、具体的に分からないわけ

です。

私も何度かお客さんに聞かれたことあるんですけども、お客さんに、あそこの屋台、今日何時から開いていますから、行ってみるといいですよというような案内すらできない。実は町の中に4つの屋台があるんですけども、ちょっといつやっているか分からないんですよ、開け方も分からないんですよと、私は以前、そういったお客様の対応したことがあって、これでは屋台格納庫の本来の、町長が以前に語っていた役割というのは、まず果たせていない。

それから、また答弁から拾いますけども、町内イベント等での開放、これ、時々イベントに利用されて、これはこれでいいなというふうに思って、私も見ていますけども、ただ、これではやっぱり、限られた人だけというふうになるわけですよ。日常的な観光客のニーズにどういうふうに応えられるかというのは、とても大事だと思うんです。

屋台格納施設が日常的に見学できる体制の整備、これは今、まちなかエリアプラットフォームでいろいろと、ホームページでは、例えば田島まちなか未来んだんだビジョンとか、楽しそうに公開している部分はあるんですけども、そうではなくて、それとはまた別に、屋台格納施設を日常的に公開できるような整備、これは優先課題として、町が取り組むべきではないかなというふうに思うんです。このことについて、改めていかがですか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

その部分につきましては、今後も、今議員からもご提示あったように、田島まちなかエリアプラットフォームの中でも、周遊コースを今アイデアとして出しています。その実現するためには、やはり屋台格納庫を常時、いつ行っても見られるような状態にしていくことは、町が入っての努力すべきところなのかなというふうに思っています。

あともう一点が、ご存じかと思うんですが、てくてくQRマップというものを整備させていただきました。そういったデジタルの中にも、案内しやすいような表示を、例えば今のところ、第3土曜日に開けている格納庫もご紹介します。そういったところの開いている日と、さらには細かい時間帯、そういったものを案内できるのであれば、工夫していきたいなというふうに思っています。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 エリアプラットフォームのほうでいろんな取組をされているということで、QRマップですか、そちらのほうも、今のところはまだまだちょっと、正直申し上げて、

まだまだだなというような感想は持っているんですけど、これからの充実は待ちたいと思うんですが、そこで質問なんです、先ほど言った未来んだんだビジョンということで、今、エリアプラットフォームで作成している部分を読みますと、短期・中期・長期というふうに展開シナリオを構想しているようなんですね。

その中で、格納施設の活用について、もうちょっと前面に出せないものかなというふうに思いながら見ていたんですけども、その中で、屋台格納施設を観光客に、できるだけ平時というか、イベント以外のときにも公開できるような、そういった条件整備に向けての取組とか協議というのはなされているかどうかということについて、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

現段階では、昨年度までは、そういったアイデア出し、さらにはまとめるという作業でございましたので、その具現化に向けては、今後そういったものも含めて、具体的な方策というのは、今年度も多くの会議を予定しておりますので、その中で議論しながら組み立てていくようになるのかなというふうに思っております。

あとは、常時開放につきましては、先ほど町長答弁にもありましたとおり、やはり管理の問題、セキュリティの問題というのもありますので、そこは先ほど申し上げましたとおり、町が入って管理している行政区でございますので、そちらのほうとの調整をやらせていただければというふうに思っているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 その辺ぜひ、もしかすると時間がかかる取組になるかもしれないんですけども、ぜひ前向きに取り組んでいていただければと思います。

本当に日常的に来町する観光客に対して、どういうふうに知っていただくのかという取組は非常に重要だと思っていますし、先ほども言いましたが、空白期間があることによって失われてしまう部分というのはかなりあると思いますので、そういう意味で、先ほど言いましたけども、令和元年から話が始まって、屋台格納施設を活用しながら、それに代えていくというような答弁でやってきたわけなんです、実際ここに来てみると、祇園会館は廃止になりました。しかし、屋台格納施設の活用というのは具体化されていないという、そういう結果になってしまっているわけですね。

そのところで、やっぱり私は、これは別な機会にも申し上げたんですけども、廃止先行と

ということではなくて、廃止するのであれば、廃止と同時に次の代替案、つまり格納施設、それが利活用できるという条件を整えてからの廃止、そういうスケジュールでできなかったものなのかなど。

実は、先ほどもスキー場問題がちょっとありましたけども、スキー場の件でも、そういった話がありましたよね。廃止が先にあるのではなくて、やっぱりそれに代わる代替案、そういったものも同時進行させていかないと、結局、今回のような空白期間というのが生まれてしまうんじゃないですかというふうに思うんですが、この辺についてはいかがですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうから答弁申し上げます。

祇園会館については、公共施設個別計画の中で方針を決めて、そして、終わりの年度を修正しつつ、明示しつつ、それに代わる措置として、屋台格納庫の展示というようなことで調整した経過があるというふうに私は認識をしております。

今、古川議員から言われましたように、廃止する前に代替案をしっかりしてというようなご指摘、これについては、スキー場の問題でも同じようなご指摘いただきまして、やっぱり町として、少し今後の進め方においては、配慮しなくてはいけないのかなというふうに改めて感じているところであります。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 本当に廃止となると、その業務、代替案を作成してという、それを同時に作業するというのは、非常に大変な作業になるというふうに、それも思います。ただ、そういうものも見越して、やっぱり余裕のあるスケジュールを組んで、空白期間を生まないという、こういったものを教訓にしていきたいなというふうに思います。

それでは、次なんですけども、日常的に来町する観光客に町なかを周遊しながら祇園祭について知ってもらう、それで祇園祭誘客につなげるという構想はということについてなんですけども、これについては、実はこの前の6番、15番議員にもつながる部分があって、またその質問かよというふうに思われるかもしれませんが、私なりの考えも入れて、もう一度同じようなことをお聞きするようになるかもしれませんが、ちょっと質問させていただきます。

まちなかエリアプラットフォームに関わっている皆さんが今、先ほども話あったように、周遊ガイドとかQRマップ、そういったものを作成中ということなんですけども、ただそのビジョンというのは、現在まだ社会実験期という期間なんです、一番最初の。今年から3年間で、そういう中で取り組まれているわけで、まだ実験期なんです。実証実験行います

というのも、今年の１月とかにありましたけども、まだそういう段階で、ですから、コンテンツがまだまだ充実していないということもあります。

となると、やっぱりそういう部分では、先ほども言いましたけども、観光客のふだんやってきた方にとっては、あら、この町は何もないのと、何を手がかりにして観光したらいいのというように戸惑うことはあると思います。実際に私も目にして、ちょっとお話伺ったことがあります。平日でも割と、田島駅に下車して、駅前をふらふらと散歩されている観光客の方、時々います。そういう方にちょっと話を聞いたりすると、やっぱりこの町、どこか見どころないですかねというふうに言われると、先ほどのように、祇園祭の町なんだけど、屋台格納庫はあって、ただ、そこのところは取組不十分かなとか、あとは鳴山城を案内したりとかというふうにはなるんですけども、やっぱりできればこのところは、町内観光を案内してもらえる案内所、案内センターのような、観光客がここに行けば、この町はこういうふうに歩いてみれば、こんな魅力がある町なのかという、そういうのを教えてもらえる、先ほどＩＣＴを使ったという話もありましたけども、そういうものもありかと思いますが、そういうふうに観光客がその場で触れられる情報、そういう情報センターみたいなのは、やっぱり必要かなというふうに思うんですね。

ちょっと、先ほどからの議論を引用して申し訳ないかもしれませんが、収入のないところに人を置くのは難しい、確かにそうなんですけども、やり方次第、工夫次第というのはあると思うんですね。ほかの自治体の事例なんかを参考にしてもいいと思うんですけど、例えばカフェを併設するとか、レンタサイクルとか、そういったものが一緒にあるというところもあります。あとは、最近結構はやりなのが、アウトドアショップですか、そういったブランドショップも併設されていたりとか、やっぱり収入も一緒にあるような、そういったハイブリッド的な案内所というやり方というのものもあるのかなというふうに思います。

今現在も、ステーションプラザの下のお店のところで、あるいは、はいつと食堂で案内はできますというお話だったんですが、そういうところにもうちょっと人員配置とかを手厚くして、そこところで強化するという考えもあるのかなというふうに思ったんですが、先ほどからの質問のちょっと繰り返しの部分もあるんですが、こういった部分でやっぱり、ここを拠点にして観光客がこの町を回るといふ、そういう拠点は欲しいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

先ほど私が答弁して申し上げたのは、現時点で収入がないところに常時人を配置しておくことは厳しいということで、ですので、新しい指定管理者の管理をしばらく今後見ていく必要があるということで、ご説明させていただいたところでございます。

その上で、私は議員おただしのとおりなのかなというふうに思っております。しっかりと収入を得るような仕組みの中に案内業務を入れていく。実際、今それが完全に機能しているかどうかは別にして、現在の販売所、売店ですね、さらには、はいとさんでもそういった案内をするということで、ある業務をしながら案内業務をやっていくというような、今、経営でやっておりますので、そういった取組というのは今後も必要なかなというふうに思っております。

さらには、もともとあった場所がどうしても、ああいった形で今空いていると、閉鎖されていると、どうしても印象が悪いので、会津鉄道さんの中には、やはりあそこは何か、契約上いろいろ問題はある、制約はあるんですけども、例えば何かそういった機能に入っていて、案内業務を充実させたいと。そういった構想もある中での現状でございますので、まだオープンして間もないところではございますので、そういったアイデアが出てはいると。今後の展開によりますので、そこは今後も、そういった推移を見ていただきたいなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 ぜひ力を入れていただきたいと思います。

かつて、桜ウオークというのが町内にあったんですよね。あのときも、町なかを歩いている人とちょっとお話しするのは、私も結構楽しくて話ししたりしたんですが、そのときに祇園祭の話なんかをすると、じゃ絶対夏にも来たいねというふうにおっしゃってくださるお客さんが結構いたんですよね。

こういうふうに、ふだんから町の観光とかおもてなしというのに満足していただけるための環境整備というのが、やっぱりさらに充実していくということが大事なかなというふうに思います。ぜひ力を入れていただきたいと思います。では、次に進ませていただきますが、ふくしまディスティネーションキャンペーンですけども、本町の取組はということで、ふくしまDC、ちょっと真正面からの答弁じゃなかったのかなと思って、再質問させていただきます。

ふくしまDCは、やっぱり貴重な南会津町の観光情報発信の場であり、これは当然だということだと思いますが、持続的な観光誘客へつなげるために、またとないチャンスになっている

はずです。このチャンスを最大限に生かさなければならぬと思うんですけども、町のホームページを見ても、ふくしまDCという言葉はなかなか見つからないんですよね。

ほかの自治体とかとも見比べてみると、やっぱり南会津町、ちょっとふくしまDC、今プレキャンペーン中ですけども、取組の遅れというのがあるんじゃないかなというふうに私、感じて、この質問をしたんですけども、この辺については、町長の認識というのはいかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 DCにつきましては、前のDCのときに、どうしてもJR線との絡みで、やっぴはみたものの効果が、特に南会津方部については効果が薄かったというところが、我々の意識しない中での認識というのがあったのかなというふうに思います。プレDCが始まるというふうな中で、予算立てをどうするんだというようなところが少し弱かったのかというふうに私も思っています。

県の補助事業の採択の中にも、残念ながら南会津町の事業は採択が受けられませんでした。来年度に向けて、財源も含めて、どういう形で取り組んでいくのか、もう一度まき直しをしながら、DCに向けた取組を強化していきたいと、このように進めるのが、現時点でのお答えなのかというふうに思っております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 私もその辺、何が原因なんだろうと思って、いろいろ自分なりに調べてみると、やっぱりJRグループとのタイアップ企画というのが、ここがネックになっているのかなというふうには思ったんですけども、ただ、やっぱり納得はできませんよね。同じ福島県なのに、福島県一丸となって観光キャンペーンに取り組んでいこうということで、あれほど大々的に宣伝をしておきながら、JR路線から外れている町はこの扱いかなというふうに、今話を聞いていて思ったんですが、いかがなんでしょうかね、そんなにやっぱりJR路線から外れているという部分については、かなりのハンデキャップがあるわけなんですか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

結論から申し上げますと、そのハンデキャップはあるというふうに感じてございます。

先日なんですけど、全国販売促進会議というのが大々的に行われました。これはニュース、報道等で広く発信されましたので、議員もご承知かと思うんですけど、郡山市で開催されて、今回のDCを実施するに当たって、全国からのJR関係者、さらには旅行代理店の皆様500人

以上の方々が一堂に会して、その中で福島県をPRするセレモニーが行われました。そこ、私は出席したんですが、その中で浜・中・会津の紹介がありました。さらには各エリア、町村の紹介も、県が中心となりながら行われていったわけなんですけど、やはりJRが通っている場所と通っていない場所のPRの温度差、時間は、相当差があるなというふうに率直に感じたところでございます。

ですが、議員おただしのとおり、県を挙げて取り組むということは、やはりここは何らかの形で活用する必要があるというふうに思っております。昨年度実施した調査では、本町にいらっしゃる方々、1番が自動車なんです。2番が私、会津線、野岩鉄道かと思ったんですが、本町にいらっしゃる方々が2番目に選んだのはJR線なんです。JR線を使って本町に来るというデータが非常に大きな割合を占めておりましたので、やはりこういった実態からも、先ほど町長答弁からもありましたとおり、例えば新たな連携としてある白河市との広域連携、こういったものをもう少し活用しながら、さらにはDCに便乗して、できるだけ南会津をPRする、誘客するというような取組は、やはりやっていかなければいけないのかなというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 大変難しい問題があるものだなというふうに思いましたけども、やっぱりなかなか、ちょっと県に対して、納得できない気持ちのもやもやはかなり残ります。

多分、町でも既にやっておられると思うんですけども、この辺については、やっぱりそういった、差別的なと言ったらちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういったことがないように、やっぱり要望を強化していくということも必要なのかなというふうに思いました。

会津鉄道との連携というのも必要ななんて思っていたんですけども、その辺の強化という部分、ここはいかがなんでしょうかね。会津鉄道との連携を強化しながら、鉄道つながりというようなところではいかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 ご指摘のとおりだと思います。JR線がない、只見線はJR線なので、そちらのほうは力入っているというのは私も感じておりますが、会津鉄道としては、会津若松から入ってくるお客さんを下郷町を通して南会津町に流してくるというような事業計画もあったというふうに思いますので、そこに南会津町として積極的に関わって、誘客に効果が表れるような仕掛けづくりをしなくてはならないと思いますし、また、出先である振興局のほうとも連携

を取って、沿線ではないにしても誘客、ＤＣの効果に乗かって、地域が元気になるような取組をやらなくてはならないと、このように感じているところであります。

○山内 政議長 ５番、古川晃君。

○５番 古川 晃議員 あともう一点なんですけども、そういった壁はあるということを理解しつつ、もう一つ気になったのは、町の観光物産協会のほうのホームページを見ていても、ここ、すごくいい情報はたくさんあるんですよね。頑張っていらっしゃるなというのは分かるんですけど、ここについても、やっぱりふくしまＤＣへの取組というのは、ちょっと弱いのかなというふうには思ったりして見ました。

観光物産協会への協力、もちろんこの辺はタイアップしてやっているとは思いますが、この辺、町と観光物産協会との関係というのは、そういう意味でいかがでしょうか。もうちょっとお互いに力を高め合っていこうという、そういった取組というのはありますか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

まず、観光物産協会のホームページにＤＣを前面的に出すというのは、前回の「福が満開」というＤＣもやった経験がございます。そのときも、どちらかというと、本町は既存事業を、例えばひめさゆりウォークであるとか田代山とか、そういった既存事業をＤＣとしてやった経過がございますので、今後もＰＲするのであれば、既存の事業、コンテンツに、ＤＣというブランドをつけながらの発信になるのかなというふうに思っております。

町とのその部分での連携は、前回、先ほど例で申し上げました全国販売促進会議にも観光物産協会が行って、南会津町をＰＲするブースを設けました。また、先日行いましたプレＤＣの際に、ＳＬ大樹が通過して、この後も予定されているんですけども、そういったプレ事業を通しながらも、町と観光物産協会では物販の販売とかＰＲの連携を取りながらやっておりますので、今後もそういった形で、連携しながらやっていければなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 ５番、古川晃君。

○５番 古川 晃議員 ぜひ、これから力を入れていていただきたいなと思います。

次の質問のところで、来年度のふくしまＤＣ本番に向けての今後の構想はというところで、本当は町としての意気込みみたいなのをちょっと聞きたかったんですけど、先ほどの答弁の中にはそれがなかったんですね。そういうことで、ちょっとボルテージ下がっているのかなん

というふうに思ったりはしたんですけども、ただ、やっぱり町民の期待はあると思うんです。テレビとかでも、あれだけ宣伝をしていますので。

ですから、やっぱりそのところは、町民の期待を裏切らない、そのために町でもこういうふうに頑張っているよというような、来年に向けてこんなことに取り組んでいくよというような、そういった具体的なものをもうちょっと示していただければなと思います。

先ほどの答弁だと、極上の会津プロジェクト、それから白河方面との広域連携、そういう理由で白河方面なのかと先ほど理解しましたが、そういうところではなくて、南会津町として、来年度、ふくしまDCに向けて、こんなふうにして取り組んでいきますよという、そういった意気込みというか、ちょっと町民向けに何かアピールする部分というのはないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

今回のDCは、食・歴史・文化というようなテーマでやっておりますけども、例えば、その中でよく新聞報道であるのは、発酵文化を大々的に打ってこうというような新聞報道もございます、ニュースもございます。そういった現在の取組、プレDCで県内で行われている事例を見ますと、本町でもそういったものに劣らない資源、コンテンツがあるなというふうに思っております。

観光物産協会とのやり取りの中では、何かやらないとならないよねと、よく話題に上がっておりますので、現状では、先ほど町長答弁申し上げたとおりなんですが、そこは乗り遅れないように、これから来年度に向けての計画を立てますけども、そこはしっかり町民の皆さんにもお示しできるような計画、さらには情報発信はしていくべきなのかなというふうに、今感じているところでございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ぜひ力を入れて取り組んでいていただきたいと思います。できるところ、本当に協力していきたいと思っています。

それでは、3番目、最後の質問にいきますけども、町の事業承継支援体制はということで、ここについては、先ほど町長から具体的な数値を示していただきました。後継者が決まっていないのが66.2%、向こう10年で廃業を検討している27.7%、うち3割は後継者がいないと。町長が言われたとおり、本当に深刻な問題であるという、このところは共有したいと思います。

私も、この南会津町の5年後、10年後、その姿をイメージすると、かなり深刻な予測に立っ

て対策をしていく必要があるというふうに思っていますので、ここは本当に思い共通で、取り組んでいく必要があるなというふうに思ったところです。

実際、国でも中小企業庁が、「地域特性をふまえた事業承継支援体制の構築に向けた手引き」という、これは大体40ページぐらいの自治体向けの手引書なんですけど、これが今年の3月に発行されたばかりなんです。私も、ホームページ上でたまたま目にして読んでみたんですが、これすごく自治体向けで、いい内容だなというふうに思いました。国でもすごく深刻な、この事態を鑑みて、自治体が地域の事業承継問題に積極的に関与する必要性というのを認めて動き出したというふうに思いました。

そこにも書いてあったんですが、ちょっと今さらながらみたいなの、もっと早く取り組まなければならなかったんだけど、ようやくここで本腰が入ったというふうに私は見ているんですけども、そこで、町が行っている事業承継の実態と課題はということで、まずはこの役場、庁内で事業承継に関わってきた担当課、商工観光課というふうになるかと思うんですけども、この辺の体制はどのようになっているのでしょうかということ、まずちょっとお聞きしたいと思うんですが、担当職員の数ですとか、あるいは町民にどのように周知しているとか、あるいは相談実績はとか、そういった部分について、今までの取組ということについて教えていただければと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

まず、商工観光課の体制なんですけど、今年度から雇用対策係ということで、担当から係に昇格になりまして、現在のところ2人体制で、こういった問題に対応しているところでございます。体制は今、これまでは担当1人でやっていたんですが、職員2人体制にした上で、雇用対策、さらには、こういった事業承継の問題も含めた対応に当たっている現状でございます。

今のところの相談の実績なんですけど、令和6年度につきましては、廃業するかもしれないという相談が1件寄せられております。これは経営悪化による相談でございます。今年度につきましては、よく言われております後継者問題、高齢化によって跡継ぎがないという相談が1件寄せられているところでございます。

現在の体制といたしましては、まずはそういった相談を受ける、その後に、メインは商工会が今やっているところもありますので、商工会と一体になりながら、必要な支援先につないでいくというような体制になってございます。

繰り返しになりますが、町といたしましては、相談を受ける体制が今のところの取組状況で

ございます。

以上です。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 あと、町でビジネスチャレンジ支援事業補助金について、先ほど触れられたんですけども、この辺の交付実績というのはいかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

こちらのビジネスチャレンジ支援事業につきましては、平成29年度から始めた補助事業でございます。

基本的には新規創業が主な内容となっておりますが、メニューの中に事業承継というものも盛り込んでございます。平成29年度から令和6年度まで19件申請がございまして、そのうち、事業承継に係る申請につきましては1件ございました。そのような事業内容になってございます。

以上です。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 少ないからいいということでもないわけですね。

やっぱり町内には、先ほど一番最初に町長が答弁したデータにあるように、これからどうしたらいいんだろうというふうに困っている、悩んでいる、そういった事業者が多数いるということは考えなければならないと思うんですけど、先ほど町長の答弁の中で、課題として挙げられた部分、後継者がいない、見つからないということが一つと、それから、事業承継するときの経営状況、資金の問題というのが2つ目、あと3つ目は、経営のノウハウ、技術・知識の傳承が十分に行われれないという、この3つ挙げられたんですけども、先ほどの中小企業庁の手引の中に、それを読みまして、その中で強調されていたのは、もっとその前の段階で課題があるということを描しているんですね。

それは何かというと、相談に出向くという一歩を踏み出すまでの壁の高さなんです。まず、やっぱりイメージしてみると、事業者本人がまだ気づいていない、事の深刻さに。あと10年たったら、その先まだ考えていないので、そこまで考えていないので、まだまだ相談なんかしませんよとか、あるいは意識していないとか、ちょっと気がついてはいるんだけど認めたくないとか、相談したいんだけど、まだ大丈夫とかというようなことから相談に行かない。ですから、相談に行かないので、事が起こったときにどうしようもなくなって、廃業とかというふ

うにつながるということ、それから、個人事業や事業者、この事業内容まで踏み込むときの困難さ。

やっぱりプライバシーの問題というのがあって、これはやっぱり、自分のことを思ってもそうなんですけども、後継者いますか、大丈夫ですかなんていうふうに来られたら、自分の問題にそんな他人が踏み込んでほしくない、やっぱり触れられたくないという、そういう部分はあると思いますので、そういうところがやっぱりネックになって相談できずに、いざ高齢化、あるいは事業者が亡くなった、それを機会にして、いつの間にか店舗がなくなっているという、そういうことがあるということで、つまり事業承継の一番の問題というのは、お金とか補助金の問題ではなくて、やっぱり悩む事業主に、まずは寄り添うこととかということが重要だというふうに言っているんですね。そのためには、やっぱり住民にとって一番身近で、信頼できると書いてありました、信頼できる自治体が、地域の特性を踏まえて相談できる体制を整えたりと、それが重要だというふうに言っているんですね。

そこで、最後に幾つか質問して終わりたいと思いますけども、まず最初に、③番のところで事業承継体制を強化する考えはというところで、町長答弁では、町内事業者の実態把握に努めて、これから支援体制の充実・強化に努めるというお話があったんですが、この辺について、もうちょっと具体的に突っ込んだ充実策・強化策というのはあるでしょうか。話せる部分ありましたら、お願いします。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

先ほど答弁申し上げましたとおり、現状では、相談を受けてからその対策を練っていく、動いていくというような取組に終わっていますので、議員おただしのとおり、もう少し先手、先手でやる必要があるのかなというふうに思っているところではございます。

この辺の事例では、西会津町ですかね、役場が主体となって事業承継の協議体を立ち上げて、人材バンクをつくったりとか、そういった早めに後継者育成をしていく、さらにはそういった対応を取っていくという、役場が主体となって動いているところもありますので、そういった事例を集めながら、今の受け身ではなくて、もう少し町から出ていく、商工会から出ていく、情報を集めていく、実態を把握するような取組は、広くやっていかなければいけないのかなというふうには思っております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 まさしく本当に、そういった部分を望みたいなというふうに思います。

先ほどの手引の中身にも、事業承継で自治体に求められる役割というのは、まず関係機関を束ねるハブとしての機能、それがまず最初なんですということでも出てくるんですね。

そういう部分で、先進的な自治体の例を幾つか挙げますと、今、西会津町の例が出ましたけれども、地元の商工団体、金融機関、士業団体とか、そういったところをやっぱり束ねて、事業承継支援ネットワークとかサポートセンターとか、そこに役場が入って、いろんな関係機関との橋渡し役をするという、あるいは後継者育成というのを兼ねて、事業承継のためのマッチングプラットフォームとか人材バンク、こういうのを開設している自治体というのが増えてきているということなんです。

ぜひ南会津町でもというふうに考えるんですけども、先ほどちょっと答えらしきものはあったんですが、改めていかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

今回このようなご質問をいただいて、我々もいろんな実態の把握と、持っているデータ等も改めて見直ししながら、何ができるかというのを考えさせられたところでございます。

これまで答弁する機会はなかったんですが、手元に調べたところ、ここ数年で廃業した数字も持っていて、令和5年度は13件の廃業がございました。令和6年度は17件の廃業がありまして、このうち令和5年度につきましては、13件のうち8件が、後継者不在によって廃業したという実態がございます。令和6年度につきましては、17件のうち13件が、後継者不足で廃業という数字も町の数字として表れましたので、この事態を重く受け止めて、議員からおたдаしありましたような体制づくりは、やはり急いでやっていかなければいけないなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ぜひ力を入れていていただきたいと思います。

自治体に求められる役割の2つ目というのを準備はしていたんですが、ちょっとだけ触れておしまいにしたいと思いますが、事業承継の機運醸成に向けた意識啓発機能ということなんだそうです。

先ほど言いましたが、おらいはまだまだ大丈夫だとか、俺の代でおしまいにするとか、そういった方は結構いらっしゃると思うんですけども、そうじゃなくて、その事業の価値とかをしっかりとその方に理解していただいて、やっぱり誰かにこれ伝えていかないと駄目だなという

ふうに、その事業者の気持ちを変えていくとか、そういう取組というのも自治体に求められている役割であって、じゃ、それをどういうふうにしてやるんだという具体的なところは、またさらに詰めていっていただければと思うんですが、そういう役割があるんだそうです。

とにかく、今課長からも話ありましたが、気がついたら、あら、この店がなくなっていたのというような、そういうものを目にするたびに、やっぱりすごく寂しい思いをしますので、そういったところを事業承継の対策で、100%救うことはできないんだけど、それに力を入れることによって救われなかった部分が救われて、それが持続可能な町につながっていくというふうに思いますので、ぜひこの辺、力を入れていただければと思ひまして、これで質問を終わります。

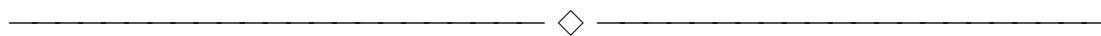
○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 古川議員から、いろんな提案をいただきました。本当にありがたい情報も含めて出されたかと思ひます。

一方、ちょっとお話ししておかなくちゃいけないのは、我々限られた人員の中で動いております。3月議会を振り返ってみますと、スキー場の問題含めた観光施設の在り方をどうするんだというところに全庁的に力を入れてまいりました。祇園会館の跡地利用をどうするんだ、それについても、やっぱり優先事項があつて、なかなか動けないのが実態。

今回のDC、それから事業承継についても、やっぱり人の手配の関係で、過剰なオーバーワークもちょっと心配されるんです。その辺については、優先順位をつけた中で、我々として動くというようなことがありますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 以上で、5番、古川晃君の一般質問を終わります。



◇ 森 秀 一 議員

○山内 政議長 次に、7番、森秀一君の登壇を許します。

7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 本日最後の質問者となりました。もうしばらくお付き合いをお願いします。

議席番号7番、森秀一、通告に従ひまして、一般質問を行います。

質問は、前沢曲家集落の保存対策についてであります。

前沢曲家集落について質問をしようとしたきっかけは、前沢曲家住宅に独りで住んでいる高齢者の知人宅を訪問したとき、たまたま帰ってきていた60代の娘さんと話をする機会があったことです。そのとき言われたことは、私はこの家に戻ってくる考えはないし、妹も帰る気はないから、父親がいるうちはいいが、いなくなったら、この家はどうなるだろうかと聞かれたことでした。

私はそのとき、答えることはできませんでしたが、そこで思ったことは、前沢集落では居住者の高齢化や後継者不足が既に問題になっているということであり、曲家の存続について不安を持ったことであります。

前沢集落は、中門造りと言われるカヤぶき屋根の家屋が多くある集落ですが、中門造りとは、かつて家族同様に大切にされてきた農耕馬と人が一緒に生活する構造になっており、妻面には明かり取りの窓、はりとぬきの木組み、前包の彫刻、狐格子など、意匠性の高い造りと言われています。

このようなことから、旧館岩村では、昭和63年に前沢集落を特別風致地区に指定し、カヤぶき屋根の保存を図ってきました。また、平成23年6月20日、それまでの保存の取組が認められ、山村集落として重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

このような前沢曲家集落が現在まで維持・保存されてきたことは、そこで生活し、管理をしてきた住民がいたからだと思います。しかしながら、前沢集落における居住者の高齢化や後継者不足は、伝統的建造物である曲家を存続させるためには深刻な問題であります。

このような状況から、空き家が発生したとき、カヤぶき屋根の曲家住宅は誰が維持管理をするだろうか、また、重要伝統的建造物群保存地区として選定されている前沢集落がどのように存続されていくのかといった不安を持ちました。居住者の年齢構成を把握するとともに、別居している後継者の有無など、将来に向けた曲家の維持・保存について、居住者それぞれの考えを聴取し、前沢集落の今後を想定した対策を今から講じていかなければと思います。

これらのことから、前沢集落の現状を確認し、今後の空き家対策など、保存に対する町の考えをお聞きしたいと思います。

7点について質問します。

1点目、重要伝統的建造物群保存地区内で選定されている棟数についてであります。地区内で選定されている建物の棟数についてお聞きします。

2点目、同地区内で選定されている建物に居住している世帯数と65歳以上の世帯数はありますが、地区内に居住している総世帯数と65歳以上の高齢者だけが居住している世帯数につい

てお聞きします。

3点目、カヤ屋根修繕の基準と判断ですが、差しガヤや丸ぶきの目安としての耐用年数などが定められているか、また、差しガヤや丸ぶきは、いつ誰の判断で実施するのかについてお聞きします。

4点目、カヤ屋根修繕の実施主体ですが、曲家の所有者は居住者であり、管理も居住者と思います。しかしながら、重要伝統的建造物群保存建物として認定されていることから、カヤぶき屋根の修繕工事は、保存建物を維持していくためには重要なことと考えます。修繕工事の発注者について、町なのか、それとも所有者なのかをお聞きしたいと思います。

5点目、カヤ屋根修繕で想定される修繕費ではありますが、修繕工事には相応の工事費がかかると思います。差しガヤや丸ぶきを行うには、どの程度の経費がかかるのか、想定される金額についてお聞きします。

6点目、カヤ屋根修繕費の負担者ですが、差しガヤ、丸ぶき、災害復旧など、修繕に係る経費は必要です。それを負担するのは町ですか、それとも所有者ですか。経費の負担者についてお聞きします。

7点目、空き家が発生した場合の対策ですが、高齢者世帯が多い中で、空き家の発生は間近に迫った問題だと思います。その対策について、町としてどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○山内 政議長 教育長。

○川島敬章教育長 7番、森秀一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、前沢曲家集落の保存対策に関する1点目、重要伝統的建造物群保存地区内で選定されている棟数はとのおただしではありますが、現在、27棟の建築物が選定されています。

次に、2点目、同地区内で選定されている建物に居住している世帯数と65歳以上の世帯数はとのおただしではありますが、保存地区内には16世帯が居住し、そのうち、65歳以上の世帯数は13世帯です。

次に、3点目、カヤ屋根修繕の基準と判断はとのおただしではありますが、カヤ屋根には耐用年数は定められておらず、修繕が必要かどうかの判断につきましては、カヤ屋根の現状に応じて所有者が行っています。カヤ屋根は、日常的にいろりを使用することで、煙による燻蒸効果がもたらされ、長もちすると言われておりますが、習慣の変化からいろり裏の使用頻度も少なくなり、全面的にカヤをふき替える丸ぶき修繕は、10年から20年の間に行う必要性が高くなっ

てきていると伺っております。

次に、4点目、カヤ屋根修繕の実施主体はとのおたかしであります、修繕の実施主体は所有者になります。

次に、5点目、カヤ屋根修繕で想定される修繕費はとのおたかしであります、傷んだカヤを部分的にふき替える差しガヤ修繕であれば、10平方メートル当たり45万円前後の修繕費が必要になります。また、丸ぶき修繕では、カヤ屋根の面積にもよりますが、2,000万円前後の修繕費が必要となる場合もございます。

次に、6点目、カヤ屋根修繕費の負担者はとのおたかしであります、修繕費は建築物の所有者が負担します。

なお、所有者の負担軽減のため、国及び町で修繕費への補助を行っております。

次に、7点目、空き家が発生した場合の対策はとのおたかしであります、個人の財産であることから、空き家の所有者や相続人に対し、今後の意向を伺い、希望があれば、空き家バンクへの登録についての説明や前沢景観保存会への情報提供を行い、所有者と地域にとってよりよい方策が選択できるよう進めてまいります。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 それでは、再質問をさせていただきます。

1点目の保存地区で選定されている建物の頭数は27棟と答弁をいただきました。その中で、カヤ屋根の棟数なんです、これは何棟あるのかお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えいたします。

この中の27の建築物のうち15棟が、カヤぶき屋根の建物になっております。そのうち、町が所有して、指定管理等で管理をお願いしている施設が14で、前沢地区で住民の方が住まわれている住宅棟で11棟でございます。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 分かりました。

それで、2点目の世帯数ですが、ただいまの答弁で、16世帯ある中で高齢……何かあれかな。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 答弁内容にちょっとそこがあるので、確認してください。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 大変失礼いたしました。

全部で15棟ございまして、公共施設等で町が所有するものが4棟で、残り11棟が前沢地区の方が居住等で使用しているものでございます。失礼いたしました。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 私が一番聞きたかったことは、カヤぶき屋根の棟数が何棟かということを知りたいところを聞きたかったものですから、了解しました。

それでは、2点目なんですけど、16世帯ある中で13棟が高齢者の世帯ということで、私が想定していた以上に世帯数が多いということで、今後の維持管理には支障が出るのではないかとということで心配をするところであります。

それで、高齢者だけの世帯については、後継者がいるかということが気になるわけなんですけど、別居の高齢者ということになりますけれども、そういった後継者の事情について、町として把握しているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えをいたします。

後継者の捉え方にもよるかと思いますが、子供がいればその住宅を引き継ぐのかということもございまして、以前に世帯主の方に聞き取りをしたところ、4人、4世帯と言ったほうがいいんでしょうか、こういったところで、後継者がいるということをお聞きしております。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 今言われた数字は、やはり少ないなというような状況に私は思いました。

それで、3点目の質問に移りますが、修繕の基準については分かりました。ただ、丸ぶきの修繕は、おおよそ10年から20年との答弁をいただいたわけなんですけど、私は過去において、まきを燃やして30年ということで聞いておりましたので、まきを燃やさなかった現在においては、そのとおりかなというふうに思いました。

ところで、カヤぶき屋根が15棟あって、耐用年数がおおよそ10年から20年ということですが、平均として15年くらいになるわけなんですけど、単純に考えたときに、毎年カヤぶき屋根の丸ぶきをしないと、対応し切れないのかなというような、そんなことに思いました。それをやらないと、何年か分を集めて一気にやるような、そんなことになると思います。そうなったときに、カヤの確保を業者ができるのかと、そのようなことがちょっと気になりました。

同時に実施するという事は、かなりの量のカヤを集めなくてはならない。そして、カヤの捻出というのは業者の持込みということになっておりますので、最近の丸ぶきをやったのは、どんな状況なのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えいたします。

国の文化財の選定を受けた後でございますが、5棟丸ぶきをしております。ただ、この丸ぶきの中でも、全面全て丸ぶきをしたものが3棟でございます。あと分割して、一部丸ぶきなどと言われますが、これが2棟を実施、これまで丸ぶきという形で、合計5棟が実施されております。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 最近において5棟ということでしたが、最近においてというのは、5年間で5棟という表現ではないと思いますので、これから先やっていくのに、毎年実施するくらいのペースでやっていかないと大変なのかなと。そういう中で、カヤの確保、補助金等の対応というものに大変さがあるのかなというような思いを持ちました。

それでは、次の質問を行います。

雪害についての質問をしたいと思いますが、この冬の大雪で曲家の被害報告がありました。修繕工事はされたと思いますが、被害戸数と工事の発注者、それに対する費用の負担など、どのようにされたのかお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 7番議員に申し上げますが、これは通告されておられますか、雪害は。

○7番 森 秀一議員 直接的なものはやっていないんですが、修繕ということではどうかと思います。

○山内 政議長 答弁できますか。答えられますか。答えられるそうですので。

それでは、生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 以前に委員会等でも雪害の被害を報告しておりましたので、その中身をご報告したいと思います。

今回、前沢集落の中で3棟の被害が出ております。うち2棟が地域の方がお住まいになっている民家で、2棟でございます。こちらは、雪の重みでカヤが抜けたり軒先が折れたりということで、2棟被害が出ております。もう一棟が、町で管理している前沢交流館のほうで、軒先が折れるといったような被害を受けております。

カヤぶきの民家につきましては、それぞれ保険のほうで対応するという事で伺っております。

す。町のほうとしましては、今回、議会の補正予算のほうで修繕費のほうを計上させていただいており、修繕をする予定でございます。個人については、個人の方がそれぞれ業者さんに発注するという形になってございます。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 状況分かりました。

次に、4点目の実施主体ということですが、これは所有者という答弁をいただきました。所有権というものがあるわけですから、これについては分かりました。

次の5点目の修繕費についてお聞きします。

予想どおり、高額のコヤがかかることが分かりました。特に丸ぶきとなれば、小さな家が1軒建つほどの金額になるということでもあります。

修繕費が高額になる理由の一つとして、カヤの調達があると思いましたが、そこで気になったのは、丸ぶきの場合のカヤの準備、先ほども少し触れましたけれども、私が子供の頃、自宅の丸ぶきということで経験しておりますが、自宅周りに相当な量のカヤが準備されており、これほどのカヤが屋根に上がるのかと、驚きの思いで見えた思いがあります。

修繕に必要なカヤというのは、業者の持込みということになっていると思いますが、丸ぶきの場合の業者がそれだけ必要なカヤが準備できるのかというようなことで、ちょっと不安を持ったわけなんです。その結果、町がカヤを準備して保管をしておくというようなことになれば、少し経費の軽減になるのかなというふうには思ったわけなんです。その点は、やらなくても業者が十分集められますよという、そういう状況なんですか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えをいたします。

業者をお願いして発注する分については、業者さんに聞くところ、県外のほうにカヤ材を求めているようでございます。宮城とかそういったところに資材のほうを求めているということを知っています。

町のほうでカヤを確保してはということですが、町としては、以前、町の施設でもカヤぶきの施設を持っていますので、その必要性からカヤの確保事業ということで、カヤの買取りをして、今、旧南郷第二小学校の体育館のほうに幾つか保管はしていますが、これはあくまでも公共施設用のカヤ材でございまして、民間の住宅棟に使えるものではございません。

大内宿のようなカヤの買取りをしたり、それを地区内で修繕するときに使ったりというような制度は、町のほうでは持ってごさいませんので、そういったところについては、雇用の確保にもつながるかもしれませんが、現時点で個人住宅のカヤ材の確保について、町のほうでやるという考えはごさいません。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 了解しました。

それでは、6点目なんですけど、修繕費の負担は所有者ということで答弁がありました。先ほど、丸ぶきでは2,000万円程度というような話もあったわけなんですけど、工事の発注者が、所有権あるわけですから、所有者ということについては納得したわけなんですけど、金額が多いだけに、国・町の補助金を行っているという答弁もありましたので、どの程度の支援があるのか、補助金の内容についてお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えをいたします。

国と町とで補助をしております。

まず町では、伝統的建造物群保存地区の保存条例の中で、その経費について補助をするというようなことが記載がございまして、同じく保存地区の保存事業補助金交付要綱、こちらのほうで補助率を定めてございます。

そちらについて、ちょっとご説明いたしますが、いろいろございまして、母屋についてご説明をいたします。

母屋については、カヤぶき屋根に係る経費の300万円までについては、90%以内の補助をしております。300万円を超える部分については95%以内ということで、例えば1,000万円かかる修繕であれば、300万円までは9割の補助で、残りの301万円から1,000万円までが95%以内ということで、補助率を少し分けてございまして、補助をしております。

関係はございせんが、鉄板ぶきの場合については、70%の補助率ということになってございます。

これに対して、町が支出する分に対しての経費としまして、国のほうの補助要綱の中で、基本は2分の1でございまして、いろいろな条件がございまして、南会津町について該当する部分につきますと、65%の割合で国が補助していただくというような中身になってございます。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 ただいまの説明で、1,000万円までは95%ということだったんですが、

ちょっと私の気になるところでは、丸ぶきの2,000万円程度というほうのパーセンテージを知りたいと思うんですが、それをお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えします。

大変失礼いたしました。例えば1,000万円というお話をさせていただきました。300万円以上であれば、95%の補助率ということで捉えていただいて結構ですということでございます。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 2,000万円掛ける5%ということになると、100万円なんです。高齢者や年金生活者といった人に見れば、100万円はすごく痛い金額だろうなというふうには思うんですが、所有者がカヤぶき屋根に住んでいるということであれば、仕方ないことなのかなというふうに思いました。

それでは、次に移ります。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 すみません、私の説明が足りずに、ちょっと誤解を招いているようでございます。

全体経費の300万円までは90%の割合で支出いたします。残りの301万円から、今ほど2,000万円とございましたが、それまでの2,000万円の間が、95%の割合で補助金の支出をしております。したがって、2,000万円でございますと、例えば300万円まで90%でございますと、補助金が270万円補助、残り1,700万円について、95%ですと1,615万円ということで、この合計で1,885万円が補助として支出されると、残りの115万円が個人の負担というところになります。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 いずれにしても、100万円を超える金額ということで、所有者負担は大きいということで理解をしました。

次の質問、7点目の空き家対策について質問したいと思いますが、空き家の所有者や相続人に対して意向を伺いということの答弁で、そのことについては理解をしたわけなんです、私としては、空き家になってからの対策というふうに、それではちょっと遅いのかなというふうな思いを持ちました。

高齢者世帯が13世帯ということですから、空き家になる前に今から意向を伺い、対策を講ずるべきではないかなというふうに思ったわけなんです、ちょっとお考えをお聞きしたいと思

います。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えいたします。

空き家が発生した場合ということで、現時点では、建物の修理等の意向を聞くなどはしてございますが、なかなか踏み込んだ話まではできていないのが現状でございます。

ただ、そういう空き家になってしまうというようなご相談も過去には受けてございまして、その中では、賃貸として貸して、集落内にＩターンとして住まれる方ですとか、あと、もう住まわなくなってしまうため、売却できないかといったご相談もあり、いろいろご相談に乗った結果、県外の方に、首都圏にお住まいの方が購入されて、そこを利用するというようなことも事例としてございます。

現在、選定を受けてございますけれども、個人の所有である住宅棟の貸したり、あと売買したりといったものについては、特に地区の中でも制限等は設けてございません。そういったご相談があるのであれば、事前にこちらのほうで話を伺いながら、早めな対策をできればというふうに思っております。

○山内 政議長 ７番、森秀一君。

○７番 森 秀一議員 できるだけ集落に入って、状況を把握して、対応をお願いしたいなと思います。

それで、先ほど、前沢景観保存会という団体の名称が出てきたわけなんですけど、地元の団体として一番頼りになる、相談しやすい組織なのかなと思ったんですが、景観保存会の構成メンバーというのはどういう人たちが入っているのか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えいたします。

前沢景観保存会として、会長以下８名の方が構成員となっておりますが、そこは主に地区内に住まわれている方で構成されております。

以上でございます。

○山内 政議長 ７番、森秀一君。

○７番 森 秀一議員 分かりました。

集落に入って話をすることになると、個人情報だとか、いろいろ入ってくると思いますので、地域の人がそういう組織を持って対応してくれるということは、大変心強いことであるかなというふうに思いました。

ところで、前沢景観保存会と町のほうで、どのような内容で話題にして、協議をしたり相談したりということをやっているのか、ちょっと、さっと話のできるようなものがあれば、お聞きしたいと思うんですが。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 建物維持管理だけじゃなくて、地区の防災的なところの部分についてもお話をしていたり、あと、前沢まつりなども実施しておりますので、そういった進め方なんかも協議をされておるようです。

先ほど私、答弁の中で、後継者がいなくなったときにということでお話をさせていただきましたが、前沢集落の保存計画の集落の景観ルールというものが以前決められておりまして、この目標及びルールという中に、原則壊すことは避けましょうというようなことが記載されてございます。また、やむを得ず伝統的家屋を売却、あとは貸したりする必要がある場合には、個人だけでなく、事前に保存会、今言った景観保存会、こういったところの方に相談して承認を得ましょうといったこともルールとして記載をされており、こういったことも相談しながら、売却等しておるというところでございます。

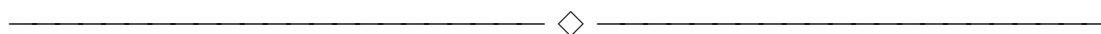
○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 私が思うのに、景観保存会のメンバーも相当な高齢化になっているのかなというような不安は少し持ったんですが、事情として分かりました。

以上で、私の求める答弁はいただきました。

居住者の高齢化や後継者不足という難題を解決していただいて、前沢集落が恒久的に保存されることを願って、私の一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、7番、森秀一君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会します。

明19日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時19分

令和 7 年第 2 回南会津町議会定例会 第 3 日

議 事 日 程 （第 3 号）

令和 7 年 6 月 1 9 日（木曜日）午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

2 番 芳 賀 正 義 議員
1 1 番 丸 山 陽 子 議員
1 番 酒 井 幸 司 議員
1 2 番 楠 正 次 議員
8 番 川 島 進 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1 番 酒 井 幸 司 議員	2 番 芳 賀 正 義 議員
3 番 湯 田 剛 正 議員	4 番 星 和 孝 議員
5 番 古 川 晃 議員	6 番 渡 部 裕 太 議員
7 番 森 秀 一 議員	8 番 川 島 進 議員
9 番 湯 田 芳 博 議員	1 0 番 室 井 英 雄 議員
1 1 番 丸 山 陽 子 議員	1 2 番 楠 正 次 議員
1 3 番 湯 田 哲 議員	1 4 番 高 野 精 一 議員
1 5 番 渡 部 訓 正 議員	1 6 番 山 内 政 議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡 部 正 義 町 長	二 瓶 勝 俊 副 町 長
川 島 敬 章 教 育 長	月 田 啓 総 務 課 長

星 良 栄	総 合 政 策 課 長	渡 部 さつき	税 務 課 長
鈴 木 秀 和	住 民 生 活 課 長	遠 藤 知 樹	健 康 福 祉 課 長
橘 昭	農 林 課 長	湯 田 賢 史	商 工 観 光 課 長
室 井 利 和	建 設 課 長	星 徹 也	環 境 水 道 課 長
馬 場 和 伸	会 計 室 長	星 貴 夫	農 業 委 員 会 長
星 博 文	学 校 教 育 課 長	廣 野 友 一 郎	事 務 局 長
阿久津 勝 英	舘 岩 総 合 支 所 長		生 涯 学 習 課 長
平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長	菅 家 康 夫	伊 南 総 合 支 所 長

事務局職員出席者

渡 辺 健 二	事 務 局 長	室 井 夏 雄	議 事 係 長
---------	---------	---------	---------

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

————— ◇ —————

◎一般質問

○山内 政議長 日程第 1、一般質問を行います。

————— ◇ —————

◇ 芳 賀 正 義 議員

○山内 政議長 2 番、芳賀正義君の登壇を許します。

2 番、芳賀正義君。

○2 番 芳賀正義議員 皆様、おはようございます。議席番号 2 番、芳賀正義。通告書により、ただいまから一般質問を行います。少しの間、時間をいただきたいと思います。

質問は、2 点になります。

1 点目、職員の人事と管理は。

ここ 3 年間の異動の調べでは、若い主事と中堅の副主査、主査、係長クラスの職員が多く退職しています。職員の応募者が少ない中で、将来有望な若い職員、幹部として将来を担う職員の退職の影響は大きい。そこで、世の中の流れとせず、前向きな人事管理と職員の育成をどの

ように考えているか伺います。

①退職者の退職理由とそれらに基づく職員の人事管理と研修機会はどのように実施しているか。

②町人材育成基本方針検討委員会が設置されています。能力開発、人材育成、方策等を明記とありますが、委員会とその活動はどうか。

③町職員提案制度がありますが、事務事業に効果的かつ建設的な職員提案を奨励としていますが、この制度の内容と成果はどうか。

以上の答弁を求めます。

2点目、スキー場のオフシーズンの活用は。

だいくらスキー場の存続に対する署名が約9,000人近い紙署名とオンライン署名など、だいくらスキー場を未来につなぐ会の活動は、町民にとっても大きな活気と成果をもたらし、対して町としても貴重な意見として理解を示されました。まだ残るその強い熱気の中で、シーズンオフ、グリーンシーズンに何か誘客することはできないか。そして、冬のシーズンに結びつけることはどうか。その計画を伺い、答弁を求めます。

以上で、壇上での質問を終わります。回答は全て町長に求めます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

2番、芳賀正義議員のご質問にお答えいたします。

初めに、職員の人事と管理はに関する1点目、早期退職者の退職事由とそれらに基づく職員の人事管理と研修機会はとのおただしであります。早期退職者の退職事由の多くは、生活拠点の変更に伴い、他自治体や民間企業への転職といった自己都合によるものであります。町といたしましては、将来を担う人材が早期退職することにつきまして、非常に残念であります。多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、令和6年度の職員採用試験より、これまでの大学卒程度や資格免許職、高校卒程度の枠に加え、新たに社会人経験者の枠を設け、即戦力となる人材の確保に努めているところであります。

また、職員の研修につきましても、ふくしま自治研修センターでの職歴や役職ごとの研修のほか、各種業務に関する専門的な研修に職員を派遣し、能力向上を図っているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目、町人材育成基本方針検討委員会の活動はとのおただしであります。本委員会は、南会津町人材育成基本方針策定に係る調査検討を行うことを主な目的として、平成24年

8月に南会津町人材育成基本方針検討委員会設置規程を定め、総務課長を委員長として設置した委員会で、平成25年4月には南会津町人材育成基本方針を策定し、以降、委員会としての活動は行っていないのが実態であります。

次に、3点目、町職員提案制度の活用はとのおただしであります。本制度は、職員の提案により、事務の効率化や住民サービスの向上を図ることを目的に平成23年6月に南会津町職員提案制度規程を定め、これまで多くの提案を予算化してまいりました。採用となった主な提案といたしましては、集落支援ガイドブックの作成、町オリジナルの婚姻届出書の作成及び婚姻届記念証の発行、地場産材を利用した職員名札の作成といったものがあります。

今後も、本制度を活用し、職員の意識や業務の改革を推進するとともに、住民サービスの向上につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、スキー場のオフシーズンの活用はに関して、だいくらスキー場を未来につなぐ会のまだ残るその強い熱気の中で、だいくらスキー場のグリーンシーズンに何か一定期間誘客し、冬のシーズンに結びつける計画ができないかとおただしをいただきました。

私も、だいくらスキー場を未来につなぐ会の皆さんが行った署名運動をはじめ、スキー場を盛り上げるために取り組まれた様々な活動は、今後スキー場を活性化するために必要な力と強く認識をしております。13番議員にもお答え申し上げましたが、今後速やかに官民連携の組織を立ち上げ、スキー場の活性化に取り組んでまいります。その活動の中で、だいくらスキー場を未来につなぐ会の皆さんの熱気と行動力を生かしていただきたいと思っております。

議員おただしのスキー場のオフシーズンの活用につきましても、官民連携の協議の場で多くのアイデアを出していただき、指定管理者とも連携しながら、できるところから町としても支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、再質問いたします。

①についてであります。どうしても今、ほかの職場も同じなんです。若い人、人生の中でのライフラインの見直し等によって、早期退職の傾向にあるわけですが、それを世の流れとせず、大きな志と夢を持って役場に入り、家族もまた応援していただいているわけがあります。一家庭の影響は非常に大きいものがあると思います。そして、皆さん、退職によって残された職員も、また町としても影響が大きいものがあります。

そこで、人事は人づくりでもあります。早期退職を避けることに積極的に取り組むことを願うわけですが、内容については、退職理由については分かりましたが、その中で研修については、自治研修センターが主だということでの回答を得ておりますが、職員の勤務評価とか申告制度については、その制度があつてどのように生かされているのか、まず質問したいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

人事評価制度を実施しておりまして、まず期首、中間、期末ということで、期首の中でそれぞれの職員の目標を立てていただいて、それを面談の中でチェックをするということで実施しております。その目標に対しまして中間面談、これは9月、10月頃に行うわけですが、中間の評価をさせていただいて、期末、これは3月頃になりますが、最終的にどこまで行ったか、その中で評価をさせていただく、そういったことをやっております。

また、さらには申告ということでもございましたが、例年8月1日を基準日としまして、職員の意向調査、人事異動の希望があるかどうか、そういった意向調査、さらには家族の状況であったり、今の職務に対する反省点とか希望、そういったものを取りながら人事異動に生かしているというところがございますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 勤務評価制度、申告制度はされているということですが、問題は内容であります。それをいかに評価をどのように結びつけて、職員を育てるというようなことの方角づけをしているのか、その辺を具体的にお願ひしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

人事評価の中で、今進んでいる状況であったり、反省事項をきちんと課長職がヒアリングをしながらアドバイスをしたりしているという状況でございまして、その中で職員にフィードバックしているというところで、できればそこを働きがいにつなげていきたいというふうを考えながら人事評価をしているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、退職の問題についてですが、その辺の生かし方をどのように考えて、どのように生かしているのか、その制度を。それをお聞かせ願ひしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

まず、先ほどのとおり、8月1日の時点で職員からの希望、そういったものが上がってきて、その段階で一つの選択肢の中に退職したい、年度末をもって退職したいというような希望もあります。早めに分かっているときには、その状況であったり、その辺をヒアリングしながら、面談をしながらということになるかと思いますが、どういう状況ですかということで確認をしながら、今ある状況を確認しているというところでございます。

そのほかにも職員の服務規程の中で、1か月前までに退職の希望がある方は、その1か月前までに退職願を出せばいいということになってございますので、本当にぎりぎりに出てくる方に対しましては、なかなかそのフォローができていないということも現状であるというふうと考えております。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 その件については分かりました。

あと、一般的な略称ではありますが、職場の中でのパワハラ、モラハラ、それに外部で仕事上でのカスハラというのが今、問題になっておるわけですが、それで大分カスハラについては苦勞されているのかなというふうに思いますが、その実態と対策はどうしているのか、それをお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

今ほどありましたカスハラでございますが、新聞報道のとおり公務員につきましては、かなりのパーセントでカスハラを受けているというところでございますので、これは課長会議の中でも話題になっております。いきなり窓口でどなられる、そういったこともあります。ですので、防止する対策をしなければならないということで、なかなか今、カスハラに対する町として対応策を持っているわけではございませんが、各自治体で取り組んでいるような内容を参考に、カスハラの対応マニュアルを今後設定していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 そうですね。非常にカスハラで窓口もそうですが、大分外部の仕事、私もちょっと立ち会ったときもありますが、非常に言葉の問題とか何かでカスハラの影響は大

きいんですね。内容を見ていると、職員も大変だなというふうな感じを受けましたが、その辺の今少し実態はどうなのか、ちょっと聞かせてもらいたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

カスハラに対します今の実態につきましては、説明できる資料を持ち合わせてございません。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 実態の把握はしていないということですが、実際、実態はあるということではないんですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 芳賀議員に申し上げます。

我々、資料を持ち合わせていない中で、あらかじめ通告いただければ十分調べた上で答弁させます。いきなりですから、私どものほうで準備ができていないということをご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 関連として管理されているわけですので、人事管理をされているわけですので、そういうような心配を一応勧告はしておりますが、心配なものですから答弁を求めたわけでありますけども、その件、ひとつよく実態把握しながら対策を取って、職員のために頑張っていただきたいなというふうに思います。

それでは、②と③についてですが、全般的に昨年12月7日放送の福島放送のふくしまふるさとCM大賞ということでありましたが、非常にその中でアイデア賞を受賞しています。このように若者の知恵とアイデアの中で、立派な成果を残し活躍している例は町民も称賛して、今までにない明るい話題とされているわけでありますが、そういう前提の中で②なんです、人材育成基本方針検討委員会についてであります、これは先ほどのとおり能力開発、人材育成、方策等を明記としてありますけれども、非常に内容が大事な事かなというふうに思っているんですが、委員会活動はないということでありますが、その辺の考え方、これからどうするのか伺いたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、人材育成基本方針、平成9年に国のほうで人材育成基本方針の策定指針というのを定めておりまして、それに基づいて各自治体つくってくださいというようなこ

とでつくった内容でございます。当時、職員のアンケートを取ったりしながら目指すべき職員像、そういったものを定めたという計画でございます。

新たに国のほうでも、令和5年12月に新たな指針の策定ということで、国のほうでもその策定指針をまとめたところです。今までの方針にプラスして人材確保であったり、職場環境の改善であったり、デジタル人材の育成確保、そういったことも検討事項として加えてくださいというような内容で今、アナウンスされているところでございます。

具体的な取組は、今しているところではございませんが、いずれそういった考え方につきましては、町としても必要であるというような認識でございます。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 ちょっと内容が分かりにくいんですけども、本当に趣旨はこの内容としてはいいと思いますし、これを実際やっていただかなければいけないのかなというようなことでの人材育成につながっていくんだというようなことであるわけですので、その辺これからの予定等はあるのかお願いしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

今現在の方針につきましては、平成25年4月に策定したものでございまして、そこは今、具体的に新たなものに取り組んでいくという考えは今のところないんですが、先ほどのとおり、国のほうでも社会情勢が変わっているんで、こういった指針で定めてみてはどうですかというような内容で、先ほどのとおり人材育成に新たに加えて、人材確保であったり、職場環境、デジタル人材の育成確保、そういったものを追加してはというような指針を発表されていますので、今後そこについては検討していきたいと考えております。

以上です。

○山内 政議長 2番 芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 了解しました。

それでは、③なんですが、職員の提案制度の規程ということでありまして、運用されてその結果、効果も出ているということではありますが、これはどのように毎年やるのか、何年に1回とか、その提案の内容にもよると思いますが、その提案によって職員に対する報酬とか、そういうものがあるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

この職員提案制度につきましては、平成23年度から始めております。先ほどのとおり具体的な提案につきましては、先ほど町長答弁があったとおりなんですが、そのほかにも様々採用しているものもございます。令和元年までは、最優秀賞につきましては商品券1万円、優秀賞につきましては商品券5,000円、努力賞、アイデア賞が各3,000円ということで、表彰状を課長会議の席で表彰しながら実施をしていったというところでございます。

その後、なかなかいい提案があっても財源であったり、ちょっと先を行った提案で、今すぐできないようなものもあったりして、令和4年、5年はちょっと休止をしておりました。昨年度から少し再開をしたんですが、ちょっと視点を変えまして、いただいた提案に対しまして、採用と不採用、あと採用につきましては、短期、中期、長期的に検討していきましようというような内容で、少し視点を変えながら、また6年度から再開しているというような状況でございます。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 本当に提案があっても何らかの方向でそれを生かしたり、生かせる方法でないと、制度自体が消滅してしまうというような心配があるんですが、今ほど分類しながら執行していくというようなことでの話でありますので、この件については了解しました。

全体的に職員を生かすには、成長させるにはどうしたらよいか。役場の魅力発掘と働きやすい環境づくり、また職員の意識改革、業務改革、住民サービスの向上につないでいくということでの人事管理をお願いしたいというふうに願って、1番の質問については終わります。

次に、大きな2についてであります。

だいくらスキー場については、ある地区の方に聞いたところ、過去にはヤマユリの群生を考えて夏の視察の計画もあったと。実施したという話もありますが、何かをしなければいけない、利用すべきとの町民の声が多くあります。菜の花の丘では、菜の花とその後ヒマワリを植えた例とか、スイセンを植えたとか、ほかにはこういうふうにあるわけですが、この前もだいくらスキー場を見てまいりましたが、非常にすばらしい緑の中での大草原というような感じを受けて見てまいりました。これを大いにシーズンオフのときに楽しみ、また癒される場所として大いに生かせればというふうに思いますが、花の植栽はどうかというふうなお伺いがあります。その中で、一番花が手っ取り早いのかなというふうに思いますが、この件についてはいかがか伺いたいと思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

議員から具体的に花を活用してはどうかというようなご提案のような感じがしましたが、かつては今、ユリの話もございました。多分ハンターマウンテン等を例にしながらの提案なのかなというふうに思っていますが、過去には有志によってヒマワリを植えたこともございます。それ以外にも、本当にオープン当初はパラグライダーをやったりとか、あとは刈り取った稲をリフトにかけて天空米という形で販売した経緯もございます。

いずれにしても、そういったものを今後新しくできるであろう官民協働組織の中で、町民の皆さんと、さらには管理をしているスキー場、観光関係者、そこに我々行政も入って、今ご提案いただいたような内容を実現できるかどうかというアイデア出しを行っていききたいなというふうに思っています。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 どうか環境整備でもまた投資するにしても、金がかかるわけではありますけども、あんまり収益、収益となりますと、いいアイデアも案も出ませんので、その辺、楽しみ、夢が持てる事業の展開をお願いしたいというふうに思います。あとは官民連携のことで、これから協議の場でアイデアを出していただくというようなことで回答をいただいているわけですが、このオフシーズン、グリーンシーズンのこともその協議の中にぜひ入れていただきたいなと思いますが、いかがですか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

これまでに今年度に入ってから、つなぐ会の皆さんも頻繁に役場のほうにお越しいただいております。先日は、全員協議会、町長の記者発表、その後にも何人か寄って、早くいろんなことをやっていきたいというような申出がございました。その申出の中で、やはりグリーンシーズン、何かやれることからやっていきたいねというようなお話もありましたので、議員おただしのとおり、もう既にワークショップ等もやられているのは議員もご承知かと思うんですが、そこでいろいろ出していただいて、やれるものは費用とかいろいろ問題はあるんですが、でも、せっかくそういう思いを持っていらっしゃるの、そういった思いが実行に移るようなサポートはしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 2 番、芳賀正義君。

○2 番 芳賀正義議員 了解いたしました。

それでは、最後なんですが、4 スキー場といいますか、だいくらさんを除いてですが、それぞれオフ、グリーンシーズンでの工夫をされている今現在の行事もあると思いますので、各スキー場について、その内容がありましたら、お示しいただければなというふうに思います。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○菅家康夫伊南総合支所長 特別スキー場を活用したということはございませんが、ワラビ等をゲレンデのところで取るというようなことは聞いておりましたが、グリーンシーズンにつきましては、今後やはり検討すべき材料として、官民連携の中で判断していきたいと思います。

○山内 政議長 舘岩総合支所長。

○阿久津勝英舘岩総合支所長 お答えいたします。

たかつえスキー場につきましては、夏、グリーンシーズンにおいて、ジップライン等を実施しております。年間400人以上の利用がありますけれども、さらにそちらのほうを増やしていきたいというふうにも思っております。

そしてまた、今後、検討組織が立ち上がりましたら、さらにその中で新たな取組を検討していきたいと思っております。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

南郷スキー場においては、以前からヒメサユリを植えてございまして、まさに明日、あさって、見頃となつてございますので、ぜひ議員の方も見にいらしていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それと、アズビルグループさんという企業さんが、ヒメサユリの保全活動を14年前から行つていただいております。年に2 回ほどスキー場のゲレンデを活動の場として来ていただいております。

以上でございます。

○山内 政議長 2 番、芳賀正義君。

○2 番 芳賀正義議員 それでは、本当の最後となりますが、どうか来シーズンは花がいっぱいとか、そういうふうなことでの楽しみをまた町民の方が持てるような方策で、ひとつ今後とも早めの計画でぜひ実現していただければなというふうに思って、質問を終わりたいと思います。

以上で、全ての一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、2番、芳賀正義君の一般質問を終わります。



◇ 丸 山 陽 子 議員

○山内 政議長 次に、11番、丸山陽子君の登壇を許します。

11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 皆様、おはようございます。

議席番号11番、丸山陽子です。

通告に従い、一般質問をいたします。

初めに、シビックプライド条例の制定について伺います。

人口減少が進む中で、人口減少と共存の道を探っていくこと、また人口が減少しても、持続可能な地域をつくることも大切な視点として、近年、シビックプライドに注目する自治体が増えています。

シビックプライドは、地域に対する誇り、愛着、共感を持って、まちに関わっていこうとする気持ちのこととあります。そして、シビックプライドは、自分自身が関わって地域をよくしていこうとする心を指すとも言われています。条例を制定し、シビックプライドや郷土愛の確立を目指すことは、まちを愛する多くの活躍する人材が輩出され、人口が減っても持続可能な地域であり続ける一つの手段と考えられています。

本町におきましても、町民お一人お一人が本町を愛し、活躍できるための条例を制定してはと考えます。町の考えを伺います。

次に、带状疱疹ワクチンの定期接種対象外の人への費用の一部助成について伺います。

带状疱疹ワクチンの接種については、本年4月より定期接種化されました。対象者は、65歳の人と60歳から64歳の基礎疾患のある人、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳も含むとなっています。带状疱疹は、皮膚の水膨れや発疹が治っても痛みが続き、神経痛にもなりやすく予防接種が望ましいと言われています。また、死に至ることもあります。

带状疱疹ワクチンの定期接種の対象外となる人への任意接種費用の一部を助成してはと考えます。町の考えを伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 11番、丸山陽子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、近年、シビックプライドに注目する自治体が増えている中で、町民一人一人が本町を愛し、活躍できるための条例を制定してはとのおたしをいただきました。

シビックプライドとは、地域に対する誇りや愛着、地域をよくしていこうとする意識を指す言葉であり、自分自身が関わって地域の発展に貢献していこうという当事者意識を表すものであると認識をしております。また、この言葉は近年、自治体関係者を中心に注目が集まるものの、浸透しているかといえ、まだ十分ではないと、このようにも認識しているところであります。

現在、町では第3次南会津町総合振興計画において、町が目指す姿を達成するために町民一人一人が日常の中で取り組めることを明記しているほか、集落応援交付金事業を通して、地域の自主的な住民自治活動が展開されるなど、各種の施策を通してシビックプライドの醸成が図られていると考えているところであります。

町といたしましては、条例の制定は考えておりませんが、そのような意識の浸透を図っていくことは大事であると、このように認識しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、带状疱疹ワクチン定期接種対象以外の人への費用の一部助成についておたしをいただきました。

本年4月から定期接種となった带状疱疹ワクチンは、65歳を迎える方と60歳から64歳のうち、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害があり、日常生活がほとんど不可能な方が対象となりました。また、経過措置として今年度から令和11年までの5年間は、その年度に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、そして100歳となる方も対象となり、今年度については100歳以上の方も対象となっております。

町といたしましては、定期接種化されたばかりであることから、まずは現行の対象者への周知徹底に努め、接種を進めていきたいと考えております。しかしながら、県内において、定期接種対象外の方へ接種費用の助成を行う市町村もあることから、実施の必要性については、引き続き情報収集しながら判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、シビックプライドの制定について伺いたいと思います。

ただいまの町長の答弁の中で、条例の制定は考えていないということと、またそのような意識の浸透を図っていくことは大事であると認識しているという答弁をいただきましたが、どのような形で意識の浸透を図っていく考えなのか、考えを伺いたいと思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

意識の醸成であります。この南会津町が誕生したとき、町の町民憲章とか新町まちづくり計画といったものをつくりました。その中でも町民の誇りや愛着というようなことをうたっております。

さらに、町長の施政方針にも本年度その文言を発言されておりますので、今後もそういった意識の醸成というものは、あらゆる場面で形はどういうふうにしていくか工夫は必要かもしれませんが、醸成を図っていくことは必要だというふうに認識しております。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 今までも町の様々なところで南会津を愛していただくとか、好きになっていただくとか、そういう言葉を通して様々な取組がされてきたというふうには感じております。

シビックプライドについては、私も初めて考える機会となったわけですが、シビックプライドは、人口が減少しても地域に住む人たちがまちを愛して、元気なまちを行政と町民の皆さんと共につくっていく、それを形にするという意味で、皆さんが意識を持つことは、この条例があることでまた意識が深まるのではないかなというふうに考えるんですけれども、その考えはいかがでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

条例については考えておりませんが、現在、形がよかったのかどうかは分かりませんが、今回観光施設の方針案を示す中で、町内の若い方たちが声を上げて町民の皆さんを動かしたということは、私はこれは、そういう若い人たちがまちに愛着があって、誇りを持っている、場所に対して課題があって、それを自分たちが動くんだというような動きであったというふうに考えております。それらを踏まえたと、これまで官民連携で行ってきたところで、もう一工夫加えることで条例を制定しなくても、そういった取組をすることで誇りや愛着、いわゆるシビ

ックプライドというものが醸成されて、まちの活性化につながっていくのではないかなというふうに考えているところであります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

まず、丸山議員がこのように地域づくりについて先駆的な取組を調べられていることに改めて敬意を表したいと思います。

私も、南会津議会もお付き合いのあります牧瀬先生、関東学院大学、社会構想大学院大学というところの特任教授もされている牧瀬先生から、1冊の本を私も頂戴いたしました。「地域づくりのヒント」という本でございます。この中で読み解いていくと、このシビックプライドって何だろうという項目がありまして、ほかの先進的な自治体では、既に条例化しているというふうなお話もこの中には紹介されております。

現時点で条例化というところまでは、町としての方針は持っておりませんが、この優位性についてしっかり検証した上で、必要であれば条例化というふうなこともございますし、当然議会のほうでも研究いただいて、議会提案という方法もあるのかなというふうに思いますので、一緒にこの問題については頑張っていければなと、このように思っております。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 私も牧瀬先生の本を読みまして、このシビックプライドというのは本当にすごいことだなというふうに感じたんですね。なぜ感じたかといいますと、今回、本町で町有の観光施設の今後の方針ということで示されたときに、7年度末でだいぶススキー場が廃止される方向でという話を出されていました。このことを受けて、町民の皆さんが存続を願って署名活動を行い、また町外の方もこの署名に活動してくださっています。まちを守りたい、まちをよくしたいと願う町民の声が一つになったというふうに私は感じました。これこそがシビックプライドではないかなというふうに思いました。

それを何としても形にできないだろうか。条例として、町として、そういう方々を守るための条例をつくってみてはどうかなということで、この提案をさせていただきましたが、それについては今回、町長も本当に町のファンになっていただける政策ということで、昨日の6番議員の答弁の中でも話されていたので、その件についてもう一度伺いたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 先ほど、総合政策課長からお話し申し上げましたが、今回の若い住民の皆さんの署名活動、それからメッセージノートの配布とか、これは自分たちの地域に本当に誇りを

持って、一つの形として行動されたすばらしい取組だと思います。やはり牧瀬先生が掲げるこのシビックプライドの精神に通じるものがあるというふうに思います。この中を読みますと、シビックプライドの醸成が定住人口の維持と増加にも貢献するというようなところの踏み込んだ記述もあるようでございます。

先ほど私のほうから、現時点ではというふうなお話を申し上げましたけれども、他自治体の取組などを参考にしながら、我が町としてどうあるべきなのか、検討の価値はあるなというふうに感じているところでございます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 ぜひ町民の皆さん、また地域外の皆さんが、この南会津町を本当に好きで、また来てみたいと思っていただけるような、そういう政策や考え方を形にすることがとても大事なかなというふうに思っております。

明日行われる地酒で乾杯！も南会津町の条例の一つです。町外からやっぱりたくさんの方が来られる、来てくださっています。

町民お一人お一人がまちを愛して、まちのよさを魅力を発信して、またいろんな方が南会津を好きになっていただけるための活躍という意味では、この条例はとても有効になるのではないかなと思いますが、最後にもう一度だけ伺います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 人口減少対策を考えた場合、やはり我々がここに住んでいる魅力をしっかり持って、いいところだということを出していかなくちやいけないというふうに思うんですね。その一つが、議員が紹介されました乾杯条例の特産品の魅力であろうかと思います。非常に重要なポイントだというふうに思っておりますので、ここはまちづくりの視点として、我々もしっかり捉えておかなくてはいけない大切な事案かなというふうに思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 では、次に、带状疱疹ワクチンの定期接種対象外の人への費用の一部助成について、再質問をさせていただきます。

本年4月より带状疱疹ワクチンが定期化されましたけれども、带状疱疹ワクチンの接種から外れてしまった方がいらっしゃいます。本当に残念な思いをしています。発症を予防するワクチン費用は、もう費用が高額ですので、特に不活化ワクチンは1回2万円から2万5,000円ぐらいかかり、しかも不活化ワクチンは2回接種しなければなりません。高齢のご夫妻にとって、2人分は10万円近くになってしまうという場合もあります。今日の物価高の中で、本当に接種

費用が高額であるということで諦めてしまう方もいらっしゃると思います。

接種を望む方へ支援を本当にしていただきたいというふうに思うんですけども、町の考えを改めて伺います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 答えいたします。

町長答弁にもありましたが、今年度から始まったということで、5歳刻みということでやっておりまして、この接種の状況がどうなるのか見極めた上で、この定期接種対象外の方も町で支援しなければいけないのかも判断していきたいと。ほかの町村で定期接種以外の方への支援をしているところを見ると、定期接種以外の方の場合は、50歳から64歳というところが多くて、その上はやはり5歳刻みの定期接種のみというところが多い。中には50歳以上というところもありますけれども、そういったところの実施状況なども踏まえてどうなるのか。

それから、まだ4月、5月、6月ということで3か月間で、今のところ対象者に対しての接種率がたしか7%程度ですので、もう少し進んでから見極めたいというふうに思っております。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 私も、今回対象から外れた方のお声も伺いましたけれども、私も何度もこの带状疱疹の発症した方のお話を伺ってきたんですけれども、頭に発疹ができて、痛みで本当に死ぬ思いをしてしまったとか、またお父さんが带状疱疹になって、亡くなるまで本当に苦しんでいたこと。また、今でも今年带状疱疹に罹患したんですけれども、いまだに病院に通院されている方もいらっしゃるというふうに伺っています。本当に带状疱疹はつらい病気でもあります。

そういう意味で、本当に町として、そういう該当されなかった方々に対しての支援について、今後先ほどのようには調査をされていくということでしたけれども、私は前からこの带状疱疹については何度も質問させていただいてまいりました。その中で、常に調査をしていくという回答でした。今まで調査をされて、どのように変わったのか教えていただきたいと思います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 答えいたします。

丸山議員から、今まで議会で3回ワクチン接種についてご質問いただいております。今回の定期接種が始まってから、医療機関に対して状況について調査しております。その発症の状況なんですけれども、多くなっていると感じているところが4件で、どちらとも言えない、少ないと感じるというところが7件ということで、発症の状況というのは劇的に変わっている様

子は見られないなということがあります。

それから、定期接種以外で带状疱疹ワクチンの接種を希望する声はありますかという医療機関への調査では、あるというところが7件ありまして、やはり一定程度の希望はあるのかなというふうに思っております。

電話問合せでも、例えば76歳という方が、対象にならないんですかなんていう電話がありまして、75歳ですので80歳まで待ってくださいなんていう答えをして、私としてもちょっと微妙だなとは思っているんですけども、こんな中で、5歳刻みで定期接種をしていったときにどういう効果があるのかというのも検証しなくてははいけませんし、もう一方で、なられて大変なのは分かります。実は、私の亡くなった母も若いときに带状疱疹になって大分苦しんでいましたので、亡くなった方の苦しみというのは分かりますが、一方で今の町の財政状況を考えると、広げた場合にそれが負担し切れるのかというのも検証しなくてははいけないので、その必要性和、あと財政負担がし切れるのかという複合的な部分で判断してまいりたいというふうに考えております。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 ただいま対象にならなかった方々も含めてサポートするとなると、予算の関係上という話がありましたけれども、昨年だと思うんですけれども、ワクチン接種対象外の方への助成を始めるに当たって、かかる費用について、各自治体の判断によって住民の負担を軽減するために臨時交付金を活用してもいいというふうな、そういう見解が示されたとは私は認識しているんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 臨時交付金って何の臨時交付金だったのでしょうか。

〔「コロナ対策なのか、経済対策なのか」と言う者あり〕

○山内 政議長 11番、丸山陽子議員に確認をします。

その臨時交付金の正式な名称は今分かりますか。

11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 すみません。生活応援臨時交付金だったような、すみません、気がしますが、前回も同じように臨時交付金で質問させていただいておりましたので、同じ質問をさせていただいております。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 その臨時交付金が、今年、今年度というのはちょっと把握しており

ませんが、今回の定期接種に当たっては、国のほうで交付税措置で対応するというような通知をいただいております。接種費用の３割について普通交付税措置が見込まれるということになっております。ですので、交付金じゃなくて交付税のほうで措置されるものというふうに思っております。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 ということになりますと、使うことができるということでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 今ほど申し上げた３割の交付税措置については、定期接種の方についてになりますので、定期接種外については、交付税措置はないということになります。ほかの町村の定期接種外の方への助成を見ると、やはり定期接種外の方については、定期接種の方よりも助成金額は低く抑えているというのが多く見られます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 ということで、ほかの自治体においても接種費用を対象外の方に実施されているというところもありますので、ぜひそこを参考にされながら取組をしていただきたいというふうに思っております。その辺についてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 助成の仕方については、他町村の例も参考にしたいと思っておりますが、我が町でこの定期接種以外への接種への支援が必要かどうかという面でちょっと判断していきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 本当に特に50歳以上の方から発症するとリスクが高いと言われておりますし、働き盛りの世代とか高齢者の方が発症すると、死にも至るという場合もございます。後遺症で通院している方もいますし、経済的な負担で接種を受けないで終わってしまうという方もいらっしゃいますので、ぜひワクチンの接種の対象にならなかった方に対しては、費用の一部を助成する考えをぜひ取り組んでいただきたいというふうにお願いしまして、終わってきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○山内 政議長 答弁いいのかな。

○11番 丸山陽子議員 いいです。

○山内 政議長 以上で、11番、丸山陽子君の一般質問を終わります。

1 番、酒井幸司議員にお諮りします。

正午まで40分以上残しておりますので、一般質問を継続したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○1 番 酒井幸司議員 はい。継続します。

○山内 政議長 了解をいただきましたので、一般質問を続けます。

— ◇ —

◇ 酒 井 幸 司 議 員

○山内 政議長 1 番、酒井幸司君の登壇を許します。

1 番、酒井幸司君。

○1 番 酒井幸司議員 議席番号1 番、酒井幸司。通告書に従い、質問を行います。

2 件ありまして、1、生きがいデイサービス廃止について。

南郷地区、65歳以上の要介護認定を受けていない方が対象の生きがいデイサービスが3 月で廃止されました。その件で、1、3 月の議会で決議されたとはいえ、予算を含め4 月から即廃止した理由は。

2、少人数とはいえ、早めに知らせることはできなかったのか。最近になって利用を始めた方は、数回通っただけで終わっています。

3、他の地区で同じような内容のサービスはまだ行われていますか。

2 件目、南郷地区の水源と漏水について。

昨年の9 月の議会で、地蔵沢水源について質問いたしました。その後、台板橋区長より要望書が提出されたり、南郷支所で面談する機会があつて、そのとき善処すると区長さんが言ってもらえたと聞いています。

1 番、3 月の予算書には南郷地区の水源、上水道関係の予算が見当たりません。今年度は施工されないということでしょうか。

2、台板橋区長名で要望書の回答書が今年の4 月に返されました。水源調査を含む内容は、4 割が常時漏水している現実を重視し検討するとの内容でした。この4 割漏水というのは、ちょっと自分でも考えられない緊急事態だと思います。この緊急事態を検討でまだ済ませているのか。即調査に入るのは可能でしょうか。

以上、壇上からの質問はこれで終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 1 番、酒井幸司議員のご質問にお答えいたします。

初めに、生きがいデイサービス廃止に関する 1 点目、4 月から即廃止した理由はと 3 点目、他の地区で同じような内容のサービスは行われているのかとのおただしをいただきましたが、関連がありますので、一括してお答えを申し上げます。

生きがいデイサービスは、高齢者生きがい活動支援通所事業の中で行われているもので、介護保険の要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者を対象に、軽体操やレクリエーションなどを行う通いの場を提供することで、社会的孤立感の解消と自立生活の確保を図ることを目的とした事業でございます。

介護事業につきましては、令和 5 年度から検証会議を実施しており、高齢者生きがい活動支援通所事業に関しては、利用者が減少傾向にある地域での事業継続の是非が課題となっておりました。南郷地域においては、1 日の平均利用者数が 2 名に満たない状況になっており、舘岩地域、伊南地域においても利用者が減少傾向にあったことから、令和 6 年度の検証会議における一次検証で廃止という方向性が出され、最終的には、その後の予算編成作業の中で舘岩地域、伊南地域、南郷地域における高齢者生きがい活動支援通所事業の廃止が決定されたところであり、令和 7 年度は田島地域のみでの実施となっております。

次に、2 点目、少人数とはいえ、早めに知らせることはできなかったのかとのおただしであります。代替となる事業ができないか検討していたために連絡が遅れてしまい、結果として利用の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことにつきまして、おわびを申し上げたいと思います。今後は、そういうことがないように十分に留意してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、南郷地区の水源と漏水に関する 1 点目、3 月の予算書には南郷地区の水源、上水道関係の予算が見当たりませんでした。今年度はなしということでよいですかというおただしをいただきました。

予算につきましては、令和 7 年度の水道事業会計当初予算において、防災・安全交付金事業として、南郷地区配水管布設工事請負費を計上しておりました。しかしながら、国からの交付金の内示額が当初予算と比較して約 6 割程度の配分であったことから、交付金事業全体について調査を行い、今年度の実施については見送らざるを得ないということになりましたので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目、台板橋区長名での要望書の回答が今年4月に返されました。内容は、4割が常時漏水している現状を重視して検討するとのことでした。この緊急事態をいつまで検討しているのか。即調査に入ることは不可能ですかとのおただしをいただきました。

今年度に入り、既に南郷総合支所振興課において漏水調査に着手しており、漏水区域の絞り込み作業が今月中には完了する予定であります。その後、今年度予算において委託による詳細な調査と修繕工事を実施していく予定でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 再質問のほうをしたいと思います。

廃止に関しては、物事は必ず終わりががあるので、仕方のないことだと思います。問題はその終わり方ですね。身近なところでたまたま独り暮らしの老人、最近このサービスに、これもたまたまうちのが民生委員をやっていて、独り暮らしなので、これ、社会的孤立感の解消、どうでしょうかということで最近通い出しました。これは5年ですか、こういったしっかりそういう一つのあれで配布して、町長宛てに厳格な申請書まで出して、そして参加している人が南郷地区は5人と聞いていましたので、館岩地区が10人ぐらい。

今回私はこの南郷地区のことでちょっと質問しているんですけど、うちのが世話している近所の老人の場合は、もうフォローする人がいないので、うちのが受付をしたりして進めていました。3月26日に5人、通所している人たちが集められて、3月いっぱいこのサービスが終わるんですけどということをそこで言い渡されて、4月からは、せっかくこういう介護認定を受けていない人を募っておきながら、認定を受けてくださいと。認定を改めて受けて、通いたいなら通ってねということを言い渡されて、せっかくですから、支援ですとか介護とか、本人たちはつけないので、今まで元気にやってきて、こういうお誘いがあったので通っていたんですけど、やっぱり通ってみたらなかなかよかったのか、じゃ、申請して要介護認定調査を頼んでくれと。それで2週間ぐらいして、役所の担当の方が自宅に来られて面談して、結果は1か月近くかかりましたね。それで、また通うことができるようになりました。

電話をいただいた方は、やっぱり介護認定を受けていない人で、ここに通っていて急に言われて、やっぱりそこは家族がいらっしゃって、大変だと、どうしたらいいんだと。電話したら……

○山内 政議長 1番、酒井幸司議員に申し上げますが、質問をしてくれないと答弁できない

ので。

○1 番 酒井幸司議員 これから質問に入っていきます。

まず、議会が通った、議員の人は何でこの件に関しては一言も質問しないのかと。よく見てみたら、予算書の中にやっぱり減の部分介護サービスのところにありまして、白三角ついているところで、生きがいデイサービスという項目が明記されていないですね。生きがいデイサービスというフレーズで始まって、なくなるときに生きがいという……3月の議案の膨大な中で、予算書も分厚い中で、なかなかこういう気がつくことができない状態でいたんですね。

質問というか、お願いなんですけど、こういうことを考えると、どさくさに紛れて通しちゃえみたいなふうに取り上げられかねないんですけど、もうちょっと分かりやすくはできないものでしょうか。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えをいたします。

今の件につきましては、当初予算に計上をされていなかったことについて、私どもの説明が漏れていたことに関しまして大変申し訳ありませんでした。反省しております。

○山内 政議長 1 番、酒井幸司君。

○1 番 酒井幸司議員 分かりました。

次に、こういったデイサービスは田島地区では生きがいサロン、その他でまだ続いていると聞いているんですけど、これは軽く考えて地域差別とか地域格差にはつながらないとお思いですか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、地域格差とかではなくて、地域の実施状況を見て、このまま公費を投入して事業を継続すべきなのか、それを判断したということで、田島地域については一定程度の参加者がありまして、今後も増える予想が立つような状況でしたので、継続というふうになってございます。

○山内 政議長 1 番、酒井幸司君。

○1 番 酒井幸司議員 それはやっぱり人数の少なさ多さで計られると、やはり不利な面が少人数の地域では生まれてきますね。なんか優しいまちづくりですとか、頼れる、信頼ある行政とか、なんかやっぱりその辺ではないかと思って、この質問は終わりにします。

○山内 政議長 答弁はいいですか。

○1 番 酒井幸司議員 いいです。

南郷地区の水源と漏水の問題で明確な答えをいただきまして、漏水に関してはもう着手しているということで安心しました。

ただ水源に関しましては、前から備えという点で、やはり台板橋から和泉田地区の乙沢地区までの水源が1か所であるというのは、やはり天変地異や気候の変動などで心配の一つです。水源の調査を見送られたんですけど、来年度あたりにやはり少しずつ実施に向けて調査をするということはできないでしょうか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 お答えします。

地蔵沢水源につきましては、昨年度台板橋区長さんより要望書を頂いております。私も水源地に昨年ちょっと行ってみました。行った際に一番感じたことは、要望書にも書かれてありましたように、車も入れないような場所で、歩いて、時には急峻な場所もありますけども、思った以上に大変な思いをして水源に行ったというふうな思いがありました。今言われたように、その要望書にもあったんですが、これが大規模な震災ですとか、そういうことが起これば、どうやって復旧するんだろうと。復旧までに大変な期間を要するのではないかというようなことが書かれてありましたし、私自身もそういう思いに立ったという事実もあります。

ただ一方で、現地に行ってみますと、これ以上ないと言われるような水質、それから水量が豊富で、水道水源としては大変すばらしいなというような思いを持ったところです。当時、南郷村時代になりますけども、ある程度リスクはもちろんあるんですが、そのリスクを取るのか、それとも水質、水量にもう求めたのか、恐らく当時もてんびんにかけたと思うんですね。いろんなリスクを持ちながらも、やっぱり水質と水量を求めて、水源が今もなお続いているというような理解をしています。

ただ一方で、そういう有事の際の対応と言われますと、これは南郷水源に限った話ではなくて、ほかの水源についても同様な現状がありますし、これを町全域で対応していくのかと言われると、なかなか物理的なものですとか、予算も含めて対応が困難であるというふうに認識しております。

以上です。

○山内 政議長 1 番、酒井幸司君。

○1 番 酒井幸司議員 見に行かれたということで少し安心しています。私もやっぱり見に行ったときに熊騒ぎなんかがあって、びびりながら上がっていったんですが、やっぱり途中まで

しか車で上がれないような状態になっていて、やっぱり水源までの道路の整備も改めてやってほしいというのが実際感じたところです。やっぱり水の問題は、過疎地域でも人が多いところでも大変問題が多いところで、やっぱりもう少し水源に関しては力を入れてもらいたいと思います。

これで私の……

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私からも答弁をさせていただきたいと思います。

去る11月29日でした。ようこそ町長室という町民の皆さんの意見を聞く場面に、台板橋の区長さんほか合計3名の方においでいただきまして、要望書という形で、水源の確保をくださいというようなお話を直接書面で頂きました。この書面の中には、台板橋の区長さんから南郷地域のほかの区長さんにも呼びかけをして、署名という形で連名で出された内容でございます。町としては、一つの大きな民意であるというふうな受け止め方をして、対応していきますというようなお話を申し上げた記憶があります。

一方で、実際に、じゃ、水量はどうか。他地域との比較はどうなんだろうかというようなところもやらなくてはならないということで、環境水道課なり南郷総合支所のほうには、水量と配水のその実態を踏まえて対応するようにというような指示をしたところでございます。

地蔵沢という水源が非常にすばらしくて、そこに行くまでのアクセスが大変だということも私も報告を受けております。これが今後、その水源をそこに求めることがいいのか悪いのかという問題も出るんだろうと思います。管理が大変であれば、そこまで行くアクセスを整備するという方法も対応の仕方の一つかなというふうに思っております。それらを含めて、今後検討を進めていくというようなことでご理解をいただきたいと思います。

○山内 政議長 1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 明快なお答えをいただきうれしく思います。これからも水源に関してはやっぱり進めていってもらいたいと思っております。

これで質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、1番、酒井幸司君の一般質問を終わります。

12番、楠正次議員にお諮りします。

ぎりぎり40分残しておりますので、一般質問を継続したいと思いますが、いかがでしょうか。

○12番 楠 正次議員 はい。お願いします。

◇ 楠 正 次 議員

○山内 政議長 次に、12番、楠正次君の登壇を許します。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 ぎりぎり登壇になるのかと気をもんでおりましたが、何とか午前中に登壇することになりました。

2点を質問させていただきます。

1点目、4スキー場の方針について。

議席番号12の楠です。

質問要旨、施設修繕料など公費負担を削減しながら4スキー場ともに継続と、町の新たな方針が示されました。各スキー場それぞれに観光資源、直接的な経済効果、小売業や宿泊施設など、間接的な経済効果が示されています。また、雪国ならではの農林業従事者の就労の場としての役割も重要であり、地域によっては若者の移住定住にも大きく貢献していると記されています。

①継続に向け、来場者数の増加とありますが、具体的な施策をお聞きします。

②公費負担の具体的軽減策をお聞きします。

③指定管理者や関係者と協力して、官民連携の組織を設置して検討する改善策をお聞きします。

④地球規模の温暖化が進む中、少雪を想定した対策をお聞きします。

⑤ゲレンデに太陽光発電パネル設置でカーボンニュートラルに貢献と落雪利用でゲレンデ整備をするという考えをお聞きしたいと思います。

大きな2点目、老人福祉センターことぶき荘の今後について。

老人福祉センターことぶき荘は、設置から約45年が経過しています。本年3月の館岩地域民生委員会でことぶき荘が漏水のため休業すると報告されたと聞きました。

①漏水の原因と漏水量及び発見日を伺います。

②町民高齢者、町民大人、町民子供それぞれの平成元年、平成10年、平成20年、平成30年、令和5年の利用実績をお聞きします。

③生きがいデイサービス事業内容及び登録者数をお聞きします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 12番、楠正次議員のご質問にお答えいたします。

初めに、4 スキー場の方針に関する1点目、継続に向け来場者数の増加とあるが、具体的な施策はと3点目、指定管理者や関係者と協力して、官民連携の組織を設置して検討する改善策はとのおただしをいただきましたが、関連がありますので、一括してお答えを申し上げます。

来場者の増加に向けた具体的な施策につきましては、各スキー場の特徴や客層が異なることから、取り組むべき施策もスキー場ごとに違ってきますので、今後、官民連携組織の中で検討することを想定しております。

検討する改善策につきましては、来場者数の増加に向けた施策のほか、料金引上げやふるさと納税などによる財源確保、町や指定管理者、関係団体それぞれの役割分担の明確化などについて検討することを考えております。また、場合によっては、規模縮小やリフト休止など、経費の削減を図ることでスキー場を存続させるといった検討も必要になってくるものと考えております。

次に、2点目、公費負担の削減策はとのおただしであります。現在、スキー場の修繕につきましては、町の一般財源で支出しておりますが、予算編成に当たって上限額を定めているものの、安全面への配慮などから、上限額を超えて予算化せざるを得ないケースが増えております。

今後は、上限額を超えないことを徹底するとともに、修繕費の財源として指定管理者から利益の一部を町に納めてもらう仕組みの構築などにより、各スキー場の投じている一般財源の削減を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、4点目、地球規模の温暖化が進む中、少雪を想定した対策はとのおただしですが、令和元年度に少雪の影響で売上げが大幅に減少した際には、赤字補填として4スキー場で合計約1億2,000万円の公費を支出し、経営支援を行いました。今後の対策につきましては、降雪の状況や指定管理者の経営状況を見極め、対応してまいりたいと考えております。

なお、雪不足への支援といたしまして、過去において実施いたしましたトラック車両を用いたゲレンデへの雪の運搬につきましては、指定管理者の要請を受けて実施することは可能であると考えております。

次に、5点目、ゲレンデに太陽光発電パネル設置でカーボンニュートラルに貢献と落雪利用の考えはとのおただしをいただきました。

議員おただしのよう、再生可能エネルギーである太陽光発電を利用しカーボンニュートラ

ルに貢献することは、大変重要であると認識をしております。しかしながら、仮にパネルの設置面積を1町歩とした場合、2億円以上の費用がかかり、その後の維持管理経費を含めると膨大な費用が必要になることが想定されます。また、ゲレンデに設置するとなると、パネルの向きが制限されるほか、昨年度のように降雪に恵まれた年は、パネルなどの設備が損傷しないよう管理に相当苦勞するものと考えます。

さらには、景観的な問題も危惧されますので、現時点ではゲレンデに太陽光発電パネルを設置する考えはございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、老人福祉センターことぶき荘の今後に関する1点目、漏水の原因と漏水量調査及び発見日を聞きますとのおたかしであります、今回の漏水は浴室内の水道管の破損によるもので、建設から45年が経過していることから、管の老朽化が原因であると思われます。

なお、漏水の発見日は本年2月12日で、その漏水量は前年の同期間と比較すると、約1,600立方メートルと推定しているところであります。

次に、2点目、町民高齢者、町民大人、町民子供それぞれの平成元年、平成10年、平成20年、平成30年、令和5年の利用実績を聞きますというおたかしをいただきました。

平成元年度と平成10年度につきましては、利用実績を示す資料がありませんでしたので、平成20年度、30年度、令和5年度の利用状況についてご報告をさせていただきます。

平成20年度につきましては、高齢者2,969人、大人433人、子供21人、合計3,423人、平成30年度は、高齢者2,459人、大人113人、子供20人、合計2,592人でありました。令和5年度は、高齢者374人、大人19人、子供6人、合計399人という数字であります。

次に、3点目、生きがいデイサービス事業内容及び登録者数を聞きますとのおたかしであります、生きがいデイサービス事業は、介護保険の介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象として行われる事業で、送迎サービス、健康チェック、入浴サービス、昼食提供、脳や身体を活性化させるゲームなどを実施しております。

なお、令和6年度の館岩地域の登録者数は12人であります。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 それでは、再質問させていただきます。

①、③については、関連性ということで一緒に答弁いただきました。

各スキー場の特徴、客層に応じた取組をする。そして、料金引上げ、ふるさと納税等々のこ

ともありましたが、料金引上げというのは、上げて同じ人数が入れば収入加になることは間違いありませんけど、今、平日とかは無料で提供しているサービスもあるところがあって、料金引上げというのは利用客が逆に減少して、収入減となる可能性も考えられますが、この辺のマーケティング等々はどうでしょう。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

その辺も含めまして、各スキー場の客層が違いますので、こういったターゲットに向けた料金設定など、今ほど議員からお話のありましたマーケティングも含めて協議しながら定められていくものではないかなというふうに考えております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 料金改定は上限が決定されるだけで、これから各スキー場ごとに細かな部分を決めていくという理解でよろしいですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 はい。お見込みのとおりでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 新たなお客様の呼び込み、収入増を図るのに、中小企業診断協会が出された結果から、2つのスキー場は廃止というような最初の方針を示さなければいけないほど、差し迫った状況だったというふうに感じていますが、新たな客層というのは、恐らく国内で取り合うというのはなかなか難しいだろうと。今回増えた部分はありませんでしたが、羽鳥のほうで休止をしたり、那須のほうで休止のスキー場があったりで、若干増えていい傾向はありましたけども、全体的に大きな増え方をしているというのは、長野県の白馬なんかがそうですけど、インバウンドのお客様、こういう方たちをこの4スキー場を全て残すのであれば、町で4スキー場を共通に利用していただける施策を考えて、インバウンドのお客さんは20日から30日ぐらい利用するという事なので、1つのスキー場に5日ぐらいずつとか、6日ぐらいずつ利用していただける。雪質の良さはもう皆様折り紙つきなので、そういうところにも取り組む、そういうことが必要ではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 答えいたします。

議員おただしのとおり、やはり今後インバウンド、海外のスキーヤー向けの取組というのは必須条件なのかなというふうには思ってはございます。ただし、そこに行くまでには相当ハー

ドルが高いというふうには実際のところ思っています。

そのハードルの高さと申し上げますと、議員おただしのとおり、やはり長期滞在というのが絶対必須になってきてございます。議員ご提案なのですが、先ほど例を示された白馬、それ以外の国内ですと野沢温泉、妙高高原、そういった大きなスキー場はやはり長期滞在が可能な受皿がしっかりできている。

さらには、議員もご存じかと思いますが、そういったインバウンドが入っているスキー場というのは、基盤にDMOが必ずございます。いわゆる観光公社的なものをつくって、広域連携の中で集客を図っている。かつ長期滞在が可能な施設、受皿があるというところを考えますと、本町の4スキー場が一体的になって取り組む要素はまだまだあるんですが、まずは国内のお客様をしっかり囲い込む戦略が大事なのかなというふうに思っています。

議員おただしのとおり、県内のスキー場が閉鎖に追い込まれております。そういったプラス材料と、さらに、今はどちらかというと、オーバーツーリズムを避けながら空いているスキー場に流れているという現象もございますので、まずはそこをしっかり押さえていくのが目先の集客アップなのかなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 了解しました。

③について、昨日の質問、答弁の繰り返しが想定されますので、ここの部分は再質問しません。

④、⑤点目になりますけれども、先ほど、令和元年には1億2,000万の公費支出があったという答弁がありました。少雪により、一般財源をそれだけ投入しなければスキー場が持ちこたえられなかった。今後も地球規模の温暖化は進む。ここ2年ぐらいはちょうどいいタイミングで雪が降って、スキー場はオープンに間に合ってちょうどいい運営ができた。あまり降り過ぎると圧雪経費がかかったりとかってあるんですけども、この2年ぐらいは非常によかったのかなというふうに感じています。

しかし、これから先も少雪というのは出てくる可能性があります。そして、ゲレンデに太陽光パネルを設置するという通告をしましたけど、今のところその考えは、景観の問題であったり、設置費用であったり、私が考えるのは、設置は事業者を募集するという事で、町で設置するのではない。そして、経費節減のところにリフトの閉鎖、そしてゲレンデを縮小するというようなことも答弁にありましたので、そういうところを選定して、そういうところに事業者

に太陽光発電を設置しませんかという募集、こういうことをしてはどうかというふうに思ったんです。

その思いが出たのは、信濃毎日新聞デジタルという記事に、ネットの記事でありますけど、「太陽光発電パネル、豪雪地帯で設置を後押し 発電量確保できる設置方法を検証した長野県がその事業者に対して補助制度を創設」という見出しがありましたので読みました。積雪の多い地域で、太陽光発電パネル設置を促進するための実施事業者に向け補助制度をつくり、事業者募集を始めたということなので、そういうふうに縮小しようという場所であれば、もう伐採がしてある。そこに太陽光パネルを設置し、さらにはその距離さえある程度取れば、雪はトラックで運ばなくても少雪の場合であれば、その落雪した雪をそのスキー場内で活用できるということが可能かなというふうに考えたんです。

そして、長野県では、さらに雪の落ちる角度、そしてパネルの設置の仕方、そういうものも実証したそうであります。コーティングすることで30度でほとんどの雪は落雪する。そして、60度の部分も設置したけど、60度でも30度でも、ほぼ太陽光の発電効率は変わらなかったという記事がありましたので、これは4スキー場それぞれ縮小すれば、ある程度の面積がある。そして、部分的にはリフトのない山側とか、そういうところからゲレンデ側に落ちるような形のパネル設置とか、これは景観とかそういうことでしないという、最初から町で数億もかけて事業化するというのは非常に難しいということで、できない理由が出たのかなというふうに感じます。

事業者を募集して、長野県も事業者を募集してやるということですので、これは売電事業者、こういう方は、そういう空き地があるんであればということで、この冷涼な地ほど発電効率は高いそうです。暑いところは発電効率が夏、落ちるんだそうです。ですから、高杖のメガソーラーも私聞きにいきましたけど、夏場の発電効率は非常によいと。冬場は設置枚数があまりにも近過ぎたり、雪の排雪が困難であることで、思ったほどの発電はできていないけど、夏場で十分利益が出ているというようなことをお聞きしましたので、これからさらに今年の2月に閣議決定されましたけど、国では2040年には5割程度、再生可能エネルギー、太陽光発電にしようということで、いろんな補助制度等々もつくられているようでありますから、諦めないでできる方法もぜひ検討すべき、やれということではなくて、検討して駄目であれば仕方がないですけど、検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

議員のご提案は2つなのかなというふうに思いながらお聞きしておりました。

まず1点目が、今後、今回答弁にも盛り込みましたが、縮小経営を図っていく。要するに空いたスペースにそういった活用はどうかというご提案と、あとは今後の少雪に向けながら、空いているスペースの雪をどうにか有効活用できないかというご提案だったかと思います。

どちらも今後の経営を考えますと、場合によってはリフト縮小、ゲレンデを縮小していく、その縮小スペースを景観を保ちながら、かつ安全を保ちながらどう活用していくかという考え方と、さらにはこれまでも雪がないときに、町道の雪であるとか林道、町道の雪を運んだ。さらにはゲレンデの未圧雪ゾーン、リフトの下であるとか、スキー場内にある林の中から雪を出したという経験もこれまで何度もございます。

そういったことから、そこに太陽光パネルを設置して、その落雪を利用するというのは、そういった空いているスペースの雪を活用するというのは、一つのアイデアなのかなというふうに思っております。私のほうで、新潟の実証実験というデータはまだ持っておりませんので……

〔「長野」と言う者あり〕

○湯田賢史商工観光課長　長野ですか。失礼しました。

長野の実証実験というデータは持っておりませんので、そういった実証実験、さらには各県で取り組まれているような事例も一度集めさせていただいて、同じ繰り返しになってしまうんですけども、今後アイデア出しをする官民連携のチームもございますので、そういった中で情報提供しながら考えさせていただければと思います。具体的に、やりますというふうには申し上げられませんが、そういった情報を集めながら検討させていただければと思います。

以上です。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○12番　楠　正次議員　そういう事業者がもし現れれば、高杖のメガソーラーで資産税という形で町に収入が入っています。そういうことが入る。そして、雪が利用できるとすれば、規模を縮小した中で、景観にも配慮した中で、そういうのが安全にできるとすれば、それは一挙両得、収入にもなって雪の利用もできるということにつながると思うので、ぜひとも今のように検討していただきたいというふうに思います。

それから、ことぶき荘の件に移ります。

漏水の原因は45年という経年劣化、老朽化ということでありました。前年の同期間と比較すると1,600立方メートルというふうに先ほど答弁されましたけど、この同期間というのは、ど

うという比較をしたんでしょうか。何日間で比較したのか、お聞かせください。

○山内 政議長 環境水道課長。

○星 徹也環境水道課長 お答えいたします。

昨年末の検針日の最終日、10月25日になります。令和6年10月25日が昨年の最終のメーターの検針日なんです。そこから今年に入って2月13日、これまでの期間に漏水した量ということになります。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 了解しました。

あと、2点目の利用者数の推移について、20年度が合計で3,423人、30年度が2,592人、令和5年度が399人と、ここの5年間、10年間で25%の減少だったものが、20年度と比較してですね。15年だと12%、88%ぐらい減っている。この大きな原因というのはつかんでいるでしょうか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

令和2年に新型コロナウイルス感染症が感染拡大しまして、そうしますと、この間に利用者が一気に減りました。もしくは施設を休止していた期間もあったかと思います。令和5年度になって、5類になってはいたわけなんです、それがなかなか戻らなかった。それが原因だと思っております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 了解しました。

それでは、昨年の3月末に、民生委員定例会議で再開を模索しているという報告が町民課のほうからあったということを私、民生委員の方から聞きました。そして、4月10日の町のお知らせには臨時休業の記事が掲載されて、私もそれは見ました。また、一般の利用者が相当に減少していることは確認できたので、この施設そのものが休止というようなことになるのはやむを得ないのかなというふうに感じましたけども、この漏水の箇所は浴室内の配管、これの修繕にはどのくらいの費用がかかるんでしょうか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

実際の修繕箇所につきましては、男子の浴室内でございまして、見た目からしますと直接見ることができません。といいますのは、浴室ですので、コンクリートもしくはタイル張りの施

設になっておりまして、その中で漏水が発生しているものと想定をしております。

さらに、排水溝の中に、本来であればそんなところに水が直接流れ込むわけがないんですけれども、排水溝に水が直接流れ込んでいた。漏水した水と思われますけれども、それが排水溝に直接流れ込んでいたということで、漏水の箇所、直接的な場所が特定はできませんけれども、そういったことでありました。

それについて、水道事業者の方に見積りを依頼しましたところ、約510万円かかるというような想定がございました。ただし、そちらについては、今ほど申し上げました排水溝への漏水といえますか、流れ込んでいる部分の修繕に関しては、そちらに入ってございません。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

福祉施設とはいえ、利用者がこれだけ少ない中で、それだけ大きな費用がかかる。そして、それも確定ではない。さらに修繕費にプラスになる可能性があるというように受け止めました。

それで、一般の利用者が相当減少していることがコロナの影響で確認できましたが、条例で定めがあって、1回券が200円、11回券が2,000円、年間券が1万5,000円とありますけど、この年間券を購入されている方というのはいなかったでしょうか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

こちらについては、購入の内容については、私のほうで今把握をしてございません。申し訳ございません。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 年間利用券を購入されている方がもしいたとすれば、こういう突然の周知、利用するという日から1年間ということなので、1月にもし契約すれば、2月途中でできなくなってというようなことなので、そういう返金作業とかも生じたのかなということでお聞きしましたが、私のところにそういう情報が入っているわけではありません。

次に、生きがいデイサービス事業について、この事業を利用されている方は12人というふうに先ほど答弁がありました。この12人の方には、どのような形でお知らせしたんでしょうか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

お知らせの方法についてでございますけれども、漏水が確認されたのが2月12日でございまして、次の日に水道のほうを正式に止めました。その中で、その後にこの生きがい利用の方

に対して、委託をしております南会津会のほうから、まず休止の連絡をしていただきました。
そして、3月12日に利用者に対して、支所から文書において、当面の間休止しますという通知をお出ししました。そして、4月7日に生きデイ利用者の方に対して、令和7年度以降の事業を継続することができなくなったという通知を出しております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 そうすると、文書で通知をしたのは4月7日、7年度以降の事業の継続は困難という判断をしたということで、これはもうこの事業そのものを廃止という通知ということよろしいですか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

4月7日にお送りした通知についてでございますけれども、令和7年度以降、本事業を実施しないという方針になったということを知りました。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

それで、7年度以降実施しないと。この事業を利用していた方で、私のところにも1人の方から連絡があったんですけど、それは冬の間は、他自治体ですけど、子供のところで過ごして、3月になったらふるさとに戻り家庭菜園をしながら暮らす。そして、生きがいデイサービスでお風呂等の利用をしていたというようなことがこれまで続けていたけど、今年はその利用ができなくなってしまったということで、この生きがいづくり、そしてデイサービスがすごくその人にはマッチしていた事業だったと思うんですけども、それらの人たちがデイサービスを利用できなくなった。

この12人の中で、聞くところによると、その方は介護認定で要支援に認定されたために、隣の高夕という施設で入浴等のサービスを受けられることになったということを知りました、その方はですね。でも、ほかの11人の方は、私分らないんですけども、そのような実績というか、12人とはいえ、それを楽しみにこれまで利用していた方、その人たちに水道が漏水があった、そして多額の修繕費があるから3月にもう休止、4月にはこの生きがいデイサービス事業そのものを廃止するというのはちょっと、それも通知。通知ということは郵送だと思うんですけど、やっぱりその人たちもよく分からなかったということなので、そういうときに個別に南会津会からどういう通知をしたか分かりませんが、丁寧な説明、そして内容の理解をしていただいて、この何ていうんですか、個別に事情を聞いて、そこでこちらの事情もお伝えして、

ご納得いただく終わり方、そういうものが必要だったのではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

議員おただしのとおりでありまして、当初予算に計上できなかった時点で、令和7年度以降の事業実施ができないことが確定したわけでございますので、その時点で利用者宅を訪問して、丁寧に説明をするべきだったと感じております。そして、結果として利用者の方々にはご迷惑をかけてしまいましたことにつきまして、おわびを申し上げたいと思います。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 今、複数質問してしまったので、その12人の方のうち、私に電話くださった方は要支援に該当になったということですけど、ほかの11人の方の情報とかはつかんでいますか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

この12人という人数につきましては、令和6年度のこの事業に対する登録者数でございました。実際の利用者の方、もしくは言い換えれば令和6年度末、3月の時点で利用者として利用されていた方が9名いらっしゃいました。

この3人減った理由につきましては、先ほどありましたような介護認定を受けたほうのデイサービスに移行された方が2名、そして理由はあれなんです、転出された方が1名ということで、3名の方は6年度末の時点で利用はされていませんでした。ということで、9名が利用者としてございました。その後、4月、5月の時点になりますと、その9名の中から1名の方が介護認定を受けられて、介護のほうのデイサービスの利用をされております。

そして、今現在、介護申請中の方が2名いらっしゃいます。そうしますと、先ほど6年度末、3月の時点では9名でしたが、たった今の状態で確認しますと、6人に減っていらっしゃるといことで、もちろん6人の方に直接今後の利用の希望というのは取ってはいないんですが、今のところ6名いらっしゃるというところであります。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 たった6名かもしれませんが、やっぱり6名の方にしっかりと事情を丁寧にお話しして、ご理解いただいた上でこの事業を廃止、そして新たな6名の方たちがどういった形で入浴なりのサービスを受けられるようになるか、そういうところまでしっか

り相談に乗っていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

今ほど申し上げましたとおり、なかなか直接訪問できなかったということについては、大変申し訳なく思っております。今も詳しく説明を求めている方もいらっしゃると思いますので、議会終了後、私のほうで各登録者の方に訪問して、ご説明をしておわびを申し上げたいと考えております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 以上で、私の一般質問を終わります。

○山内 政議長 以上で、12番、楠正次君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

なお、再開は午後1時とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

————— ◇ —————

◇ 川 島 進 議員

○山内 政議長 8番、川島進君の登壇を許します。

8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 議席番号8番、川島進であります。最後の一般質問となります。しばしお付き合いをお願いいたします。

質問事項は1つです。

館岩老人福祉センターことぶき荘及び高齢者生きがい活動支援通所事業（デイサービス）の再開をということで質問いたします。

令和7年2月12日に館岩老人福祉センターことぶき荘の水道設備が故障したため、営業がで

きない状況となっています。ことぶき荘において実施されていた高齢者生きがい活動支援通所事業（以下デイサービス）は、当面の間休止するとの通知が3月12日付で館岩総合支所町民課より各利用者に届きました。ここで1か月の期間を有したわけですが、利用者はいつ再開するのか待っていたわけですが、すると4月7日付の文書で同じく館岩支所町民課より、ことぶき荘の水道故障の修繕のめどが立たないので、令和7年度以降、デイサービス事業を実施しない方針との通知がありました。ことぶき荘とデイサービス事業の再開を求め、以下伺います。

1つ、ことぶき荘の水道修理見積りは幾らか。予算の確保はできないのか。

2つ、ことぶき荘に隣接する高夕では、介護認定対象者のデイサービスを実施しているが、それと一緒にできないか。何度か話合いが行われたと聞いているが。

3つ目、館岩以外の地域のデイサービス事業も実施しないのか。

4つ目、令和7年度以降、デイサービス事業を実施しないと決定した理由は。

以上で、本質問は終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 8番、川島進議員のご質問にお答えいたします。

初めに、館岩老人福祉センターことぶき荘及び高齢者生きがい活動支援通所事業（デイサービス）の再開に関する1点目、ことぶき荘の水道修理見積りは幾らか。予算の確保はできないかとのおただしをいただきました。

漏水に係る修繕の見積額につきましては、概算で510万円であり、令和7年度当初予算編成後に算出したものであるため、予算としては計上しておりません。

次に、2点目、ことぶき荘に隣接する高夕では、介護認定対象者のデイサービスを実施しているが、それと一緒にできないか。何度か話合いが行われたと聞いているがとのおただしでしたが、ここ数年、施設を管理する南会津会の職員に不足が生じており、長期入所施設への人員配置を最優先に行っていることから、デイサービス部門への配置を縮小せざるを得ない状況であるため、高夕において2つのデイサービスを行うだけの人員配置は難しいと南会津会から回答がありました。このことから、町といたしましては、高夕でのサービス実施は難しいと考えております。

次に、3点目、館岩以外の地域のデイサービス事業も実施しないのかとのおただしですが、1番議員に答弁いたしましたとおり、令和7年度は田島地域のみでの実施となっております。

次に、4点目、令和7年度以降、デイサービス事業を実施しないと決定した理由はとのおた

だしてございますが、館岩地域については利用者が減少傾向にあったことに加え、事業を実施していたことぶき荘の老朽化が進んでおり、現在の漏水部分を修繕しても他の部分にも大きな修繕が必要となることが予想されたため、事業を実施しないことといたしましたので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 ①番であります、この段階でもう水道が壊れたと。概算見積りで510万だと。ところが、ほぐしてみれば、もっともっと変わるんじゃないか、1,000万、2,000万。築45年ということで、かなり老朽化も進んでいるし、そういうことも見込まれたということだろうと思いますが、とにかくあのことぶき荘がなければ、介護認定以外のデイサービスに通所していた方、そのとき12名いたかと思われるんですが、その数字が正しいかどうか分からないですけど、いろいろお話を聞いた中でそのように理解をしております。

結果、その事業はやめるんだということで、当初予算編成後に分かったから計上しなかったという答弁でありましたが、デイサービスというのは、本人も楽しみにしております。週1回とか2回とか。あと送り出す家族も、こう言ったら失礼かもしれませんが、例えば9時から3時とか、3時半、4時、この間、6時間、7時間程度はあるわけです。その家族もデイに行っている間は、自分のことを様々できるし、ちょっとしたストレスの解消ということも他の通われていた方の家族からそういうお話も伺っております。様々、本人ばかりではなくて、いろんな面にいいことなんですよ、デイサービスそのものが。悲しいことにこのような結果になってしまったと。

7年度は、今後もしも執行部が、じゃ、どこかでお金を出してあそこを直してとか、またやりましょうということに期待してお話をするんですが、取りあえず1番はそのように、そういうことの本質問でしたことと同じことなんですが、これに関してお願いします。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

この生きがいデイサービスの実施に関しましては、令和5年度、6年度と介護事業全体の検証会議の中で、この事業の検証を行ってまいりました。最終の会議であります、令和6年度の第1回の検証結果といたしまして、館岩地域の生きがいデイサービスについては、廃止の方向で検証結果が出されました。

支所としましては、地域の方々、まだ12名の登録者がいらっしゃいましたし、ご希望の方がいらっしゃるといことで、何とか継続を望みたいといことで、予算要求の段階では予算のほうを要求いたしました。しかし、そういった全体の予算、そして利用者の人数、そういったところを総合的に勘案しまして、生きがいデイサービスについては館岩地域で行わないというふうに決定したものでございます。それで当初予算のほうには計上がなかった。

そして、令和7年度、今年度に入りまして、新たに追加で予算を計上したらどうかというご質問も含まれていたと思いますけれども、こちらについても先ほどの答弁でも、12番議員のところでもご説明いたしましたけれども、結果として今、利用者といいますか、昨年度12名いらっしゃった方が6人に減ってきているという事実もございまして、徐々に介護保険制度のデイサービスのほうに移行していただけるということも考えられましたので、6月議会への予算計上というのも見送らせていただきました。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 了解しました。

それでは、2つ目の3月10日の3月定例会の前に私、文教厚生委員会に属していたものですから、そこで常任委員会で館岩支所が所管ということでお伺いしたんです、ちょうど1か月たっていて進展がなかったから。それで3月中に、その後すぐ文書が来たんですけども、その段階では分からなかった。今どうなっていますかと伺ったところ、そこがまだ水道が直らないのであれば、隣の高夕にお願いすることはできないのかと。そうしたら、これは私の聞いた範囲内、そのとき同席していた委員の方も記憶的に持っていらっしゃるか分からないんだけど、260万の支援があれば、高夕のほうでは受けてもいいですよというような、そういうこともありますという支所のお話でした。じゃ、ぜひいいことだから進めていただけますかといことで、その委員会は閉じたわけです。

この話がどういったことだったのか。支所長も替わられたとは思いますが、お願いします。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

その当時、私はその場にはいなかったものですから、少し予測の話も加わってしまいますけれども、今おっしゃられた260万円という金額でございしますが、こちらについては、実は令和7年度の当初予算に向けて、館岩支所として事業費として予算要求をした金額が264万円でございましたので、恐らくその金額があればというお話だったかと感じております。

高夕の職員が、その金額があればできるよというふうに言ったということではあるんですけ

れども、その後、この1か月の間に高夕の職員だけではなくて、それ以外の人員配置をしている部署の方々ともお話をさせていただいたところ、なかなか今、職員の不足がありまして、特に長期入所施設のほうに人を配置したいというところが一番であって、優先させたいというところで、デイサービス事業については、さらに人を配置するということとはできないといった返答もございました。そういったところが今、川島議員からのご質問の内容かと思っております。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 じゃ、260万の件に関しては了解をいたしました。

あと、高夕もことぶき荘も南会津会ですよね。ことぶき荘で介護認定以外の方のデイサービスをローテーションを組んでやっていました。そこで世話をしていた職員の方、これも全部南会津会なのか、または別な組織の方なのか。ちょっと勉強不足なもので、その辺回答を。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

高夕に勤めている職員、そしてことぶき荘のデイサービスを担当している職員、どちらも社会福祉法人南会津会の職員でございます。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 そうすると、高夕のほうの長期入所ですか、そちらのほうに人員を、長期入所施設へ人員配置を優先的に云々という本答弁がありましたが、そこで最初ことぶき荘で何名かスタッフとして働いていらっしゃったわけで、その方の労力が余ったのではないかと単純に考えます。

そして、それがことぶき荘が今営業していないから、高夕のほうに行った。館岩では12名いた、そのときは。12名が週1回だか2回だか分からないですけど、どのぐらいのローテーションで1日に3人とか5人とか行っていたと思うんですけども、そのスタッフの手が単純に空いたんじゃないかなというふうには思って、今、質問をしました。というのは質問として成り立たないですか、どうですか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

南会津会につきましては、それ以外にも南郷ホーム、伊南ホーム、田島ホーム、そういったそれぞれ長期入所施設を持っております。館岩には長期入所施設は南会津会としてはないんですけれども、先ほど申し上げましたように南会津会で行っている長期入所施設の運営のために、人員をそちらに異動させるということで、結果として高夕にいた職員が異動するというこ

ございます。

そして、長期入所施設のほうも定年等でお辞めになる方もいらっしゃると思いますので、結果としてデイサービスを担う職員が少なくなっているというところで、今までことぶき荘で働いていた職員、実質は1名なんですけれども、そういった方が直接長期入所施設に、その方が行ったわけではないんですけれども、押し出し式に職員が長期入所施設のほうに回っていて、南会津会全体としては職員が不足してきているという現実であります。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 了解しました。

いずれにしても、ことぶき荘でデイサービスを実施しないと、今年度から。そこで余剰人員ができたと思いますが、ほかに通所、宿泊ですか、長期入所、そちらのほうに異動した云々、そちらを重点にしているから、高夕での介護認定以外の方のデイサービスは難しいという理解をせざるを得ません。分かりました。

それでは、今度は3番目、ほかの地域はどうなんですかということに対して、田島地域ではやっているという答弁でしたが、何人ぐらいいらっしゃいますか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○遠藤知樹健康福祉課長 答えいたします。

田島地域については、平均1回当たり8.3名の参加者があるというような状況で、登録者については年間で、途中で前後しますが、大体30名程度の登録者がいるという状況でございます。

こちらはコロナの時期に募集をしていなかったということでした、これから増える見込みがあるというふうに聞いております。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 田島はやっていて、館岩や南郷は今年度から廃止だと。公平公正とか、こういう大げさな言葉は使いたくないんだけど、あと町民への平等なサービスという観点から、確かに費用もかかるでしょう。伊南は今で3人、これは伊南の話ですけど、3人いらっしゃって、それが全て介護認定を受けたから、伊南ホームの隣のほうに行っていращやる。南郷もお二人来ていращやったと。それは伊南でサービスを受けていращやって、館岩はことぶき荘だった、高夕であるというような感じになっているんですが、伊南、南郷地域、館岩地域が健康な方のデイサービス、これを廃止。非常に残念な決定かと思います。

最後にも述べるんですが、まず、ぜひこの事業の再開をお願いしたいと思います。

最後、今度は4点目ですが、利用者の手元のところに3月12日の日付で、水道設備の故障の

ため営業できない状況ですと。現在調査を進めているが、復旧のめどが立っていない。当面の間、休止させていただくと。再開できる状況になったら改めて連絡しますと。これが3月12日に館岩支所町民課からの文書。

それから1か月弱、4月7日付の文書で、利用者の手元に届いたのが4月11日でした。お知らせということで、ことぶき荘の水道設備故障のためお休みをいただいているが、修繕のめども立たない状況。生きがいデイサービスの再開に向け、別の手法による事業実施を模索していたところだけど、残念ながらよい方法が見つからない。上記の理由により実施は困難であると。7年度以降、本事業は実施しない方針となったので、ご了承ください。

この最後の4月7日の書面だと、再開に向け別の手法による事業実施を模索していた。だけど、残念ながらよい手法が見つからなかった。上記の理由により実施が困難だと。この2つだと、あまりにも漠として、これをぱっと読んだだけで、じゃ、どんな事業実施を模索していたのか。よい手法が見つからない状況。この点、お願いします。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

こちら利用者の方への通知の文書の内容になりますけれども、大変分かりにくい部分が多々あったかと思います。本当に大変申し訳ございませんでした。

今、議員からのおただしの、まず別の手法による事業実施を模索というところなんですけれども、こちらについては、先ほど議員のほうからもお話がありました隣の高夕での介護保険制度によるデイサービスと一緒に実施できないかということを模索していたということが一番あります。どうしてもこの事業を利用されている方にとってみれば、一番は送迎があって、温泉に入れて、みんなの顔を見られて、そういったいい面がございます。それらを全て網羅するためには、やはり同じようなサービスであります介護施設で行われているほうのデイサービス、こちらが一番近い方法だろうということで、そちらとの統合といいますか、高夕で行うことを検討しておりました。

しかし、結果として、先ほども申し上げたような人力的な問題等もございまして、実施がかなわなかった。そういうことでございます。そのようなことから、実施できないということで4月7日に通知のほうを出させていただきました。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 4番目の本答弁の中で、館岩地域については利用者が減少傾向にあったことに加えて、ことぶき荘の老朽化云々とあるんですが、この利用者の減少って、直近とい

いますか、6年、5年、4年、3年、そこら辺まで遡って数字をデータを持っていられれば、お伺いします。

○山内 政議長 ありますか。大丈夫ですか。

〔「はい。お待ちください」と言う者あり〕

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 それでは、今、数字を確認しておりますので、その間、私のほうからお話をさせていただきます。

一つに、今回の経過に至る大きな流れとしては、公費の支出が適正に使われているのかというようなことで検証をして、生きがいデイサービスのそれぞれの地区の状況を見極めたときに、西部3地区については廃止すべきだというような調整が出たと。

それから、もう一つが、それを受託している社会福祉法人南会津会、この受託している側が年度途中で離職する方が非常に多くて、長期入所の施設にどうしても振り向けざるを得なかったということで、町から新たな受託というか、継続した受託をお願いされても、生きがいデイサービスを受託できる環境にはなかったというのが大きな要因でございます。

さらには、施設修繕に大きな費用がかかると。その辺を総合的に判断をした場合、今回、西部3地域については廃止というような判断に至ったということでご理解をいただきたいと思います。

公平公正とか、平等なサービスの提供というようなお話がありますが、今回の事業については、町としての公費の投資効果、さらには受託事業者との関連、そういったもので最終的な判断に至ったということを私のほうから改めてご説明をさせていただきます。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 大変失礼いたしました。

それでは、デイサービス事業の年度別のこちら登録者数になりますけれども、まず令和4年度24人、令和5年度21人、令和6年度12人、先ほどの12番議員にもご報告しましたけれども、6年度末においては9人になっておりました。そして、現在、令和7年に入りまして、4月、5月を経過して、その間にその9人の方々がどうなったのかということで、お一人の方が介護のデイサービスのほうに移行されております。そして、2人の方が現在、介護認定申請中で、先ほど言った9名から3名の方が別な介護認定のデイのほうに行きますので、実際今のところ6人ということになっております。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 今ほど、町長から伺いましたが、公費の支出が適正、あと投資効果云々とありました。

南会津会のほうで退職者が増えていると。理由があるんでしょう。それは家庭の理由なのか、金銭面なのか、その辺はつかんでいらっしゃいますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私が知り得ている中身でお話をしますと、南会津会の一つの課題として、給与体系、これがずっと古いままの給与表を使っていて、若い人が年齢に応じて評価されていないという状況があると。これは早急に解決しなくてはならないというふうに管理者会のほうで話をして、今、給与の見直しをしているところでございますが、実際に入ってみて仕事をしたときに、その辺が他団体との格差というものを感じて離職される方が多いというふうに聞いております。

そのほかにも家庭の都合で、例えば体調を崩して離職されとか、介護の都合で離職されとか、そういった方、ケースもありますが、南会津会の一番の課題としては、待遇改善が求められているというふうに私は認識しております。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 この質問からちょっと今、職員の待遇ですとか、給与体系と。ちょっとそれちゃったんですが、いずれこういうサービスをちゃんとするには、労働者が納得のいく所得がなければ、こういった事態が起きます。

南会津郡では、労働力がかなり減ってしまして、例えば時給を上げても、あちこちでも働いているから、そこへ行くというと、A社からB社に移っただけでA社は今度は困っちゃう。でも、この福祉に関しては非常に重要なことなので、当然郡の各行政も給料を上げれば負担金とかも当然、それは税金ですから。

でも、これから我々もそうだけど、ここに議場にいらっしゃる方が5年、10年たてば、絶対この施設に、その前に召されれば別けども、施設にお世話になるんじゃないかというような気持ちでいるわけだ。今、おふくろは92になるけど、そういう姿を見ていると。実際、家族にそういう方がいらっしゃる職員とか、議員の方もいらっしゃるでしょう。私も抱えています。当然、そういう世話する人がいなくなると、じゃ、どこに行くのといったら、若松だ、大田原だ、猪苗代だとかって、そっちのほうにも行かざるを得ないんだよな。家族からすると、うちゃ面倒見るようないのだから。

だから、そういういろんな懸念もされるので、取りあえずというか、今、町長おっしゃった

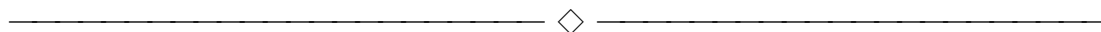
ように給与体系を見直していただいて、離職率が低い企業というか、そういう組織として、福祉のために従業員の方も一生懸命働いていただくというふうに、そちらのほうに持って行っていただければ、若干の解決にはなろうかと思います。

今の4つ、いろいろお聞きした中のまとめということになりますが、取りあえず一議員としてのお願いは、ことぶき荘そのもの、45年たってあちこち開いてみたら、何千万だ、建て替えしなんねえなんて、そんな事態にもならないとも限らないので、そのことは行政サイドにお任せするとして、このデイサービス、介護認定者は今のところ高タでやっていらっしゃる。それが12人いたのが、1人転出、2人認定になって、また4月から5月にかけて1人認定になって、今、認定申請中と。実際は10人だったのが6になったと。その6人だって、いつ認定申請出せば、要支援だ要介護だってならないとも限らないと思うんだよね。

私は何で、初めに戻りますが、何でこんなことを言ったかということ、我が地区に100になる元気な方がいらっしゃるんですよ。まだ介護認定も何もしないで、普通で堰普請とか出てくる、自分でスコップを持って。それはすばらしい人なの。けども、運転免許はとうの昔に返納しているんだけど、せっかく楽しみの場所なくなっちゃったというようなお話があったんです。そういうことも、100ですからね、100歳だから、男性なんですけど。そういったこともその人の気持ちを酌んでいただいて、このデイサービスがまた再開することを望み、私の質問はこれで閉じます。

以上です。

○山内 政議長 以上で、8番、川島進君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

明20日は、午前10時から開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時36分

令和 7 年第 2 回南会津町議会定例会 第 4 日

議 事 日 程 （第 4 号）

令和 7 年 6 月 2 0 日（金曜日）午前 1 0 時開議

- 日程第 1 委員会提出議案第 3 号 南会津町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 2 議案第 7 1 号 南会津町公の施設の指定管理期間、利用料金等の見直しに係る
関係条例の整理に関する条例
- 日程第 3 議案第 7 2 号 南会津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第 4 議案第 7 3 号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 7 4 号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条
例
- 日程第 6 議案第 7 5 号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 7 6 号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業 町営住
宅松下団地 1 2 号棟 建築主体工事）
- 日程第 8 議案第 7 7 号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業 町営住
宅会下団地 1 号棟改修 建築主体工事）
- 日程第 9 議案第 7 8 号 工事請負契約について（交通安全対策事業 町道永田・中荒井
線道路改良工事）
- 日程第 1 0 議案第 7 9 号 物品購入契約について（公立学校情報機器整備事業 G I G A
スクール端末購入）
- 日程第 1 1 議案第 8 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（伊南大イチョウ公園）
- 日程第 1 2 報告第 3 号 令和 6 年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 1 3 報告第 4 号 令和 6 年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告につい
て
- 日程第 1 4 議案第 8 1 号 令和 7 年度南会津町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 15 議案第 82 号 令和 7 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 16 議案第 83 号 令和 7 年度南会津町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 17 令和 7 年請願第 3 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書（文教厚生委員会）

日程第 18 令和 7 年陳情第 1 号 「消費税 5 % への減税を求める意見書」の提出について（総務委員会）

日程第 19 令和 7 年陳情第 2 号 「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出について（総務委員会）

日程第 20 議員提出議案第 1 号 議員定数と議員報酬に関する特別委員会設置に関する決議

追加日程第 1 委員会提出議案第 4 号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

追加日程第 2 議員派遣の件について

追加日程第 3 閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16 名）

1 番	酒 井 幸 司	議員	2 番	芳 賀 正 義	議員
3 番	湯 田 剛 正	議員	4 番	星 和 孝	議員
5 番	古 川 晃	議員	6 番	渡 部 裕 太	議員
7 番	森 秀 一	議員	8 番	川 島 進	議員
9 番	湯 田 芳 博	議員	10 番	室 井 英 雄	議員
11 番	丸 山 陽 子	議員	12 番	楠 正 次	議員
13 番	湯 田 哲	議員	14 番	高 野 精 一	議員
15 番	渡 部 訓 正	議員	16 番	山 内 政	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡 部 正 義	町 長	二 瓶 勝 俊	副 町 長
川 島 敬 章	教 育 長	月 田 啓	総 務 課 長
星 良 栄	総 合 政 策 課 長	渡 部 寛	代 表 監 査 委 員
渡 部 さつき	税 務 課 長	鈴 木 秀 和	住 民 生 活 課 長
遠 藤 知 樹	健 康 福 祉 課 長	橘 昭	農 林 課 長
湯 田 賢 史	商 工 観 光 課 長	室 井 利 和	建 設 課 長
星 徹 也	環 境 水 道 課 長	馬 場 和 伸	会 計 室 長
星 貴 夫	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	星 博 文	学 校 教 育 課 長
廣 野 友 一 郎	生 涯 学 習 課 長	阿 久 津 勝 英	館 岩 総 合 支 所 長
菅 家 康 夫	伊 南 総 合 支 所 長	平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長

事務局職員出席者

渡 辺 健 二	事 務 局 長	室 井 夏 雄	議 事 係 長
---------	---------	---------	---------

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎発言の訂正

○山内 政議長 議長から申し上げます。

去る 6 月 13 日の本会議において、日程第 8、陳情の委員会付託の際に、「令和 7 年陳情第 1 号及び令和 7 年陳情第 2 号」と申し上げるところを「令和 7 年度陳情第 1 号及び令和 7 年度陳情第 2 号」と申し上げておりました。訂正させていただきますので、ご了承願います。



◎答弁の訂正

○山内 政議長 ここで、町長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。
町長。

○渡部正義町長 おはようございます。

6 月 18 日の 5 番、古川晃議員の一般質問において、2 点誤った発言をしてしまいましたので、発言の訂正をお願いいたします。

まず 1 点目ですが、一般質問の 2 点目、ふくしま DC へ本町の取組はの第 1 答弁の中で、本

年度から新たに須賀川市との広域連携を進めておりと申し上げましたが、正しくは、今年度から新たに白河市との広域連携を進めておりの誤りでございました。「須賀川市」と発言したものを「白河市」に訂正をさせていただきたいと思います。

それから、2つ目ではありますが、同じく一般質問の3点目、町の事業承継支援体制はの質疑の中で、組織体制に係る質問があり、商工観光課長から、今年度は雇用対策係ということで、担当から係に昇格になったという発言をいたしました。正しくは「雇用対策係」ではなくて「雇用促進係」でありましたので、訂正をさせていただきます。

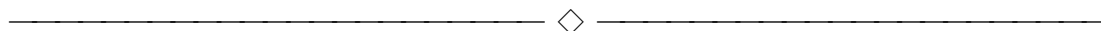
以上2つの訂正箇所となりますので、よろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 ただいまの町長説明のとおり、ご了承願います。

議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条第1項の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意願います。



◎委員会提出議案第3号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第1、委員会提出議案第3号 南会津町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第71号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第2、議案第71号 南会津町公の施設の指定管理期間、利用料金等の見直しに係る関係条例の整理に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 中の指定管理期間について質問したいと思います。

全員協議会の中で説明は受けて……

○山内 政議長 2番議員、マイクを自分のほうに持ってきて。

○2番 芳賀正義議員 協議の内容で、ちょっと確認できなかったのもので、質問をさせていただきます。

一つですが、期間をなくし、どのように更新、管理していくのか、その辺の質問をしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

今まで、基本的に期間5年を限度としておりましたが、今回削除させていただきます。これは評価委員会の中でも、5年というのがどうかというような話がありましたので、今回改めて削除させていただきます。

これは調べてみますと、条例の中には定めることが必須ではなくて、議決事項の中に施設の

名称、団体名、期間を議決いただければ大丈夫というようなことでございましたので、その施設ごとに募集段階で、ある程度期間を定めていきたいというふうに考えております。

全体で申し上げますと、町の指定管理施設、約150ぐらいあります。その中で、地区集会所などもございますので、そういった安定的に管理いただく部分につきましては、ある程度長い期間でもよろしいかなというふうに考えてございます。

さらには、今回、評価の対象になった施設につきましては、一定の期間で評価の結果を出すということを考えますと、今回は基本は5年かなというふうに考えておりますが、この後、正式な公募の段階で、その期間につきましては、改めて内部で検証していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 分かりました。

それでは、この前の町長の説明の中にも、スキー場については5年くらいかというふうな話はありませんでしたが、それぞれ指定管理者との契約の中に、それぞれの期間といいますか、廃止なものですから期間はないかもしれませんが、それらが明記されるということにはなるわけですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 答えいたします。

期間につきましては、募集の際の仕様書であったり、さらには先ほどのとおり、議決事項となりますので、議案の段階ではきちんとした期間が明記されるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○2番 芳賀正義議員 了解しました。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 期間指定については、以前、たしか前町長の時代に一般質問をさせていただいた。そのときに、特に観光施設について申し上げましたが、それぞれの施設の、ここである、いわゆる機能を効果的に発揮する方法を、いわゆる経営者側の判断も踏まえて検討すべきと、こういう話をしたんですが、そのときには取り上げていただけなかったんですが、今、2番議員からもおただしがありました、いわゆる施設の共通する基準、指定する期間の基準というものがございました。そして、これらについては、削除する際に、当然シミュレー

ションをされたと思うんですが、それらのシミュレーションの具体的な例を挙げていただきたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

期間の基準というものは、今、特に設けてはございませんでして、ただ、既に指定管理の更新一覧の中で、例えば星の郷ホテルであったりステーションプラザにつきましては、既に5年間の期間を定めた中で、今、スタートしているところでございます。そういったことから、まず今回、方針の中に挙がっている施設につきましては、判断の期限となる5年間というのが適切かなというふうに思っております。

特に基準等はありませんが、先ほど申し上げましたとおり、各集会施設であったり、そういったものにつきましては非公募でありますし、安定的な管理ということを考えますと、そこは10年であったり、もう少し長くてもいいのかなと、今のところは考えているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 分類をする一定の物差しとして、いわゆる公益性が非常に高いもの、施設ですね、それから一方では、収入、収益というものを重点に考えて運営をしなければならない施設等があると思うんですけれども、それらについての一応の振り分けがされたのかどうか。ただ単に条例から外す段階で今終わっているのか、そののところをもう一度お聞かせください。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

今回につきましては、経営評価の中で、5年間と定まっているものがちょっと足かせになっているんじゃないとか、民間のノウハウを発揮するには短いんじゃないかというようなご指摘があったものですから、まずは一旦そこを外させていただいて、町側としましても、施設ごとにそれぞれヒアリングしている内容等もございますので、そういった内容を踏まえて、先ほどどおり収益性という部分もありますし、逆にですけど、長ければ、観光施設なんかであれば、リスクも伴うというふうに考えております。

そういったところを勘案しながら、今後、期間については定めていきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 議案書に明記することができない中身というのは、当然あっていいんですが、私たちが判断をするのに、これからこれからということで先送りされると、これらについての判断の根拠が、私たちはなくなってしまうんですね。

一般質問で、たしか5 番議員だったと思いますが、廃止をしたり削除をしたりする場合には、必ず想定した、いわゆる次の代替案というか、それを廃止するだけの根拠というものを、ある程度、いわゆる内部の共有事項として持っている必要があると思うんですが、それはいかがでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

急な廃止、削除、そういったのは、確かに事前に何らかの協議、あとは、説明があるべきかなというふうに考えているところでございます。

今まで条例になかったということもございまして、この後、9 月頃からの公募ということになりますので、ある程度方針が決まった際には、何らかのお知らせする機会が必要ではないかなというふうに考えるところでございます。

先ほどのとおり、議会の議決事項にはなるんですが、それは、一番早くて12 月の時点ということになりますので、その前段の中で、ある程度方針が決まれば、委員会なり何なりで、その方針というのは説明させていただく機会があろうかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 恐らく皆さん勉強しているので、このことはお分かりになると思いますが、原因・結果の法則というのがあるんですね。つまりここで、ある一定の結果をお示しました、出しました。この結果は、次の事象・現象の原因になるんです。原因として捉えるしかない。出た瞬間に原因になるんです、結果は。

ですから、こういう結果を出したときに、いわゆる公益的な施設の指定管理の場合と、いわゆる売上げ、利益を目指していかなきゃならない施設と、これらについての基本的な方針というか姿勢、これを明記した上で、議会に、こういうことで削減をします、削除をします、あるいは廃止をします、こういうものにしなければならないと私は思っているんですね。それができるかできないか、時間的な問題もあったのかもしれませんが、今後といっても全部内部なんですね、内部で検討なんです、執行内部。

そこで申し上げますが、原因・結果の今お話ししましたが、これが次の原因になってきますので、その原因となった、いわゆる事象・現象、どういうことが起きるか分かりませんが、それに対して明確に執行部が責任を持つと、こういうことでよろしいですね。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今回の条例提案につきましては、期間を条例から除く、それについて、後の議会の議決事項の中で、議員の皆さんの採決、判断が出てくるというふうに思っております。

議員言われるように、その前段で、我々が考えたものについて議会の中でお示しをして、公募の具体的な中身に入っていくという必要性は感じております。それらを含めて、執行部としてしっかり対応していくというのが今の私の考え方です。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 例えば観光施設、今話題になっておりますスキー場の問題等に関していえば、ここで皆さんがどういうふうに認識を捉えているか、どういう認識でおられるか、ちょっとお聞きしたいんですが、短期、中期、長期という言葉があります。つまり経営について、短期的な計画、中期的な、あるいは長期的な、この短期、中期、長期の捉え方をどういうふうに捉えているか教えてください。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

今、具体的に短期、中期、長期、その期間を具体的に説明するような資料といいますか、考え、方針を持ってはいないところでございますが、今考えている内容につきましては、以前議会のほうからも、評価制度というような話がありました。この評価制度をうまく活用できれば、その期間の中の経営状況によって、延長というようなこともあり得るのかなというふうに考えております。

ただ、それは今決定していることではございませんので、そういったことも考えながら、運営状況を見ながら判断することも可能にしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 行政を長らく担ってきた人たちにすれば、そこはある意味、死角になっている部分なのかもしれませんが、つまり、例えば指定管理を受けた側からすれば、短期計画をどうするか、中期的にはどう投資をしていくのか、あるいは長期的に考えたら、どこまで投資資金を見られるのか、こういうことがとても経営には大事なんですね。人が来れば、それ

でいいという問題ではないんですよ。何名入りましたではなくて、そこには社員がいて、社員の後ろには家族がいるんです。前にも申し上げたかもしれませんが、それぞれ生活保障をしっかりと自分で考えながらお勤めをしているんですよ。

そのときに、例えばの話です、スキー場にしても、指定管理を受けた会社が長期的な計画を見込めない改善計画が出てくるなんていうことは、ある意味、私たち議会の立場からすると、非常にお粗末だと考えざるを得ないんですね。

この5年という数字が、どこから出てきた数字かわかりません、これまでの指定管理。これが中期に当たるのか、短期に当たるのか、まさか長期にはならないとは思いますが、こういうことを今後考えて、いわゆる結果責任をしっかりと取れるように内部で検討願うことを期待して、終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第3、議案第72号 南会津町行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第4、議案第73号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

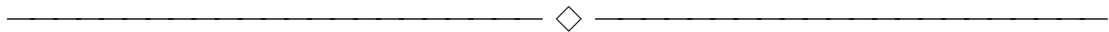
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第74号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第5、議案第74号 南会津町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 二、三、ちょっと質問したいと思いますが、ちょっと私の頭では理解できない部分が多いので、もう少しこれを詳しく説明をお願いしたいと思いますが。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

この案件につきましては、令和6年12月13日に開催されました議会全員協議会の中でご報告をさせていただきました下水道使用料の賦課漏れについて、その際の議員との質疑の中で、町長から、自分の責任も含めて、今後検討したいというような内容でございました。

その当時、時効額が407万1,740円ということで、その金額の大きさから、それぞれ自身の責任ということで、町長の給与についての減額の提案でございます。

以上です。

○山内 政議長 議長から申し上げます。

先ほど私が、「南会津町町長」というふうに朗読しましたが、正確には「南会津町長」でありますので、訂正をさせてください。

14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 これ、結果的には、下水道の納入期間の問題もあり、催促をする立場での職員の職務怠慢という意味で提出したのかどうか伺います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答えを申し上げます。

今回の事案につきましては、令和6年12月の議会全協でご報告しておりますけども、不適切な事務処理によって、結果として時効を迎えたものが407万1,740円、本来これは、町として収納すべきものが収納できなくなってしまうということでございます。また、遡及して納付をお願いしたということで、当事者には予定外の、計画的な出費以外のものをお願いするというような事案が起きてしまいました。

この2つのことを、組織としても深く反省をし、組織の長として責任を取るという形で、今回の町長の給与の減額ということで提案したものでございます。

○山内 政議長 14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 確かに言葉としては、不適切なという言葉が使われておりますが、当時、南会津町で下水道を引くときにおいて、距離の問題やら、その家の事情によって、なかなか請求ができない状況下にもあったように思われますが、それを加味して、それを全て町の責任だというのは、ちょっと無理があるような気もするんですが、その辺はどう思いますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今回の事案につきましては、下水道の接続、つまり家を建てるとか、トイレの改修をしたとか、そういうことで下水道の接続をする際の手続について、本来知り得ていた情報をしっかり料金の収納のほうに反映できなかった。それは組織のチェック体制とか、そういう問題があって、本来その時点で賦課すべきものができなかったと。さらに、遡ってお願いしようとしたらば、時効が出てしまったという案件でございます。

今議員が言われたのは、下水道の配管を引いて、本来すぐに接続しなければならないんだけど、それができないという家庭の事情ではなくて、我々の事務処理の不適切な対応ということでご理解をいただきたいと思います。

○14番 高野精一議員 了解。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応、今回のこのような判断をするに当たっての過去の例等を参考にしながら、こういうものは取り扱っているのではないかというふうに思いますが、それらについて説明をお願いします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

県内各自治体でもよく、これに類するような不適切な事案ということで報道がされ、場合によっては首長が責任を取るというような形で、給与の減額の報道があります。そういったところを加味しながらということですが、私の今回の判断に至った大きな一つの要因として、私が就任した直後、令和4年6月に議会全協のほうに説明した案件がございました。下水道の受益者負担金の不納欠損、これの欠損額が868万2,000円ほどの欠損が生じまして、これも内容としては、職員、それから組織としてのチェック不足、それが原因であった。

しかしながら、個々の職員に責任を求める、そういう事案ではないということで、今回、令和4年6月に発生した事象において、私は自ら戒めると、組織の長としての責任を取るという形で、今回の給与減額、20%減額というのが、前回も同じ事例だったということで、それを参考にして、総務課のほうにこれで条例提案をするようにと指示したところでございます。

○15番 渡部訓正議員 了解。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 これ、首長が責任……

○山内 政議長 14番に申し上げますが、賛成、反対ということによろしいですか。

○14番 高野精一議員 そうです。

○山内 政議長 反対ということですね。

○14番 高野精一議員 反対のほうで。

反対の立場で申し上げますが、この事案に対して、町長が責任を取って、これを減額しますということに対して、職員に対する、それだけの波及効果はどのくらいあるのか。みんな、そ

れだけの認識を持って仕事にいそしむのかどうか、その辺が私もちょうと計り切れないし、また、町長がこれをもって減額をしましたということに対して、住民がどれだけ理解するのか、私も分かりません。

そういう意味の中で、もっとその辺を精査しながら、これはやるべきではないかと思ひまして、私はこれに対するものは反対といたします。

○山内 政議長 続いて、賛成の討論はありますか。

5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 この議案、条例に対して、賛成の立場から発言させていただきます。

今、2 点質問があって、その回答の中で、やはり今回発生した事案というのは、非常に重大な、中身を町民が知ればかなりの関心を持って、場合によっては大きな批判にもなりかねない、そういった事例かなど。それに対して、町長がそれなりの責任を持って応じると。その根拠としても示されましたので、私はこの議案に対して、賛成の立場で発言させていただきます。

○山内 政議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 これで討論を終わります。

これから採決します。

起立によって採決します。

議案第74号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内 政議長 着席願います。

起立多数です。

よって、議案第74号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第6、議案第75号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 議案第75号は、課税限度額の引上げという内容であります。引き上げる理由、説明あったかもしれませんが、根拠というか理由、それをお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 根拠でございますけれども、課税限度額につきましては、平成27年の医療保険制度改革骨子により、社会保険とのバランスを考慮しつつ段階的に引き上げることとされたことを踏まえ、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の課税限度額の見直しを行うことになっております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 この改正によって、町の公会計にどのような影響が生まれますか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長 それでは、関連がありますので、私のほうからお答えさせていただきます。

今回の条例改正、大きく分けまして、賦課限度額の引上げ、そして、5割軽減、2割軽減の方の基準額の引上げというのが大きなポイントとなっております。

今回の、まず賦課限度額の引上げにおきましては、当然課税限度額が上がりますので、その分、実際の税を納める限度額というのが当然引き上がりますので、その分、高額というか、実際所得の高い方につきましては、その部分まで限度額が上がりますので、実際の税の調定額が上がるという影響がございます。

あともう一点の課税限度額の部分につきましては、これも実際には軽減額が引き上がりますので、この部分につきましても、実際に軽減を受ける方が増えるというのが普通であるんですが、折からの、これまでいろいろ答弁させていただきましたように、世帯数、被保険者数が減っていますので、実際の軽減額につきましては、前年度と、これまでと比較しまして、実際、軽減額そのものは減っているという影響でございます。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 軽減については分かりました。

課税限度額が上がる、その人たちももしかしたら、以前聞いたときより減っているのかもしれませんが、国保会計で収入となる金額、これが若干なりとも増えるのかなというふうに感じるわけですが、そこはどうですか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長 それでは、お答えいたします。

まず、課税限度額の超過世帯に限定して申し上げますと、実際これに該当する世帯は、40世帯ほど増えるというふうに試算しております。

この原因につきましては、令和6年度中の国保の所得割の試算をする基礎額でありますけれども、昨年の農業所得、あとは年金所得が増えたことによりまして、こちらの超過の限度額のほうも大体1,000万円程度増えているという状況でございます。

○12番 楠 正次議員 了解です。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第7、議案第76号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業 町営住宅松下団地12号棟 建築主体工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第8、議案第77号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業 町営住宅会下団地1号棟改修 建築主体工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

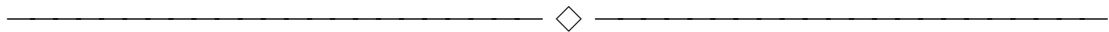
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第78号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第9、議案第78号 工事請負契約について（交通安全対策事業 町道永田・中荒井線道路改良工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第79号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第10、議案第79号 物品購入契約について（公立学校情報機器整備事業 G I G Aスクール端末購入）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 これに関してですけども、以前もちょっと触れたんですけども、確認の意味で質問させていただきます。

児童生徒、教師用の今の、これまで、現在、これが導入される現状、多分6月現在で、790台のタブレットが本町の全校の総合計で入っているわけですね。79台が今回の新しいタブレット、新しいタイプに更新されるわけで、その押し出されるものを利活用しないと、もったいないんじゃないかということをおっしゃっていただいたんですけど、それに関して、その後、あるいはこの後に起きる処分、処理に関して、利活用という意味で、どんなプランがあるか、ちょっとお聞かせ願いたい。利活用してほしいというようなことで、1回触れたんですが。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 お答えいたします。

小学校1年生から小学校3年生まで、現在使っている端末につきましては、平成30年度と令和元年度に整備されたものになっております。

こちらの機器につきましては、バッテリーの劣化が進んでいるほか、処理能力等もスピードが落ちているというような状況で、あまり再利用できるような機器ではないという判断から、そちらの機器については廃棄処分したいというふうに考えております。

ただいま13番議員のほうからお話のありました、令和2年度に整備いたしました、現在小学校4年生から中学校3年生まで使用している端末につきましては、今回議案として提出させていただいた新しい機器、整備はされるんですが、十分な台数といいますか、例えば学習支援員の方とか、そういった方の分まで整備がされていないというような状況もございますので、こ

れまで使っていた端末については、そういった学習支援員の方の補助の機械として使ったり、あとは、例えば修理に出している間の直ってくるまでの間、予備機として購入する分で足りる部分では、新しい予備機のほうで対応するんですが、予備機でも足りない場合、そういった部分の利活用をしたいというふうに考えております。

また、文部科学省のほうからも、そういった今まで使っていた機器の再利用を図ってほしいというような文書も届いております。その中でも、学校と図書館での活用であったり、P T A活動とか、そういったところで活用できる部分については、積極的に活用してくださいという話になっていますので、今後、学校のほうと協議しながら、利活用について検討していきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 今、課長のほうから後半戦で、文科省のほうからもそういう指示もあるということで、大いに使って、これ2021年4月に使い始めて、たった4年目で更新、こういう予算の使い方するのは、僕はもったいなくてしょうがないという人間なので、本当に利用していただけるようなプランもあるので、ぜひタブレットじゃなく、スマホの勉強会とか何か、生涯学習課でやっている部分もありますから、そういうので、いろんな場でタブレットに慣れる意味で、社会人当てにでも、いろんなのに使えるような、今課長の話だったので、ぜひ有効に、台数が790台ですからね。

本当は上級生の3年生とか6年生とか中学生に、高学年だと利用もかなり高レベルで、ネットなんかも、自分の家で持っている方もいらっしゃるでしょうけど、ない方にぜひやってほしいなという願いが僕はあったので、そういう利用が今現在進んでいるということなので、それは期待しています。

あと一つ、整理して聞きたかったのは、タブレットによって、タブレット事業で更新されて、事業の中身も、タブレットに主に置換されて置かれるんだけど、今の段階でパソコン室のやつが、令和4年の中では年間1,800万円ぐらいのリース料、タブレットは買取りだったので、1,800万円というのがやっぱり心に引っかかっているんで、その1,800万円は整理されて、もうタブレットに重きを置いたので、教師は別としても、その辺のプラン、ちゃんと整理されているのか確認したい。イチハチという数字の今までのP Cですね、その行方ですが、どういふふうになるんでしょうか。消えてほしいんですけど。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 お答えいたします。

議員、今おただしのように、1人1台でタブレットのほうが配付されますので、そういったパソコン室のようなところでの機器を使つてのというのはなくなりますので、リースについてはもう既に終わってしまして、新しくリース料を計上して、それも使っていくというような考えではございません。

なお、先ほどの、この質問に入る前に、中学校の生徒さんたちには配って利活用という話はあったんですが、大変申し訳ありませんが、児童生徒に配付する考えは持っておりませんので、そこだけはご了承いただきたいというふうに思います。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 配付する考え、それはいいです、全然。

今、先ほどのPCに関しては、1,800万円という高額な部分が消えることは、すごく僕は安心した情報として確認できましたので、ぜひ1,800万円を子供たちの別な意味の教育のほうに使ってほしいなと希望して、終わります。

以上です。

○山内 政議長 学校教育課長。

○星 博文学校教育課長 関連してといいますか、今現在、当初予算にも、ICT活用教育推進事業のICT機器等リース料ということで予算計上されているんですが、これは生徒児童用ではなくて、小学校、中学校で使われる教職員等の、そういったパソコンのリース料、あとはプロジェクターとか電子黒板、こういったもののリース料となっておりますので、それらについては引き続き、毎年度計上されるようになりますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

○13番 湯田 哲議員 理解しています。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

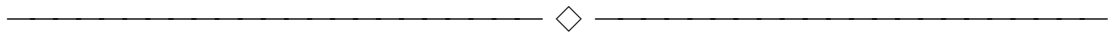
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第80号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第11、議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について（伊南大イチョウ公園）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

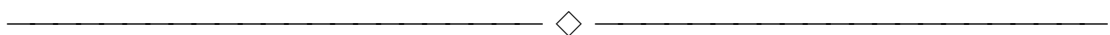
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎報告第３号の質疑

○山内 政議長 日程第12、報告第３号 令和６年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第３号 令和６年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。



◎報告第４号の質疑

○山内 政議長 日程第13、報告第４号 令和６年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第４号 令和６年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。



◎議案第８１号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第14、議案第81号 令和７年度南会津町一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 私からは、2 点について質問させていただきたいと思います。

まず、1 点目ですが、7 ページの款が総務費、項が総務管理費、目が交通対策費、節は委託費の地域公共交通サービス利便性の向上に対する調査委託料、もう一点が、9 ページ、款が商工費、項も商工費、目が観光施設等の管理費、節が工事請負費、この中のたかつえスキー場のリフトに関する修繕工事請負、この組替えについてお伺いをしたいと思います。

まず初めに、7 ページですが、ここでいう公共交通の確保のための調査業務の委託については、何をまず目指しているのかということ、それから、委託先はもう決まっているのか、それらについて、まずお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

まず、公共交通につきまして、昨年度、町全域で交通空白地域がなくなりました。一定の利便性は確保されているかなというふうには考えております。ただ、今、これだけ人口減少が進む中で、利用者の減少は進むだろうという想定があります。

公共交通を維持していく中では、やはり利用者を確保していかないと、交通事業者の維持もできなくなってくるというようなことを想定しておりまして、今後、観光客も利用できるような、そういった A I によるスマートフォンで予約ができるような、そういう仕組みができないかということが一つと、もう一つ、田島地域の中で、町なかのエリアの方たちは、デマンド交通の安い交通が、その利用がなかなかできない。当たり前のようにタクシー代を払っているような状況になります。

また、交通事業者にとりましては、人材の確保、ドライバーの確保ということが課題になっておりまして、今後、町内の公共交通がこのまま維持できるのかというようなことが、今、将来的な課題というふうに思っております。

その観点から、公共交通サービスを維持して、さらに向上するためには、町民の方であったり観光客がどのようなニーズを持っているのか、どういうふうな交通体系を目指すべきがいいかというような検討をするための、そういったニーズ調査を実施していきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 大変厳しい環境の中での、公共交通の手段を確保するというのは大変なことなんですが、私は、まず分類をはっきり示すべきだろうと思うんですね。

一つは、やはりこの南会津町が合併をして、峠を一つの区切りとして、西部地域があり東部地域がある、これは大きなネックになるはずだと思います。

それから、もう一つは、やっぱりITを活用するに当たっても、高齢者層をどう扱うのか。あるいは、高齢者層と言えないけれども、なかなか交通手段をふだんに独自に利用できない方々がいる。こういう分類をしながら、どこに手当てをしていくか。そうしないと、総じていくと、これはある意味で、何をどこから始めていいか絞り切れないという部分が出てくると思うんですね。

よく私は、部分最適と全体最適の話をしますが、やはりここは、部分最適をどういうふうに分けをしていくかということで、西部地域あるいは東部地域、この分けは、委託調査をするにしても、しっかりと分けをしなきゃいけないと思うんですが、その考えはどうでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

一つが、AIによるスマートフォンでの予約というような答弁を先ほどさせていただきましたが、それは観光客をターゲットにしてはどうかというような想定ではありますが、仮説を今立てております。

それはなぜかといいますと、ほかの自治体でやっているものにつきましては、そこに暮らす住民の方は、今までどおりの電話のほうが多いと。ただ、スマートフォンを使って予約する場合につきましては、住民よりも町外、市外の方の利用のほうが多い。それによりまして、全体的に交通の利用者が増えているというような話も聞きますので、そういった検証を進めるに当たりまして、ニーズの調査をしていきたい。ですので、町民のニーズだけではなくて、観光客のニーズも含めて、今回の調査にしていきたいと思っております。

それらを含めまして、田島地域だけではなくて、ほかの舘岩、伊南、南郷の地域の、そういったターゲットをどこに絞るかということも含めて、今回の調査で絞り込んでいきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 先ほど質問したんですけど、委託先というのは、もう既に用意されているんでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

失礼いたしました。今回、この議案が通りましたら、プロポーザルの公募をいたします。それを踏まえて、委託先を決定していきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 今、説明がありましたけれども、その説明をトータルの聞くとな納得できるんですね。しかし、じゃ、例えば運転免許証を返還した人からすると、どういうことが調査対象になって議論されて、自分たちに恩恵が返ってくるんだろうかというようなところが、なかなか見えてこないんですね。

そう考えると、調査委託をするのは、私はそこで是としますが、調査委託する先、いわゆる調査委託の内容、これによっては、より住民に身近な答えといいますか、状況が見えてくる。それに対して、町がどう対応していくかということになると思うんですけれども、一般的な、こういう言い方は嫌われるかもしれませんが、住民の方々って、ある意味、自分が当面する問題には関心がありますけど、それ以外にはあまり関心を持たないというのが一般的なんですよ。

そういうことを考えると、行政サービスの中から漏れていくという、漏れざるを得ないと、そういう人たちにできるだけ寄り添って調査を進める。しかし、現実的な問題としては、必ずしもあなた方に十分な配慮を施すことはできないと、こういう説明に持っていく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、全ての町民の方が納得するようなサービス提供をできるかということは、まず、十分ではなくなるということは想定しております。ただ、これまで公共交通の再編を進めていく中で、まず田島エリア、田島の中心地以外の方であれば300円とか600円で病院とか通えるのに、何で我々は600円とか700円をかけて通院しなくちゃならないんだと、デマンドを使えないのかというような、そういう話も聞こえておりましたので、それらを含めて、今回もう一回、中心地の再編も含めて検討していきたいというふうに考えております。

そのためには、やはり住民の方、地区を代表する区長さん方との話し合いも進めなければならないというふうには考えておりますので、今ほど湯田議員のほうからお話のありましたことを踏まえまして、今後調査しながら、実施に向けての実行に移していきたいというふうに考えて

おりますので、ご理解願います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 改めて言うべきことじゃないのかもしれませんが、公共交通という概念というか、これについては、どういうふうに理解すればいいのか、教えていただきたいと思っています。公共交通という。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

公共というような言葉がついておりますので、それは、市民誰もが利用できる交通であるというふうに認識しております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 いわゆる誰もがという幅広い領域に、利益といいますか、便宜が図られるということなんでしょうけど、これに対して、料金は取るわけですから、いわゆる民間の意思が入って交通体制をつくるということも大いにあり得るんだろうと思うんですね。

観光客というような話もあったんですが、例えば今、一定の方針が転換されて、ここまでたくさんの方々が参加しながら議論を進めてきた、いわゆる観光施設、スキー場等の問題、これらについてのいわゆる連結というか、これらの団体が公共交通に参画をするということも今後あり得るんだと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

今、交通の事業者にあっては、ドライバー不足ということが声が上がっております。その交通事業者が運行をなかなかしにくい時間帯であったり曜日、そういったものを、そういった住民の方たちが補完するような、そういう運行も国のほうの制度で認められておりますので、そういったところまで広げられればいいかなというふうには想定はしております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 我が町の人口動態を見ても、あるいは就業、生産年齢等の減少とか、いろいろな課題をおもえば、いわゆる連結・連携、連携というより連結ですね、業務連結はもちろんですが、収益連結まで含めて、しっかりとここのところは可能性を探り出して、そして、この公共交通体制の調査を受けながら進めていただくことを期待して、次の質問に移ります。

9ページでありますけれども、内容を具体的に教えてほしいということがまず初めにありま

す。

たかつえスキー場のリフトの修繕工事、これ請負費で、組替えというふうになっています。この内容と、次のたかつえスキー場リフト終点停留所修繕工事請負費（組替え及び追加）、この部分についての具体的な内容を教えてください。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

9 ページの工事請負費の上から4行、こちらについては、2つのことが書かれておりますけれども、関連してございます。

まず、たかつえスキー場リフト修繕工事請負費の組替えでございますけれども、こちらにつきましては、令和7年度当初予算のほうに、スカイロードワンというリフトの圧搾機、具体的に言いますと、リフトのケーブルと搬器をつなぐ部分の圧搾機の更新工事として、1,127万5,000円を計上しておりました。

そうしましたところ、シーズンが終わりまして、スキー場の確認をスキー場会社のほうでしたところ、第3ペアリフトというリフトがあるんですが、そのリフト降り場、こちらでいいますと停留所修繕ということで、停留所ですね、リフト降り場を支える鉄骨部分、そして、床部分に鉄骨が使われているんですが、そちらのほうの劣化が大変激しく、具体的に言いますと、さびたり、鉄が腐っているような状態になっておりました。

そういったところから、そちらのほうを優先して工事をしたいということで、当初予算に上げておりましたスカイロードワンの圧搾機の修繕工事を先に延ばしまして、第3ペアリフトのほうを先に行いたいということで、その差が709万5,000円ありまして、そちらを追加して合計1,837万円で、第3ペアリフトの降り場の修繕をしたいというものでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 物があれば、物はいつか形をなくしていく。そのプロセスの中に、当然私たちは注視、注意して見ていかなきゃならないんですが、これらの施設管理の体制として、見落としとか、いろいろなことはあるかもしれない、体制としてはどういう、十分な体制が整っているというふうに言えるんですか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

それぞれスキー場会社のほうには、メンテナンスの担当の職員がおりまして、日常的な管理についてはその職員等が行っていると思います。そして、リフトについていいますと、それぞ

れ入れている事業者がございますので、そちらのほうで定期的なメンテナンスを行っているというふうに聞いております。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 担当者がいるのは当然のはずですね。いないと、恐らく運営ができないんじゃないかというふうに私は思うんですけども、それが複数いるのか単独なのかは分かりませんが、そういう体制を十分に備えていないと、やっぱり組替えというものが出てくるんですね。

当然ですが、議会の議決とか何とかという問題よりも、やっぱり安全の確保というのが、当然第一に考えていかなきゃいけない。こういうことが議案に上がってくると、つまり、スキー客はこの議案書を見ることはできないんですけども、こういうことが口コミで進むと、あのスキー場、本当に安全対策大丈夫なんですかというようなところまでいくんですよ。こういう不安を残すんです。

ですから、ここのところは、今すぐどうするということはないんでしょうけど、いわゆる株式会社みなみあいづを中心とした指定管理者が運営をしているんでしょうけど、ここの現場とよく協議をして、あるいは現場とよくよく打合せをして、信頼を失わないような、そういう体制をぜひつくり上げてほしい。

人がやることですから、うっかり忘れたり、見落とししたりするのはあります。しかし、それをプロとして、エキスパートとして、来るお客様たちに、ここは安心なんだと、この地域は、それはほかから比べたら、比べものにならないほどしっかりとしているんだという、そういう信頼関係がないと、なかなか人は定着していかないと思いますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

日々の点検等ももちろんでございますけれども、そういったところで抜かりのないようにして、安心で、そしてしっかりとした点検業務、そしてお客様の信頼が得られるような体制で、お客様を迎えたいと考えています。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 もう一つ加えてお話をさせていただきますが、現場の意見が経営陣に通じない、通らないというケースもあるんですね。ここのところも、やはり指定管理をしている町執行部側としては、しっかりとその辺の状況も確認をしながら、今後、当然修繕計画があるわけでしょうから、その修繕計画が妥当なものだというふうな形で執行できるように期待を

して、終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

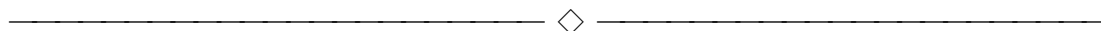
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第82号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第15、議案第82号 令和7年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第 8 3 号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第16、議案第83号 令和 7 年度南会津町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎令和7年請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第17、令和7年請願第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

7番、文教厚生委員長、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 7番、文教厚生委員長の森秀一です。

文教厚生委員会に付託された請願、令和7年請願第3号の「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書について、委員会審査の経過と結果を報告いたします。

この請願は、令和7年5月15日、福島県福島市上浜町10-38、福島県教職員組合中央執行委員長、瀬戸禎子氏より提出されたもので、紹介議員は古川晃議員であります。

この請願の趣旨は、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保証するため、令和8年度以降も全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と十分な就学支援に必要な予算の確保を求めるものであります。

このことを受け、文教厚生委員会では、去る6月16日、審査を行いました。

審査は、請願書の趣旨と内容を確認するとともに、児童生徒の現状を審査しました。令和6年4月1日現在、約3,000人の子供たちが県内外で避難生活を送っていることから、これらを中心に調査しました。

被災した子供たちに対する支援として、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などがあり、学校で学ぶために極めて有効な支援事業として機能しております。

福島県の復興・再生に向けて、被災者にも手厚い支援が実施されてはいますが、原発事故災害被災地では、今なお避難生活を続けなければならない、そうした中で、生活保護家庭の支給要件に該当する児童生徒が存在することも確認しました。調査の結果、被災児童生徒数の減少はあるものの、支給要件の対象となる児童生徒がまだまだいることを確認しました。

福島県に生まれ育った子供たちがひとしく教育が受けられるよう、被災した児童生徒、そしてそのご家庭を支援していくことは、国の責務であると文教厚生委員会では考えました。

このことから、慎重に審議した結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定にご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

なお、質疑は町村議会の運営に関する基準に基づき、審査の経過と結果に対する疑義にとどめるようご留意願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから令和7年請願第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この請願は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、令和7年請願第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

————— ◇ —————

◎令和 7 年陳情第 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第18、令和 7 年陳情第 1 号 「消費税 5 %への減税を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

10番、総務委員長、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 総務員長の室井です。

今回、総務委員会に付託された陳情、令和 7 年陳情第 1 号 「消費税 5 %への減税を求める意見書」の提出を求める陳情について、委員会審査の経過と結果を報告いたします。

この陳情は、令和 7 年 6 月 3 日、福島県南会津郡南会津町八総211番地、星文夫氏より提出されたものです。

この陳情の趣旨は、長引く物価高で庶民の台所は悲鳴を上げています。物価高騰から暮らしを守る上で最も効果があるのは消費税減税です。

このことを受け、総務委員会では、去る 6 月16日、17日の 2 日間、審査を行いました。

主な意見は、これから参院選挙が近づく中で、公の政党が公約で争っている案件を我々町の権限、議会の権限で廃止することができるのか疑問であり、不採択である。10%の消費税をいきなり 5 %に下げること無謀であり、本来10%の消費税は社会保障で使っていたわけで、5 %にすることで国民の生活に支障が出るのではないかと。その不安を払拭することの説明がないので、消費税を下げることは反対で不採択としたい等々、全員一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定にご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○山内 政議長 質疑はありませんか。

5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 今説明があったんですが、今回、参議院議員選挙を前にして、各党が公約を出しています。消費税に関していえば、野党では、食料品に限ってゼロというところから一律 5 %、そういうところ、さらには廃止という政党まで様々あるわけです。

今回 5 %というのは、本当に一部の政党の主張と同じものになっていますので、参議院議員選挙前という微妙なタイミングで、判断は非常に難しかったかなというふうに思います。

ただ、消費税に関していえば、与党・自民党とか公明党内でも、減税を主張する議員はいるというふうに聞いています。

そこでお聞きしたいんですが、現在、国民生活の困窮、景気の閉塞感、陳情書にあるとおりなんですが、ここにメスを入れていくための一つの手がかりとして、今回は5%という限定な税率が示されているわけなんですが、そういったものは置いておいても、この国民の窮状を察して、消費税の減税の必要性、あるいは逆に消費税の役割、そういったものについての議論はどんなふうにしてあったかなというところを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 議長から申し上げます。

さきに質疑の許可をしましたが、戻ります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

なお、質疑は町村議会の運営に関する基準に基づき、審査の経過と結果に対する疑義にとどめるようご留意願います。

失礼しました。

それでは、今の古川晃議員の質問に対して答弁をお願いします。

10番、総務委員長、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 5番、古川議員の質問にお答えいたします。

報告の内容の繰り返しになりますが、消費税は本来、社会保障で使いたいわけで、5%にすることで国民の生活に支障が出るのではないかと。その不安を払拭するすべがないので、消費税を下げることは反対ということで、その意見から不採択ということになったわけですので、ご理解願います。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「議長、5番」と言う者あり〕

○山内 政議長 原案に反対ということでよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○山内 政議長 まず、原案に反対者の発言を許します。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは、原案に反対の立場、つまり陳情書に対する賛成の立場とい

うことで、委員会に付託された「消費税５％への減税を求める意見書」の提出についての審査結果について、反対ということで述べさせていただきます。

間もなく公示される参議院議員選挙を控えて、各政党は、国民の生活支援、物価高支援、景気対策、様々な公約を打ち出しています。

その中で、消費税に関しては、先ほど申し上げたとおり、各党様々な税率での減税、これは野党を中心にですけれども、与党については消費税の引下げは行わず、全国民に１人当たり２万円の給付金の配布を行うというようなことで、今のところ公約が出されているのかなというふうに思います。

消費税については野党の間でも、先ほどもちょっと話ありましたが、統一感がないわけなんですけれども、様々なんですけれども、ただ、連日のニュースになるほど、現在の食料品をはじめとする物価高騰、それから景気の閉塞感、これで国民生活は日々苦しさを増している、これは間違いないことかなというふうに思います。

これには、国民の消費生活を促すということをしてこ入れしながら景気高揚を狙う、そのために、消費税の減税は効果的な措置になるのではないかなと私は考えます。まして、南会津町はじめ地方町村における景気の停滞、地域経済にとって、今のこの景気の停滞は、すごく大きなダメージを地域経済に与えるというふうに思います。

生活必需品の購入に関わる減税措置というのは、地域住民の生活の救いになるというふうに思います。また、消費税は、赤字の事業者であっても納めなければならないということがあって、消費税減税は経営の苦しい事業者を救う一つの方法にもなり得るというふうに思います。

今回、５％への減税という、この数字というのが、各議員の立ち位置によって意見が分かれる税率であって、そういったところも判断に結びついたのかなと思うんですが、この意見書を地方議会から国に届けることによって、物価高と地方経済の停滞に困窮している地域の声に対して、政府の責任で一層の改善対策を講じる、そういったものの後押しになるのではないかなというふうに思って、そういうことを願って、私はこの委員会の審査結果に対しては反対の立場で討論に参加させていただきました。

以上です。

○山内 政議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 私は、賛成の立場で発言をさせていただきます。

現在、物価高ということで、様々な経済対策が取られております。その中で今回、５％の減

税ということで陳情が上がりましたが、今まで消費税については社会保障費に使われてまいりました。その社会保障費に充てられるものが明確にされていないという状況の中で、５％に下げるとは難しいというふうに感じています。

また、５％に下げるとは、下げる期間として１年半以上かかるというふうに私も調べてまいりました。そういう中で、莫大な費用をかけて下げることが今重要なのかどうかということも、委員会の中でも出されてまいりました。

そういう意味で、私は今回、この５％減税の陳情については不採択ということで、皆さんの意見のまとめた中で、不採択というふうに決めさせていただきましたので、これにつきましては賛成の立場でいきたいと思います。

○山内 政議長 ほかに討論ありませんか。

９番、湯田芳博君。

○９番 湯田芳博議員 不採択に反対の立場で討論をさせていただきます。

委員長報告にもありましたが、選挙という話がありましたが、それはタブーな問題だと私は思います。生活に密着した現状を考えれば、５％という根拠は何かよく分かりません。しかし、一般市民がこれらについて態度を明らかにし、議会に陳情するということは、それだけの根拠があつてやるものではなくて、一定の情報、それはマスメディアかどうか分かりませんが、を基に行われるんですね。

社会保障費に使われていると言いますが、じゃ、社会保障費に使われているという証拠があるんですかということです、本当に。それはテレビや何かでは、そういうふうに政府は答弁していますが、私は、やはり政府というのは現状を見て、今国民が、自分たちが責任を持って担う政策の、その傘の下で生活している国民がどういう状況にあるかということを考えながら、私は国債発行を大いにすべきだと思っているんですね。国債発行してまでも今は減税をし、そしてガソリン減税の、いわゆる定額減税の問題についても処理すべきだと、こう思っております。

したがって、今回委員会で不採択というふうに結論づけたその内容は、あまりにも現実離れをしているということで、反対をいたします。

○山内 政議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 これで討論を終わります。

これから採決します。

起立によって採決します。

令和7年陳情第1号 「消費税5%への減税を求める意見書」の提出についてを委員長報告のとおり不採択と決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内 政議長 着席願います。

起立多数です。

よって、令和7年陳情第1号 「消費税5%への減税を求める意見書」の提出については、不採択とすることに決定しました。



◎令和7年陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第19、令和7年陳情第2号 「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

10番、室井英雄総務委員長。

○10番 室井英雄議員 総務員長の室井英雄です。

総務委員会に付託された陳情、令和7年陳情第2号 「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出を求める陳情について、委員会審査の経過と結果を報告いたします。

この陳情は、令和7年6月3日、福島県南会津郡南会津町八総211番、星文夫氏より提出されたものです。

この陳情の趣旨は、インボイス発行業者になると消費税の申告・納税が義務づけられ、特に小規模事業者では、税負担と事務負担の二重の負担を負うことになりました。また、エネルギー価格や原料費等の高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で、経営環境は一層の厳しさを増しております。インボイス制度に係る負担を小規模業者に求める状況ではありません。

このことを受け、総務委員会では、6月16日、17日の2日間、審査を行いました。

主な意見として、インボイス制度には3年間の軽減措置があります。措置期間が終わってからも遅くはなく、時期尚早であり、経過をしっかりと見極めていくことも大事であるとの意見が多くあり、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定にご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、

委員長報告といたします。

○山内 政議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

なお、質疑は町村議会の運営に関する基準に基づき、審査の経過と結果に対する疑義にとどめるようご留意願います。

質疑はありませんか。

5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 それでは、この「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出、不採択ということなんですけども、この陳情書の主な訴えの対象というのは、陳情書にあるとおり、小規模事業者や個人事業者である免税事業者ということです。

南会津町には、これに該当する中小零細事業の事業者は数多くいらっしゃるというふうに思っています。インボイス導入時には、このような免税事業者の経営継続や経営への影響がかなり懸念されていたと思います。

今回の委員会審査の中で、町内免税事業者への調査、これは短期間のことですので、無理だったのかなと思いますけども、お聞きしたいのは、日々住民の皆さんの生活の様子を見ながら、ある程度はインボイス制度導入後の影響という、その実態はつかめるのではないかなというふうに思うんですけども、そのような実態の分析というのはなされたのか。なされたのであれば、どのような分析であったかということをお聞かせいただければと思います。

○山内 政議長 10番、室井英雄総務委員長。

○10 番 室井英雄議員 5 番、古川議員の質問に対してお答えいたします。

古川議員が言われるとおり、短期間でしたので、町内免税店の事業者の調査は行っておりません。そのような経過から、実態の分析も行っておりません。

以上でございます。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 不採択の理由として上がってきたのが、3年間の軽減措置があると、それからでも遅くはないというようなことがあったと思うんですけども、しかし、それであつたらば、継続審査ということなのかなというふうに思うんですけど、ここで不採択というふうにしてしまうと、ここで切り取られてしまうんですよね。切り捨てられるというふうな言い方もできるかなと思います。

先ほど言いましたように、町内の中小零細事業者等は、やっぱりインボイス導入後、私も非常に町なかでは、愚痴に近いような悩み、切ない声、そういったものを聞いたことがあります。

3年間の猶予の後、じゃそういったものが解消されるかどうかというのは、私は非常に懐疑的な見方をしているんですけども、ただ、そういうふうに3年間の猶予があるので、それを待ってからでも遅くはないということであれば、継続審議だったのではないかなと。そういった継続審議という判断についての議論というのはあったかどうかについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃議員に申し上げますが、あくまでも委員長の報告の中身についての質疑をお願いいたします。

総務委員長、答えられれば答えてください。

10番、総務委員長、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 5番、古川議員の質問に対してお答えいたします。

継続審議か不採択かの議論はなされておられません。皆様、不採択ということの意見で一致しております。

実を申しますと、私もインボイス制度に関わって、消費税を納税している一事業者ではありますが、一事業者のいろいろな考え方があると思います。確かに……議長、すみません、私の心情……駄目ですか、すみません。分かりました。

○山内 政議長 あくまでも委員会の審議の経過等を述べてください。

○10番 室井英雄議員 申し訳ありません。

では、先ほど申しましたように、継続審議という議論にはなりませんでした。

以上です。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「議長、5番」と言う者あり〕

○山内 政議長 原案に反対の発言ですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは、委員会に付託された「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出についての陳情の審査結果について、反対の立場から討論させていただきます。

この陳情書にある主な訴えの対象は、先ほども言いましたが、南会津町でも相当数いらっしゃると思われる免税事業者なんですね。実数は私も把握していません。以前の一般質問の中でも、これ税務署のほうに聞かないと分からないというような、そういう回答がありましたので、なかなかこの期間で、実数を把握するところまではいきませんでした。

そもそも免税事業者がなぜ存在するのかというところに立ち返ると、消費税の導入時、売上げが小さい事業者の消費税納税を免除するという事で、事務負担の軽減をして経営の負担を軽くする、そのために中小企業の消費税手続を省略するという、そういう目的があったと、そういうふう聞いています。これによって、起業したばかりの事業者や小規模事業者が、消費税の計算や納付手続を行う際の負担を軽減することができたというわけなんですね。しかし、その辺は、導入されたら困るというような声、多数あったわけなんですけど、導入されてしまった。そういうことですが、インボイス制度の導入によって、免税事業者にどのような影響が及んでいるかということについては、今回の陳情の趣旨にあるとおりだと思っています。

それで、3年間の猶予期間というのはあるわけなんですけど、インボイス制度が続く限り、南会津町を支えていると言っていると思うんですけども、中小事業者、個人事業者を圧迫し続ける、その原因の一つになっているということは、私は間違いないのかなというふうに思います。それで、南会津町の中小事業者、個人事業者を守って、これから成長させていく、そういうことの観点とすれば、今回の陳情の趣旨には私は賛成をする立場になります。

さらに、委員会の審査結果で不採択ということなんですけども、先ほども言いましたけども、不採択であれば、やはり困窮している、インボイス制度を何とかしてほしいと思っている町民にとっては、切られてしまうというような、そういう感情にもなるかなと思うと、せめて継続審議、そういったものが必要なんではないかな、それが妥当ではないのかなと思ひまして、今回の不採択とする委員会の審議結果に対しては反対の意見ということにいたします。

以上です。

○山内 政議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 ないので、これで討論を終わります。

これから採決します。

起立によって採決します。

令和7年陳情第2号 「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出についてを委員長の報告のとおり不採択と決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内 政議長 着席願います。

起立多数です。

よって、令和7年陳情第2号 「インボイス制度廃止を求める意見書」の提出については、
不採択とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

なお、再開は午後1時とします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議員提出議案第1号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第20、議員提出議案第1号 議員定数と議員報酬に関する特別委員会設置に関する決議を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

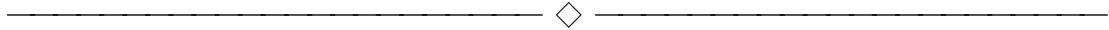
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員の選任について

○山内 政議長 ここで、ただいま設置いたしました議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員の選任を行います。

委員の選任については指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、委員の選任については指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員には、副議長、渡部訓正君、総務委員会より酒井幸司君、星和孝君、産業建設委員会より楠正次君、渡部裕太君、文教厚生委員会より森秀一君、湯田剛正君、以上7名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました7名を議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、この7名を議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、ただいま選任されました議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員は、休憩中に正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成をお願いします。

会議室は中会議室１をお願いします。

なお、委員長、副委員長が決定次第、議長宛て報告願います。

暫時休憩します。

再開は５分前に放送を流します。

休憩 午後 １時０４分

再開 午後 １時２５分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員定数と議員報酬に関する特別委員会の正副委員長の互選結果は、委員長に渡部訓正君、同じく副委員長に渡部裕太君が互選されましたので、報告します。

暫時休憩します。

議会運営委員会を中会議室２で開催します。

再開の放送は５分前に流します。

休憩 午後 １時２５分

再開 午後 １時５０分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

◎日程の追加

○山内 政議長 先ほど、委員会提出議案１件、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長並びに特別委員長から、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。



◎委員会提出議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 追加日程第１、委員会提出議案第４号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者の趣旨説明を求めます。

７番、文教厚生委員長、森秀一君。

○７番 森 秀一議員 文教厚生委員長の森秀一です。

委員会提出議案第４号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について、提案理由の説明を行います。

朗読により説明させていただきます。

東日本大震災から14年が経過し、「被災児童生徒就学支援等事業」は、被災した子供たちが学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

福島県では、令和６年４月１日時点で約3,000人（自主避難を除く）の子供たちが県内外で避難生活を送っています（福島県子ども・青少年政策課公表）。経済的な支援を必要とする子供たちは多く、子供たちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されています。

よって、令和８年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子供たちに継続した就学支援を実施することを求める意見書を提出するものです。

提出先は、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣でございます。

意見書は裏面別紙のとおりであります。

以上、よろしくお願いします。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議員派遣の件について

○山内 政議長 追加日程第2、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

◇

◎閉会中の継続調査について

○山内 政議長 追加日程第3、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査、特別委員長から特定事件の調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◇

◎閉会の宣告

○山内 政議長 本定例会に付された事件は全て終了しました。

以上で会議を閉じます。

令和7年第2回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 山 内 政

署 名 議 員 川 島 進

署 名 議 員 室 井 英 雄